

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

対象事業実施区域及びその周囲の自然的・社会的状況（以下、「地域特性」という。）は、令和8年1月時点で入手可能な文献資料を基に、取りまとめた。

調査範囲は、対象事業の実施に伴う環境影響評価項目を選定するために必要となる範囲とした。

3.1 自然的状況

3.1.1 大気環境の状況

1. 気象の状況

対象事業実施区域が位置する盛岡市は、寒暖差の大きい内陸性の気候特性を有している。

対象事業実施区域の最寄りの気象観測所である盛岡地方気象台の概要は表 3.1-1に、位置は図 3.1-1に示すとおりである。

表 3.1-1 盛岡地方気象台の概要

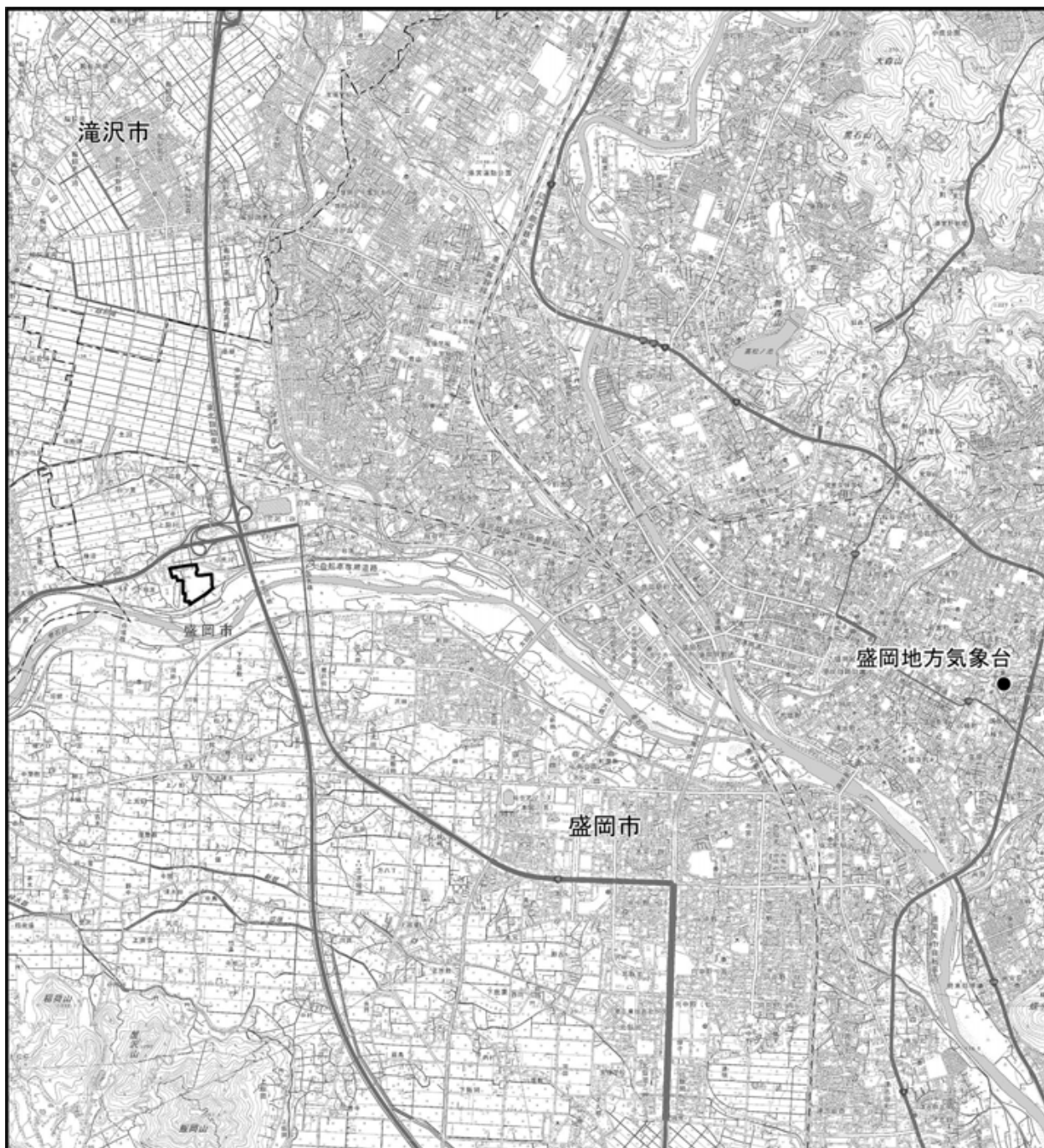
所在地	緯度・経度	標高 (m)	風速計の 高さ(m)	観測開始年月日
岩手県盛岡市山王町	北緯 39° 41.9′ 東経 141° 9.9′	155	15.5	昭和 50 年 4 月 1 日 (降水量は昭和 49 年 11 月 1 日)

出典：「地域気象観測所一覧」（気象庁 HP、閲覧：令和 8 年 1 月）

また、過去10年間（平成28年～令和 7 年）の気象観測結果は表 3.1-2に、年間風配図は図 3.1-2に、令和 7 年の気象観測結果は表 3.1-3に、季節別風配図は図 3.1-3に示すとおりである。

過去10年間の平均気温は11.5℃、平均年間降水量は1,339.8mm、平均風速は2.9m/s であり、年間の風向は南南東の風が最も多くなっている。

令和 7 年についてみると、平均気温は12.2℃であり、月別平均気温は 7 月が最も高く、2 月が最も低くなっている。年間降水量は1,265.0mmであり、月別降水量は 9 月が最も多く 2 月が最も少なくなっている。年間の平均風速は2.8m/s であり、風向は春季と冬季は南の風が、夏季は南南東の風が、秋季は北の風が最も多くなっている。



凡 例

- 対象事業実施区域
- 行政界
- 気象観測所

出典：「地域気象観測所一覧」（気象庁 HP、閲覧：令和 8 年 1 月）

この地図は、国土地理院発行の 1：25,000 地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。



1：50,000

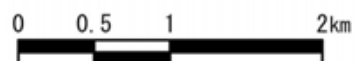
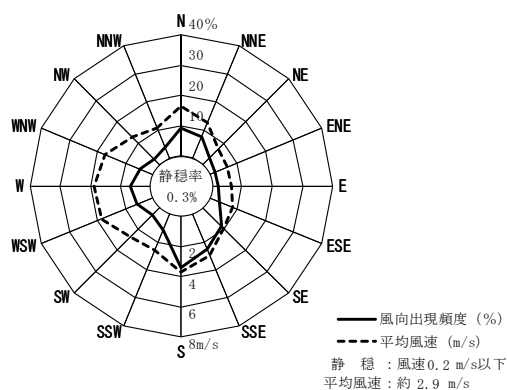


図 3.1-1 気象観測所位置図

表 3.1-2 盛岡地方気象台における気象観測結果（平成 28 年～令和 7 年）

年	気温（℃）			降水量（mm）		日照 時間 （h）	風向・風速（m/s）			雪（cm）
	日平均	最高	最低	合計	日最大		平均 風速	最大風速		最深 積雪
								風速	風向	
平成 28	11.2	34.6	-8.8	1,318.0	76.5	1,823.9	2.9	16.2	南西	29
平成 29	10.6	35.1	-13.0	1,409.5	127.0	1,639.5	2.8	14.8	南南東	24
平成 30	11.0	36.3	-12.2	1,322.0	92.5	1,778.1	2.8	13.8	南南東	47
令和元	11.3	35.9	-9.0	1,029.5	59.5	1,882.9	2.9	15.9	北	18
令和 2	11.4	34.9	-10.2	1,462.0	85.5	1,563.8	2.8	13.7	西南西	22
令和 3	11.4	36.2	-12.9	1,268.5	59.5	1,781.2	2.9	14.9	南	51
令和 4	11.2	34.8	-11.2	1,402.5	65.0	1,773.6	2.8	15.0	北	36
令和 5	12.5	36.4	-11.4	1,453.0	91.0	1,913.3	2.8	12.1	西	48
令和 6	12.6	35.2	-11.4	1,468.0	128.0	1,895.2	2.9	12.9	南南東	16
令和 7	12.2	37.2	-9.8	1,265.0	68.5	1,772.9	2.8	11.4	北	23
平均値	11.5	35.7	-11.0	1,339.8	85.3	1,782.4	2.9	14.1	—	31

出典：「過去の気象データ検索」（気象庁 HP、閲覧：令和 8 年 1 月）



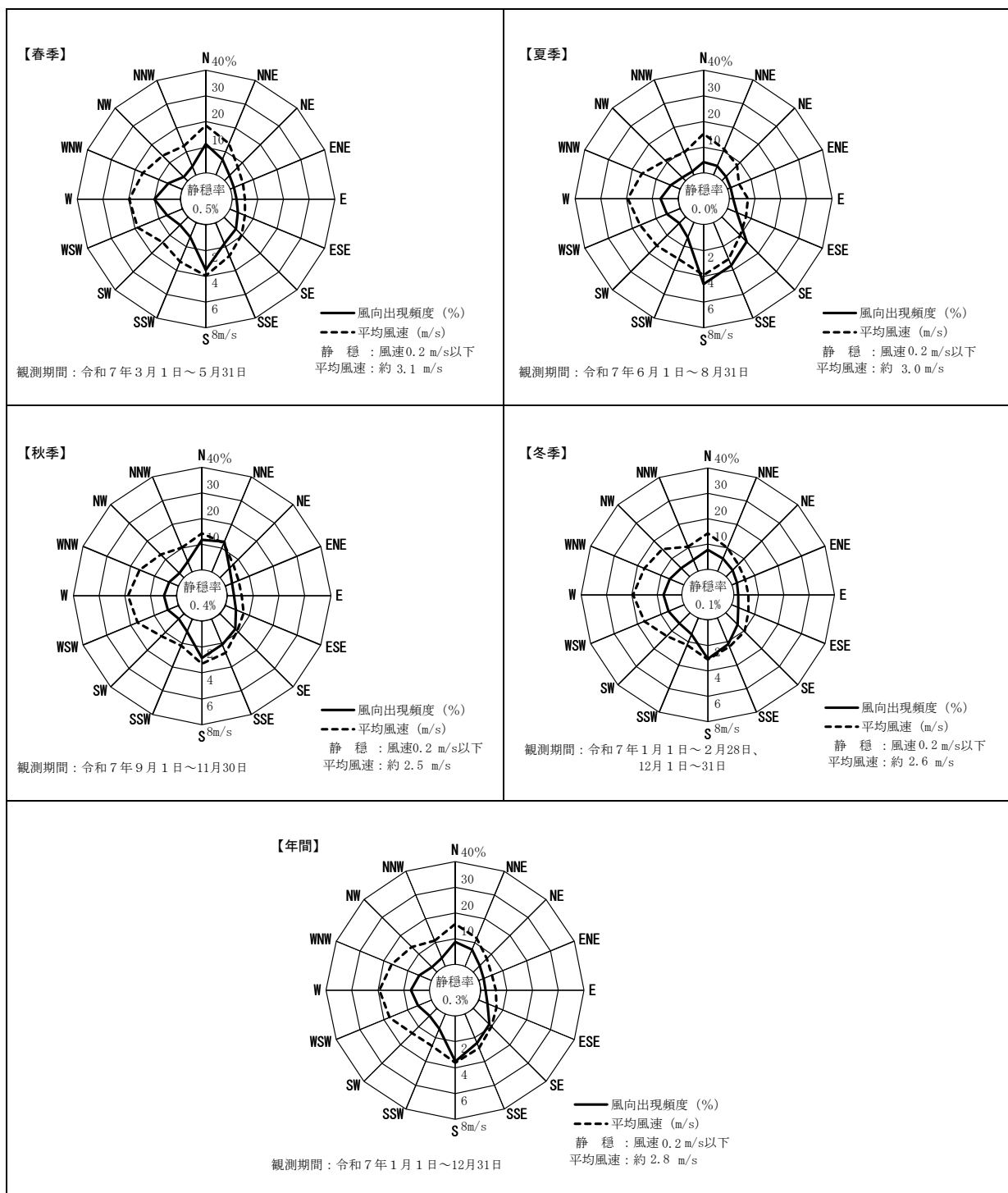
出典：「過去の気象データ検索」（気象庁 HP、閲覧：令和 8 年 1 月）

図 3.1-2 盛岡地方気象台における年間風配図（平成 28 年～令和 7 年）

表 3.1-3 盛岡地方気象台における気象観測結果（令和 7 年）

月	気温（℃）			降水量（mm）		日照 時間 （h）	風向・風速（m/s）			雪（cm）	
	日平均	最高	最低	合計	日最大		平均 風速	最大風速		最深 積雪	
								風速	風向		
1	0.1	9.8	-6.6	45.0	15.5	128.5	2.4	9.4	北	11	
2	-0.4	12.4	-9.8	27.5	8.0	137.8	2.9	9.4	北西	23	
3	4.3	17.3	-6.9	78.5	20.0	150.9	3.0	8.8	西北西	8	
4	10.1	21.8	-2.3	107.0	21.5	119.1	3.1	9.0	南南西	0	
5	14.9	28.4	2.4	130.0	25.5	160.5	3.1	10.5	北	0	
6	21.8	33.5	8.3	75.0	40.5	196.5	3.2	11.4	北	0	
7	26.7	37.0	16.8	40.0	25.0	206.1	3.0	7.5	南	0	
8	25.8	37.2	16.4	226.0	68.5	186.2	2.8	7.1	南	0	
9	21.2	32.0	10.2	230.0	48.0	164.6	2.6	10.7	南	0	
10	13.0	26.3	-1.1	103.0	32.5	120.9	2.3	7.8	北	0	
11	6.6	18.2	-2.8	92.5	47.5	130.5	2.7	10.2	西	0	
12	2.1	14.1	-7.0	110.5	20.0	71.3	2.6	9.7	北	14	
平均 （合計）	12.2	24.0	1.5	(1, 265.0)	31.0	(1, 772.9)	2.8	9.3	—	—	
最大	観測値	26.7	37.2	16.8	230.0	68.5	206.1	3.2	11.4	北	23
	発生月	7 月	8 月	7 月	9 月	8 月	7 月	6 月	6 月	—	—
最小	観測値	-0.4	9.8	-9.8	27.5	8.0	71.3	2.3	7.1	南	0
	発生月	2 月	1 月	2 月	2 月	2 月	12 月	10 月	8 月	—	—

出典：「過去の気象データ検索」（気象庁 HP、閲覧：令和 8 年 1 月）



出典：「過去の気象データ検索」（気象庁 HP、閲覧：令和8年1月）

図 3.1-3 盛岡地方気象台における季節別風配図（令和7年）

2. 大気質の状況

対象事業実施区域の周囲における大気汚染常時監視測定局の令和5年度の測定項目は表3.1-4に、位置は図3.1-4に示すとおりである。

対象事業実施区域の周囲には、一般環境大気測定局（以下、「一般局」という。）の津志田局及び自動車排出ガス測定局（以下、「自排局」という。）の上田局がある。

なお、津志田局では、表3.1-5に示す有害大気汚染物質及びダイオキシン類の測定も行っている。

各測定項目における大気質の測定結果及び環境基準の達成状況を以降に示す。

表 3.1-4 大気汚染常時監視測定局の測定項目（令和5年度）

局区分	測定局	設置場所	用途地域	測定項目 ^{注2)}					
				二酸化窒素 (NO ₂)	二酸化硫黄 (SO ₂)	光化学 オキシダント (O ₃)	浮遊粒子 状物質 (SPM)	一酸化 炭素 (CO)	微小粒子 状物質 (PM _{2.5})
一般局	津志田	都南総合支所3階	二中住	○	○	○	○	—	○
自排局	上田	市立上田公民館局舎	近商	○	—	—	○	○	○

注1) 二中住：第二種中高層住居専用地域 近商：近隣商業地域

注2) ○：測定項目あり —：測定項目なし

出典：「令和5年度 公共用水域 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシン類測定結果」（岩手県 HP、閲覧：令和8年1月）

表 3.1-5 津志田局の有害大気汚染物質及びダイオキシン類の測定項目（令和5年度）

区分	測定物質
揮発性有機化合物	アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、クロロホルム、酸化エチレン、1,2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、1,3-ブタジエン、ベンゼン、塩化メチル、トルエン
アルデヒド	アセトアルデヒド、ホルムアルデヒド
	ベンゾ[a]ピレン
重金属	ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、ベリリウム及びその化合物、マンガン及びその化合物、クロム及びその化合物 ^{注)} 、水銀及びその化合物
	ダイオキシン類

注) クロム及び三価クロム化合物と六価クロム化合物の合計値

出典：「令和5年度 公共用水域 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシン類測定結果」（岩手県 HP、閲覧：令和8年1月）

(1) 一般大気環境の状況

① 二酸化硫黄 (SO₂)

二酸化硫黄は、石炭、石油等を燃焼する際に、硫黄分から生成する硫黄酸化物の一種であり、環境基準が定められている。

津志田局における令和5年度の二酸化硫黄の測定結果は、表 3.1-6 に示すとおりである。

二酸化硫黄の日平均値の2%除外値は0.001ppm、1時間値の最高値は0.003ppmであり、長期的・短期的環境基準を達成している。

また、日平均値の2%除外値の経年変化は図 3.1-5 に示すとおり、過去5年間（令和元年度～令和5年度）は横ばいで推移している。

表 3.1-6 二酸化硫黄の測定結果（令和5年度）

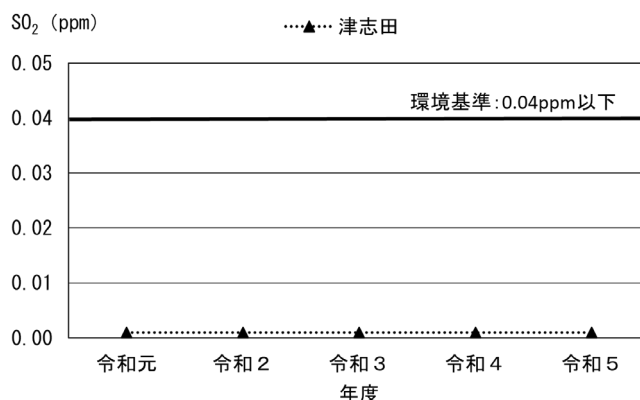
区分	測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値0.04ppmを超えた日数	環境基準 ^{注1)} の適否	
						(時間)	(%)	(日)	(%)				(日)	短期的評価	長期的評価
			(日)	(時間)	(ppm)					(ppm)	(ppm)	(有・無)	(日)	(適○・否×)	(適○・否×)
一般局	津志田	二中住	363	8695	0.000	0	0.0	0	0.0	0.003	0.001	無	0	○	○

注1) 環境基準 短期的評価：1時間値が0.1ppm以下で、かつ、日平均値が0.04ppm以下であること。

長期的評価：日平均値の2%除外値が0.04ppm以下で、かつ、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。

注2) 二中住：第二種中高層住居専用地域

出典：「令和5年度 公共用水域 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシソ類測定結果」（岩手県 HP、閲覧：令和8年1月）



出典：「令和元年～令和5年度 公共用水域 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシソ類測定結果」（岩手県 HP、閲覧：令和8年1月）

図 3.1-5 二酸化硫黄の日平均値の2%除外値の経年変化（令和元年度～令和5年度）

② 二酸化窒素 (NO₂)

二酸化窒素は、窒素酸化物の一種であり、高温で燃焼する際に空気中の窒素分から生成するほか、自然由来のものもあり、環境基準が定められている。また、窒素酸化物は紫外線により光化学反応を起こし、オゾンなど光化学オキシダントを生成する。

津志田局及び上田局における令和5年度の二酸化窒素の測定結果は、表 3.1-7 に示すとおりである。

二酸化窒素の日平均値の年間98%値は0.012~0.014ppmであり、いずれの測定局においても環境基準を達成している。

また、日平均値の年間98%値の経年変化は図 3.1-6 に示すとおり、令和4年度までは概ね横ばいで推移しており、令和5年度には減少している。

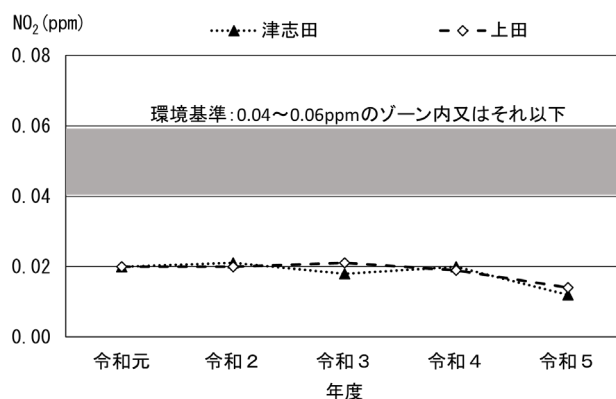
表 3.1-7 二酸化窒素の測定結果（令和5年度）

区分	測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを越えた日数	環境基準 ^{注1)} の適否
			(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(日)	(適○・否×)
一般局	津志田	二中住	361	8,667	0.004	0.039	0	0	0	0	0.012	0	○
自排局	上田	近商	364	8,716	0.006	0.040	0	0	0	0	0.014	0	○

注1) 環境基準：日平均値の年間98%値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

注2) 二中住：第二種中高層住居専用地域 近商：近隣商業地域

出典：「令和5年度 公共用水域 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシン類測定結果」（岩手県 HP、閲覧：令和8年1月）



出典：「令和元年度～令和5年度 公共用水域 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシン類測定結果」（岩手県 HP、閲覧：令和8年1月）

図 3.1-6 二酸化窒素の日平均値の年間98%値の経年変化（令和元年度～令和5年度）

③ 光化学オキシダント (O_x)

光化学オキシダントは、窒素酸化物や炭化水素が太陽からの紫外線を受けて光化学反応を起こすことにより発生する二次的な汚染物質であり、環境基準が定められている。

津志田局における令和5年度の光化学オキシダントの測定結果は、表 3.1-8 に示すとおりである。

光化学オキシダントの昼間の1時間値の年平均値は0.033ppmであるが、昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日が発生しており、環境基準値を超過している。

また、昼間の1時間値の最高値の経年変化は図 3.1-7 に示すとおり、令和3年度まで減少傾向であり、その後は増加傾向で推移している。

なお、光化学オキシダントについて、環境基準の達成状況が低いのは当該地域特有ではなく全国的な傾向である。

表 3.1-8 光化学オキシダントの測定結果（令和5年度）

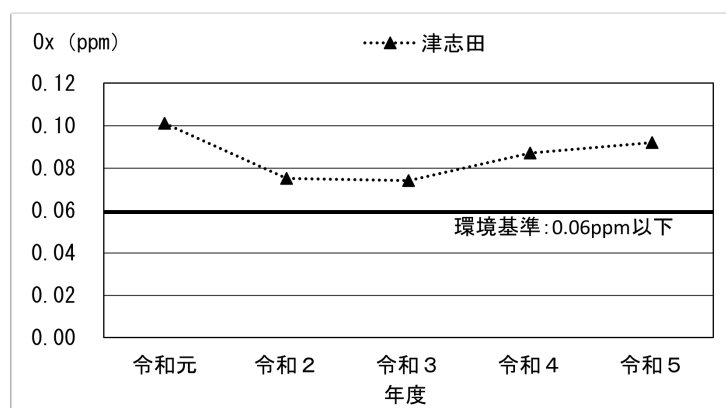
区分	測定局	用途地域	有効測定日数	昼間の測定時間	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		昼間の1時間値の最高値	昼間の1時間値の年平均値	環境基準 ^{注1)} の適否
			(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(時)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(適○・否×)
一般局	津志田	二中住	352	5,228	0.033	17	98	0	0	0.092	0.042	×

注1) 環境基準：1時間値が0.06ppm以下であること。

注2) 令和8年1月30日より、環境基準が変更されている。なお、表中の環境基準は調査を実施した当時の値を記載している。

注3) 二中住：第二種中高層住居専用地域

出典：「令和5年度 公共用水域 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシン類測定結果」（岩手県 HP、閲覧：令和8年1月）



出典：「令和元年度～令和5年度 公共用水域 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシン類測定結果」（岩手県 HP、閲覧：令和8年1月）

図 3.1-7 光化学オキシダントの昼間の1時間値の最高値の経年変化
(令和元年度～令和5年度)

④ 浮遊粒子状物質（SPM）

浮遊粒子状物質は、大気中の粒子状物質のうち粒径 $10\mu\text{m}$ 以下のものをいう。工場等の事業活動や自動車の走行に伴い発生するほか、風による巻き上げ等の自然現象によって発生するものもあり、環境基準が定められている。

津志田局及び上田局における令和5年度の浮遊粒子状物質の測定結果は、表 3.1-9 に示すとおりである。

浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値は $0.027\sim 0.035\text{mg}/\text{m}^3$ 、1時間値の最高値は $0.079\sim 0.147\text{mg}/\text{m}^3$ であり、いずれの測定局においても長期的・短期的環境基準を達成している。

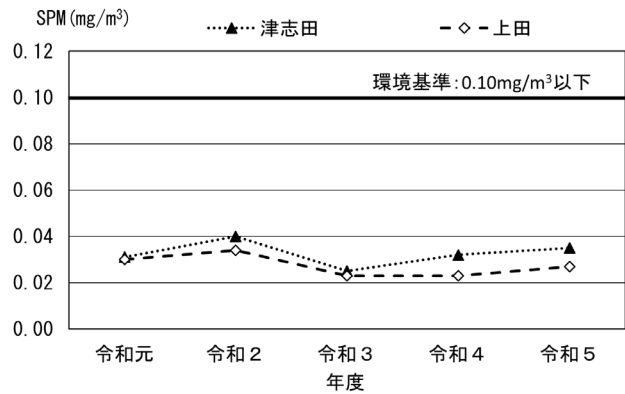
また、日平均値の2%除外値の経年変化は図 3.1-8 に示すとおり、過去5年間（令和元年度～令和5年度）は概ね横ばいで推移している。

表 3.1-9 浮遊粒子状物質の測定結果（令和5年度）

区分	測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた時間数とその割合		日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日数	環境基準 ^{注1)} の適否	
			(日)	(時間)	(mg/m^3)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m^3)	(mg/m^3)	(有・無)	(日)	短期的評価	長期的評価
一般局	津志田	二中住	362	8,709	0.013	0	0	0	0	0.147	0.035	無	0	○	○
自排局	上田	近商	364	8,738	0.010	0	0	0	0	0.079	0.027	無	0	○	○

注1) 環境基準 短期的評価：1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下で、かつ、日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。
長期的評価：日平均値の2%除外値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下で、かつ、日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を越えた日が2日以上連続しないこと。

注2) 二中住：第二種中高層住居専用地域 近商：近隣商業地域
出典：「令和5年度 公共用水域 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシソ類測定結果」（岩手県HP、閲覧：令和8年1月）



出典：「令和元年度～令和5年度 公共用水域 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシソ類測定結果」（岩手県HP、閲覧：令和8年1月）

図 3.1-8 浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値の経年変化（令和元年度～令和5年度）

⑤ 一酸化炭素 (CO)

一酸化炭素は、炭素が燃焼する際、酸素が不十分な環境で不完全燃焼を起こすと発生する気体であり、環境基準が定められている。

上田局における令和5年度の一酸化炭素の測定結果は、表 3.1-10 に示すとおりである。

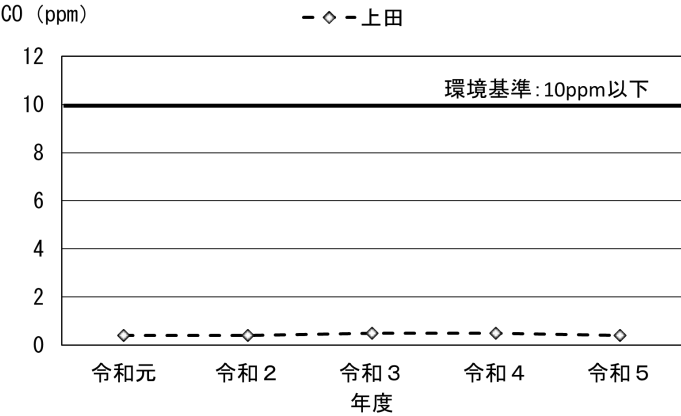
一酸化炭素の日平均値の2%除外値は0.4ppmであり、長期的・短期的環境基準をともに達成している。

また、日平均値の2%除外値の経年変化は図 3.1-9 に示すとおり、過去5年間（令和元年度～令和5年度）は横ばいで推移している。

表 3.1-10 一酸化炭素の測定結果（令和5年度）

区分	測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値が30ppm以上となったことがある日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数	環境基準 ^{注1)} の適否	
						(回)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)					(日)	(適○・否×)
自排局	上田	近商	364	8,716	0.2	0	0	0	0	0	0	0.8	0.4	○	0	○	○

注1) 環境基準 短期的評価：1時間値の8時間平均値が20ppm以下で、かつ、日平均値が10ppm以下であること。
 長期的評価：日平均値の2%除外値が10ppm以下で、かつ、日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
 注2) 近商：近隣商業地域
 出典：「令和5年度 公共用水域 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシン類測定結果」(岩手県HP、閲覧：令和8年1月)



出典：「令和元年度～令和5年度 公共用水域 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシン類測定結果」
 (岩手県HP、閲覧：令和8年1月)

図 3.1-9 一酸化炭素の日平均値の2%除外値の経年変化（令和元年度～令和5年度）

⑥ 微小粒子状物質 (PM_{2.5})

微小粒子状物質は、大気中の粒子状物質のうち粒径 2.5 μm 以下のものをいい、物の燃焼により排出されるものと、環境大気中の化学反応で生成されるものがあり、環境基準が定められている。

津志田局及び上田局における令和 5 年度の微小粒子状物質の測定結果は、表 3.1-11 に示すとおりである。

微小粒子状物質の年平均値は 6.8～9.4 μg/m³、日平均値の最高値は 28.8～34.3 μg/m³であり、いずれの測定局においても長期的・短期的環境基準を達成している。

また、微小粒子状物質の年平均値の経年変化は図 3.1-10 に示すとおり、過去 5 年間（令和元年度～令和 5 年度）は概ね横ばいで推移している。

表 3.1-11 微小粒子状物質の測定結果（令和 5 年度）

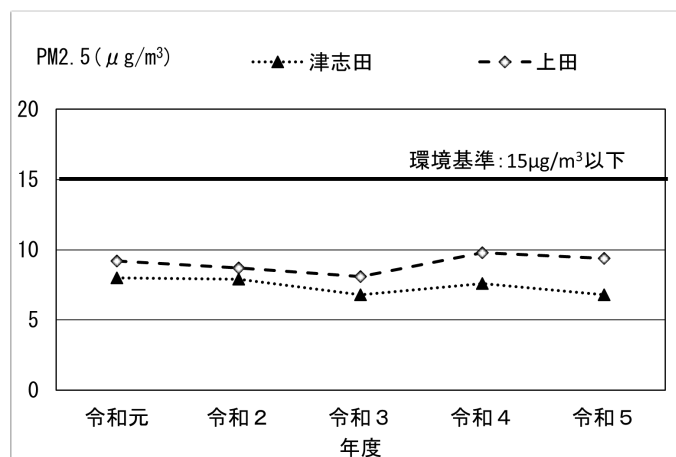
区分	測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	日平均値の最高値	日平均値が 35 μg/m ³ を超えた日数とその割合		日平均値の年間 98% 値	年間 98% 値評価による日平均値が 35 μg/m ³ を超えた日数	環境基準 ^{注1)} の適否	
			(日)	(時間)	(μg/m ³)	(μg/m ³)	(時間)	(%)	(μg/m ³)	(日)	短期的評価	長期的評価
一般局	津志田	二中住	362	8,709	6.8	28.8	0	0	18.7	0	○	○
自排局	上田	近商	364	8,732	9.4	34.3	0	0	24.2	0	○	○

注 1) 環境基準 短期的評価：日平均値の年間 98% 値が 35 μg/m³ 以下であること。

長期的評価：年平均値が 15 μg/m³ 以下であること。

注 2) 二中住：第二種中高層住居専用地域 近商：近隣商業地域

出典：「令和 5 年度 公共用水域 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシソ類測定結果」（岩手県 HP、閲覧：令和 8 年 1 月）



出典：「令和元年度～令和 5 年度 公共用水域 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシソ類測定結果」（岩手県 HP、閲覧：令和 8 年 1 月）

図 3.1-10 微小粒子状物質の年平均値の経年変化（令和元年度～令和 5 年度）

(2) 有害大気汚染物質の状況

津志田局における過去5年間(令和元年度～令和5年度)の有害大気汚染物質の測定結果は、表 3.1-12に示すとおりである。

環境基準が定められているベンゼン等4物質の年平均値は、全ての年で環境基準値を下回っている。

また、指針値が定められているアクリロニトリル等11物質の測定値についても、全ての年で指針値を下回っている。

表 3.1-12 有害大気汚染物質の測定結果（令和元年度～令和5年度）

測定物質		単位	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
VOC	アクリロニトリル	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.0060	0.0031	0.0080	0.009	0.006
	塩化ビニルモノマー	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.0040	0.0035	0.0030	0.004	0.003
	クロロホルム	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.13	0.12	0.13	0.15	0.12
	酸化エチレン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.052	0.048	0.048	0.038	0.035
	1,2-ジクロロエタン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.088	0.088	0.063	0.070	0.087
	ジクロロメタン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.56	0.46	0.56	0.61	0.56
	テトラクロロエチレン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.013	0.011	0.013	0.012	0.013
	トリクロロエチレン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.080	0.075	0.065	0.092	0.060
	1,3-ブタジエン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.058	0.041	0.062	0.044	0.036
	ベンゼン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.48	0.45	0.54	0.48	0.42
	塩化メチル	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.4	1.3	1.4	1.3	1.3
	トルエン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.5	1.7	1.8	1.6	1.2
アルデヒド	アセトアルデヒド	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	2.5	2.0	2.0	1.4	1.4
	ホルムアルデヒド	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.6	1.3	1.6	1.4	1.3
ベンゾ[a]ピレン		$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.054	0.067	0.045	0.046	0.032
重金属	ニッケル化合物	ng/m^3	2.6	1.2	1.1	1.1	0.65
	ヒ素及びその化合物	ng/m^3	1.2	0.88	0.51	0.63	0.40
	ベリリウム及びその化合物	ng/m^3	0.010	0.0057	0.006	0.004	0.004
	マンガン及びその化合物	ng/m^3	15	6.9	9.8	7.4	6.5
	クロム及びその化合物 ^{注)}	ng/m^3	1.6	0.79	0.64	0.67	0.86
	水銀及びその化合物	ng/m^3	1.4	1.6	1.5	1.6	1.8

注)「クロム及び三価クロム化合物」と「六価クロム化合物」の合計値

出典：「令和元年度～令和5年度における大気汚染状況の調査結果」（岩手県HP、閲覧：令和8年1月）

《参考：有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準》

物質	環境基準
ベンゼン	年平均値が $0.003\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。
トリクロロエチレン	年平均値が $0.13\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。
テトラクロロエチレン	年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。
ジクロロメタン	年平均値が $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。

出典：「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成9年2月 環境庁告示第4号）

《参考：有害大気汚染物質（アクリロニトリル等）に係る指針値》

物質	指針値
アクリロニトリル	年平均値が $2 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
塩化ビニルモノマー	年平均値が $10 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
水銀及びその化合物	年平均値が $0.04 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
ニッケル化合物	年平均値が $0.025 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
クロロホルム	年平均値が $18 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	年平均値が $1.6 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
1,3-ブタジエン	年平均値が $2.5 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
ヒ素及びその化合物	年平均値が $6 \text{ng}/\text{m}^3$ 以下であること。
マンガン及びその化合物	年平均値が $0.14 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
塩化メチル	年平均値が $94 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
アセトアルデヒド	年平均値が $120 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

出典：「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第七次答申）」（平成 15 年 7 月 中央環境審議会）
「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第八次答申）」（平成 18 年 11 月 中央環境審議会）
「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第九次答申）」（平成 22 年 10 月 中央環境審議会）
「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第十次答申）」（平成 26 年 4 月 中央環境審議会）
「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第十二次答申）」（令和 2 年 8 月 中央環境審議会）

(3) ダイオキシン類（大気）の状況

ダイオキシン類は、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（Co-PCB）の3種類の化合物の総称であり、環境基準が定められている。

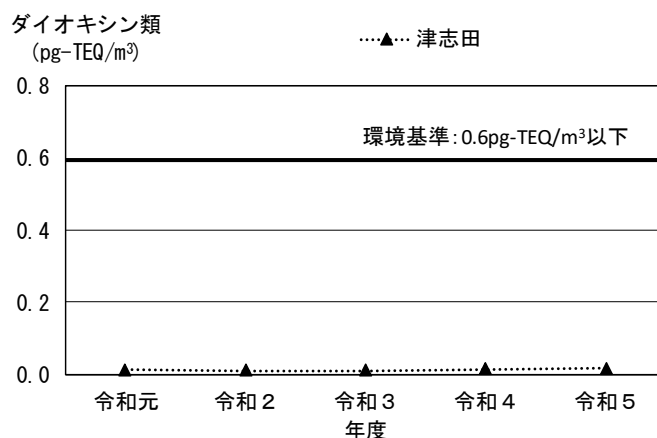
津志田局における過去5年間（令和元年度～令和5年度）のダイオキシン類の測定結果は表3.1-13に、年平均値の経年変化は図3.1-11に示すとおりであり、全ての年で環境基準値を下回っている。

表 3.1-13 ダイオキシン類（大気）の測定結果（令和元年度～令和5年度）

測定局	ダイオキシン類の大気（pg-TEQ/m ³ 注）				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
津志田	0.012	0.011	0.011	0.015	0.016

注）pg-TEQ/m³：単位の pg（ピコグラム）は1兆分の1 g を意味し、TEQ は測定されたダイオキシン類を、ダイオキシン類の中で最も毒性が強いとされる2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した量（毒性等量）である。

出典：「令和元年度～令和5年度 公共用水域 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシン類測定結果」（岩手県 HP、閲覧：令和8年1月）



出典：「令和元年度～令和5年度 公共用水域 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシン類測定結果」（岩手県 HP、閲覧：令和8年1月）

図 3.1-11 ダイオキシン類（大気）の経年変化（令和元年度～令和5年度）

《参考：大気汚染に係る環境基準について（ダイオキシン類）》

媒体	環境基準
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年12月 環境庁告示第68号）

3. 騒音の状況

岩手県では、「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月 環境庁告示第64号）及び「騒音規制法」（昭和43年6月 法律第98号）に基づき、県及び市町村によって一般環境騒音及び自動車騒音の常時監視が実施されている。

(1) 一般環境騒音の状況

対象事業実施区域の周囲における一般環境騒音の過去5年間の測定結果は表 3.1-14に、測定地点は図 3.1-12に示すとおりである。

対象事業実施区域の周囲では4地点で測定が行われており、いずれも環境基準値を下回っている。

表 3.1-14 一般環境騒音の測定結果（令和元年度～令和5年度）

測定地点	測定結果（デシベル ^{注1)}												
	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		環境基準		
	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	類型 ^{注2)}
梨木町	52	46	51	45	53	47	53	45	54	47	60 以下	50 以下	C
大新町	42	36	42	36	42	38	47	40	46	41	55 以下	45 以下	B
緑が丘二丁目	48	43	44	35	42	34	42	30	40	34	55 以下	45 以下	A
みたけ三丁目	47	39	46	35	43	29	42	30	42	35	60 以下	50 以下	C

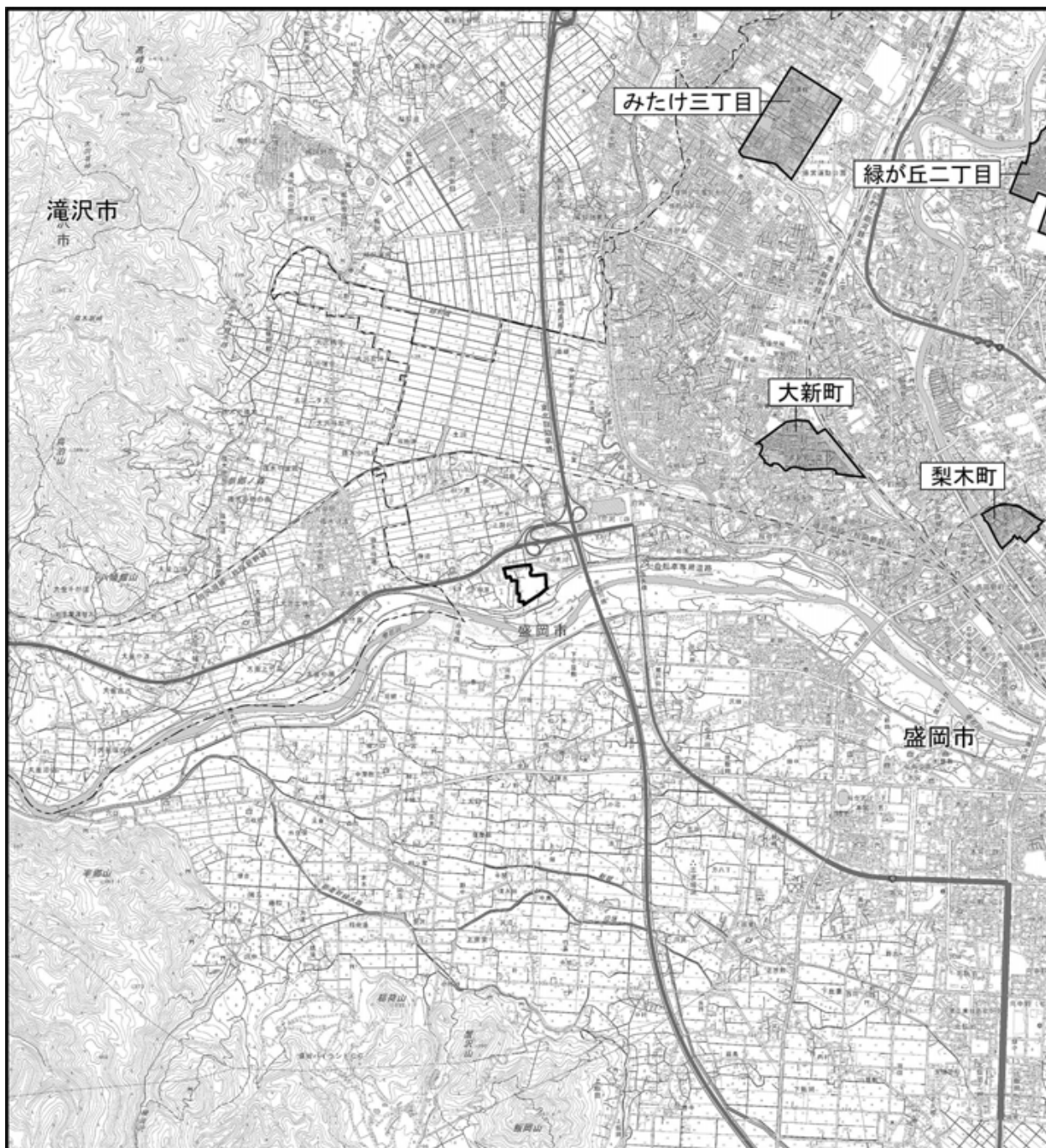
注1) デシベル：騒音レベルや振動レベルの単位に用いられる対数尺度である。

注2) A類型：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域

B類型：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域

C類型：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

出典：「令和2年度～令和6年度版環境測定報告書」（盛岡市HP、閲覧：令和8年1月）

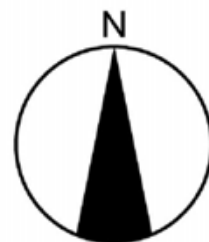


凡 例

- 対象事業実施区域
- 行政界
- 一般環境騒音測定地点

注) 一般環境騒音測定地点の詳細な位置は公表されていないため、おおよその位置を示す。
 出典: 「令和6年度版環境測定報告書」(盛岡市 HP、閲覧: 令和8年1月)

この地図は、国土地理院発行の1:25,000地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。



1:50,000

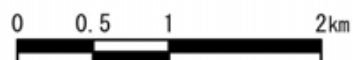


図 3.1-12 一般環境騒音測定地点位置図

(2) 自動車騒音の状況

対象事業実施区域の周囲における自動車騒音（要請限度）の測定結果は表 3.1-15に、測定地点は図 3.1-13に示すとおりである。

対象事業実施区域の周囲では、盛岡市で7地点、滝沢市で3地点の計10地点で測定が行われており、令和5年度の測定結果は全ての地点で要請限度を下回っている。

また、対象事業実施区域の周囲における自動車騒音（面的評価）の測定結果は表 3.1-16に、測定地点は図 3.1-14に示すとおりである。対象事業実施区域の周囲では10区間で測定が行われており、一般国道46号の東側の区間及び市道上堂二丁目青山四丁目線では昼夜間ともに環境基準値を下回っていたものの、その他の区間では環境基準値の超過が確認されている。

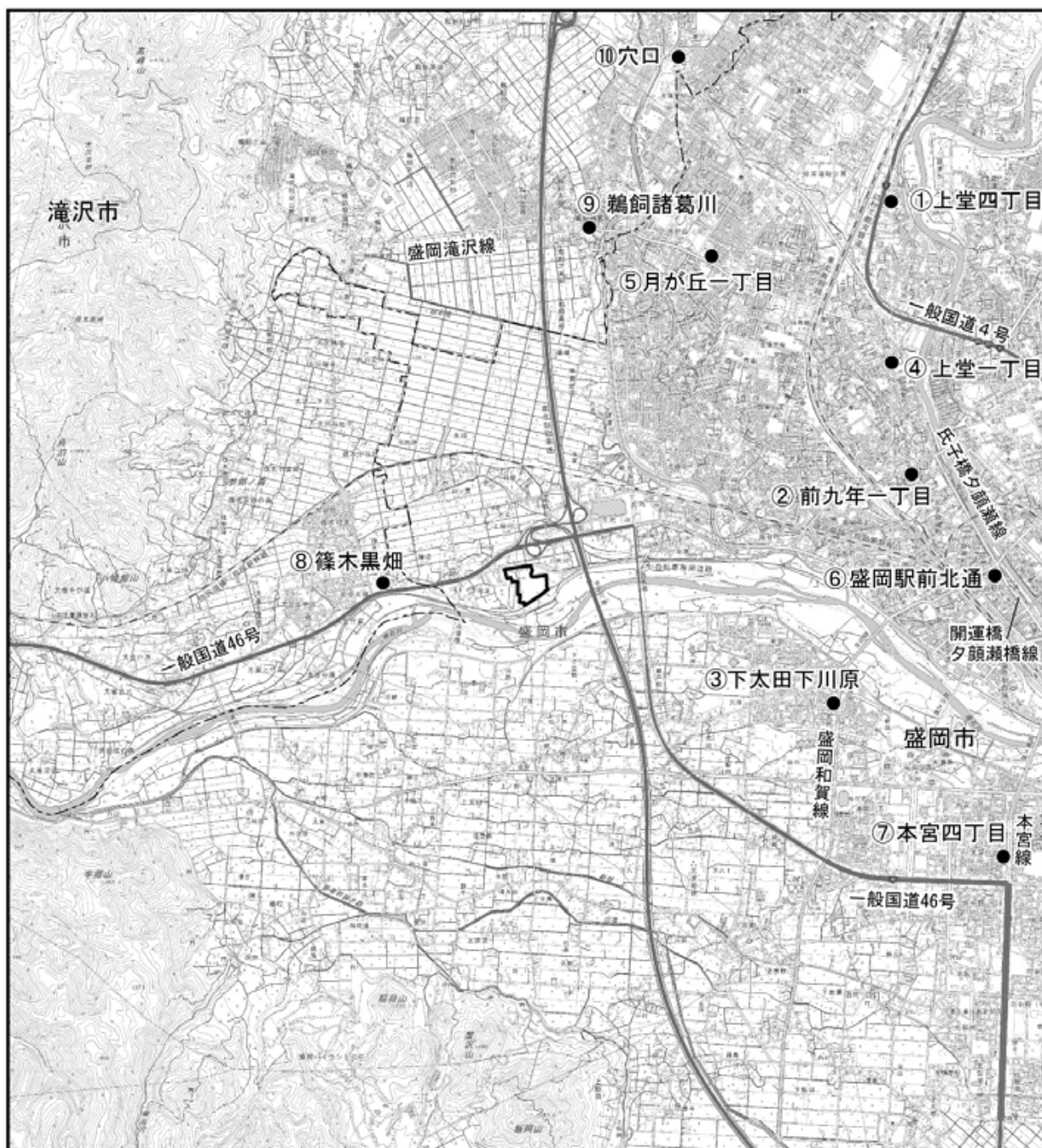
表 3.1-15 自動車騒音の測定結果（要請限度）（令和5年度）

市名	番号	地点名	路線名	用途地域	昼間		夜間		要請限度 (デシベル)
					騒音レベル (デシベル)	適○ 否×	騒音レベル (デシベル)	適○ 否×	
盛岡市	1	上堂四丁目	一般国道4号	準工	71	○	67	○	昼間：75以下 夜間：70以下
	2	前九年一丁目	一般国道46号	一住	69	○	62	○	
	3	下太田下川原	盛岡和賀線	一住	65	○	58	○	
	4	上堂一丁目	氏子橋夕顔瀬線	一住	69	○	63	○	
	5	月が丘一丁目	盛岡滝沢線	近商	66	○	60	○	
	6	盛岡駅前北通	開運橋夕顔瀬橋線	近商	67	○	59	○	
	7	本宮四丁目	本宮線	一住	66	○	59	○	
滝沢市	8	篠木黒畑	盛岡滝沢線	一住	73	○	65	○	
	9	鶉飼諸葛川		一住	67	○	69	○	
	10	穴口		一住	68	○	60	○	

注) 一住：第一種住居地域 近商：近隣商業地域 準工：準工業地域

出典：「令和6年度版環境測定報告書」（盛岡市HP、閲覧：令和8年1月）

「令和5年度滝沢市内各種環境調査業務 一般道路騒音等調査業務 報告書」（滝沢市HP、閲覧：令和8年1月）



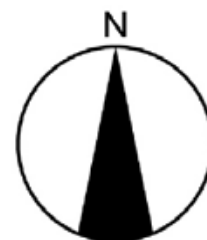
凡 例

- 対象事業実施区域
- 行政界
- 自動車騒音測定地点

出典：「令和6年度版環境測定報告書」（盛岡市HP、閲覧：令和8年1月）
「令和5年度滝沢市内各種環境調査業務 一般道路騒音等調査業務 報告書」
（滝沢市HP、閲覧：令和8年1月）

この地図は、国土地理院発行1：25,000の地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。

図 3.1-13 自動車騒音（要請限度）測定地点位置図



1:50,000

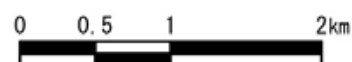
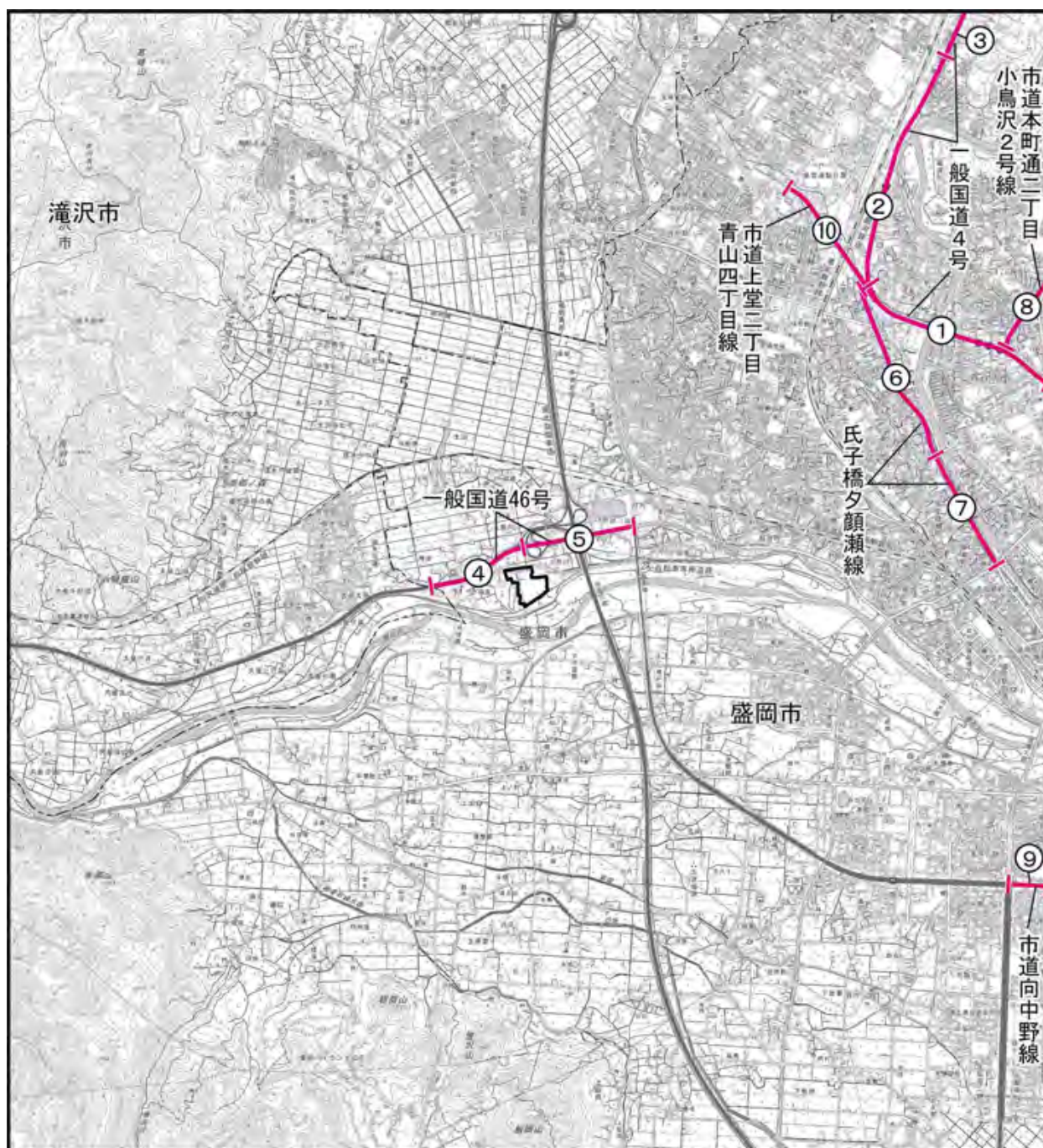


表 3.1-16 自動車騒音の測定結果（面的評価）（令和５年度）

番号	路線名	基点	終点	車線数	区間延長 (km)	評価結果								
						全体戸数	昼夜間とも基準値以下		昼間のみ基準値以下		夜間のみ基準値以下		昼夜間とも基準値超過	
						(戸)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)
1	一般国道4号	盛岡市上田4丁目1	盛岡市上堂1丁目19	4	1.7	269	256	95.2	0	0.0	2	0.7	11	4.1
2		盛岡市上堂1丁目19	盛岡市厨川1丁目12	4	2.0	169	129	76.3	15	8.9	0	0.0	25	14.8
3		盛岡市厨川1丁目12	盛岡市下厨川	4	1.2	165	153	92.7	0	0.0	9	5.5	3	1.8
4	一般国道46号	盛岡市上厨川	盛岡市上厨川	4	0.8	23	22	95.7	0	0.0	1	4.3	0	0.0
5		盛岡市上厨川	盛岡市上厨川	4	0.9	21	21	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
6	氏子橋夕顔瀬線	盛岡市上堂1丁目19	盛岡市前九年2丁目1	2	1.5	547	546	99.8	1	0.2	0	0.0	0	0.0
7		盛岡市前九年1丁目9	盛岡市夕顔瀬町1	4	1.0	367	240	65.4	67	18.3	0	0.0	60	16.3
8	市道本町通二丁目小鳥沢2号線	盛岡市高松2丁目11	盛岡市東黒石野1丁目2	4	3.1	826	825	99.9	0	0.0	0	0.0	1	0.1
9	市道向中野線	盛岡市本宮2丁目46	盛岡市東仙北1丁目10	4	1.8	590	564	95.6	0	0.0	26	4.4	0	0.0
10	市道上堂二丁目青山四丁目線	盛岡市上堂4丁目13	盛岡市青山4丁目46	4	0.9	22	22	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0

出典：「令和６年度版環境測定報告書」（盛岡市 HP、閲覧：令和８年１月）

「令和５年度自動車交通騒音（面的評価）結果（詳細）」（盛岡市 HP、閲覧：令和８年１月）



凡 例

- 対象事業実施区域
- 行政界
- 面的評価区間

注) 図中の番号は、表 3.1-16 と対応する。

出典：「令和 6 年度版環境測定報告書」（盛岡市 HP、閲覧：令和 8 年 1 月）

「令和 5 年度自動車交通騒音（面的評価）結果（詳細）」

（盛岡市 HP、閲覧：令和 8 年 1 月）

「自動車騒音の常時監視結果 Light 版」（環境展望台、閲覧：令和 8 年 1 月）

この地図は、国土地理院発行の 1：25,000 地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。



1:50,000

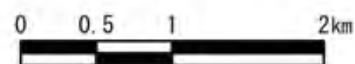


図 3.1-14 自動車騒音（面的評価）測定地点位置図

(3) 新幹線鉄道騒音の状況

対象事業実施区域の周囲における新幹線鉄道騒音の測定結果は表 3.1-17に、測定地点は図 3.1-15に示すとおりである。

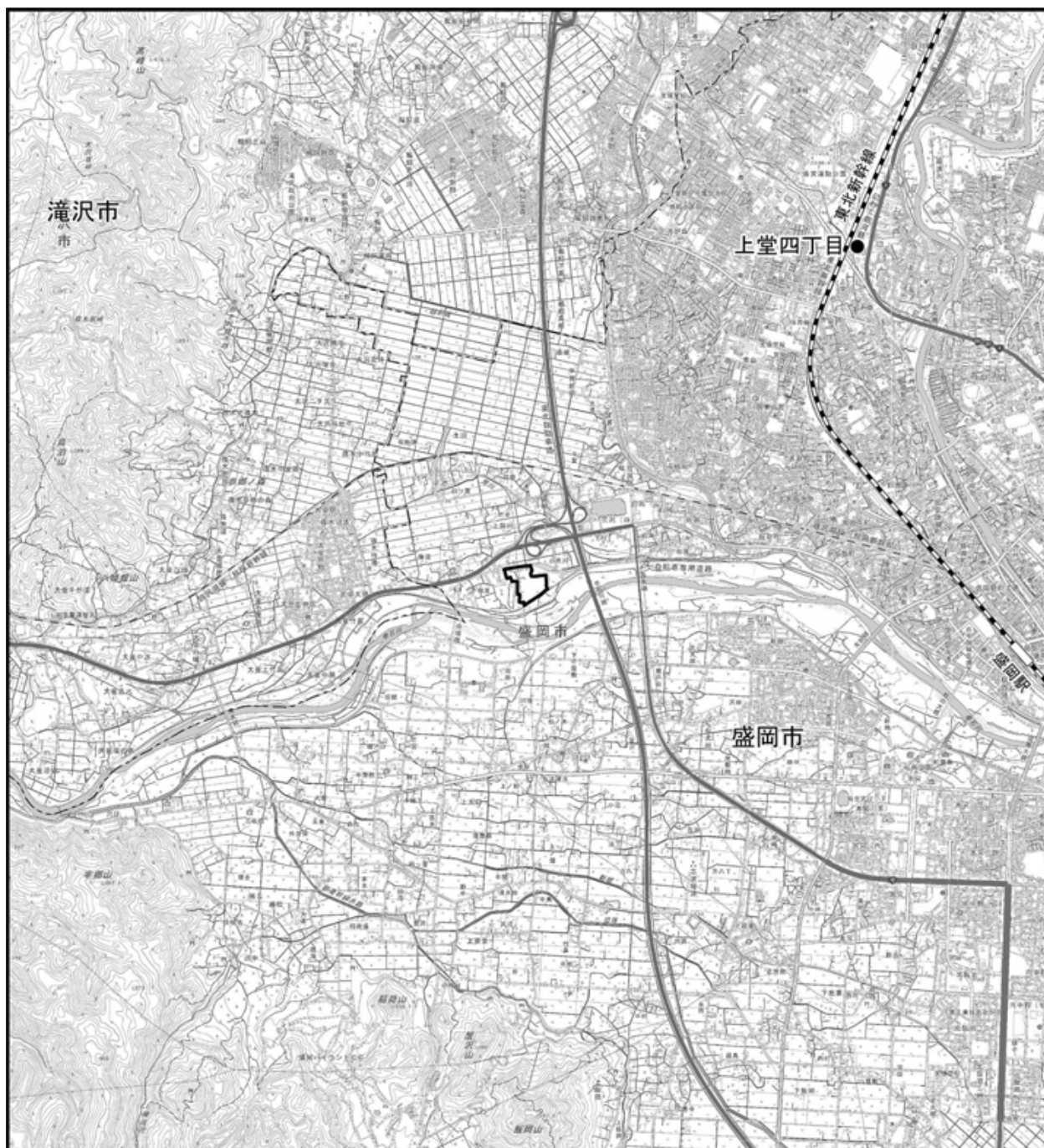
対象事業実施区域の周囲では、上堂四丁目で測定が行われており、令和5年度の測定結果は環境基準値を下回っている。

表 3.1-17 新幹線鉄道騒音の測定結果（令和5年度）

測定地点	用途地域	東京起点距離 (km)	上り/下り	騒音レベル（デシベル）		環境基準 (デシベル)
				測定地点		
				25m	50m	
上堂四丁目	準工	500.3	上り（東）	67	64	75 以下

注) 準工：準工業地域

出典：「令和6年度版環境測定報告書」（盛岡市 HP、閲覧：令和8年1月）

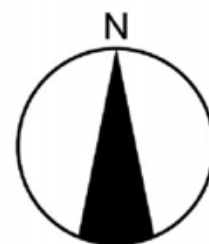


凡 例

- 対象事業実施区域
- 行政界
- 新幹線鉄道騒音測定地点
- JR線 東北新幹線

出典：「令和6年度版環境測定報告書」（盛岡市 HP、閲覧：令和8年1月）

この地図は、国土地理院発行の1：25,000地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。



1:50,000

0 0.5 1 2km

図 3.1-15 新幹線鉄道騒音測定地点位置図

4. 振動の状況

(1) 道路交通振動の状況

対象事業実施区域の周囲における道路交通振動の測定結果は表 3.1-18に、測定地点は図 3.1-16に示すとおりである。

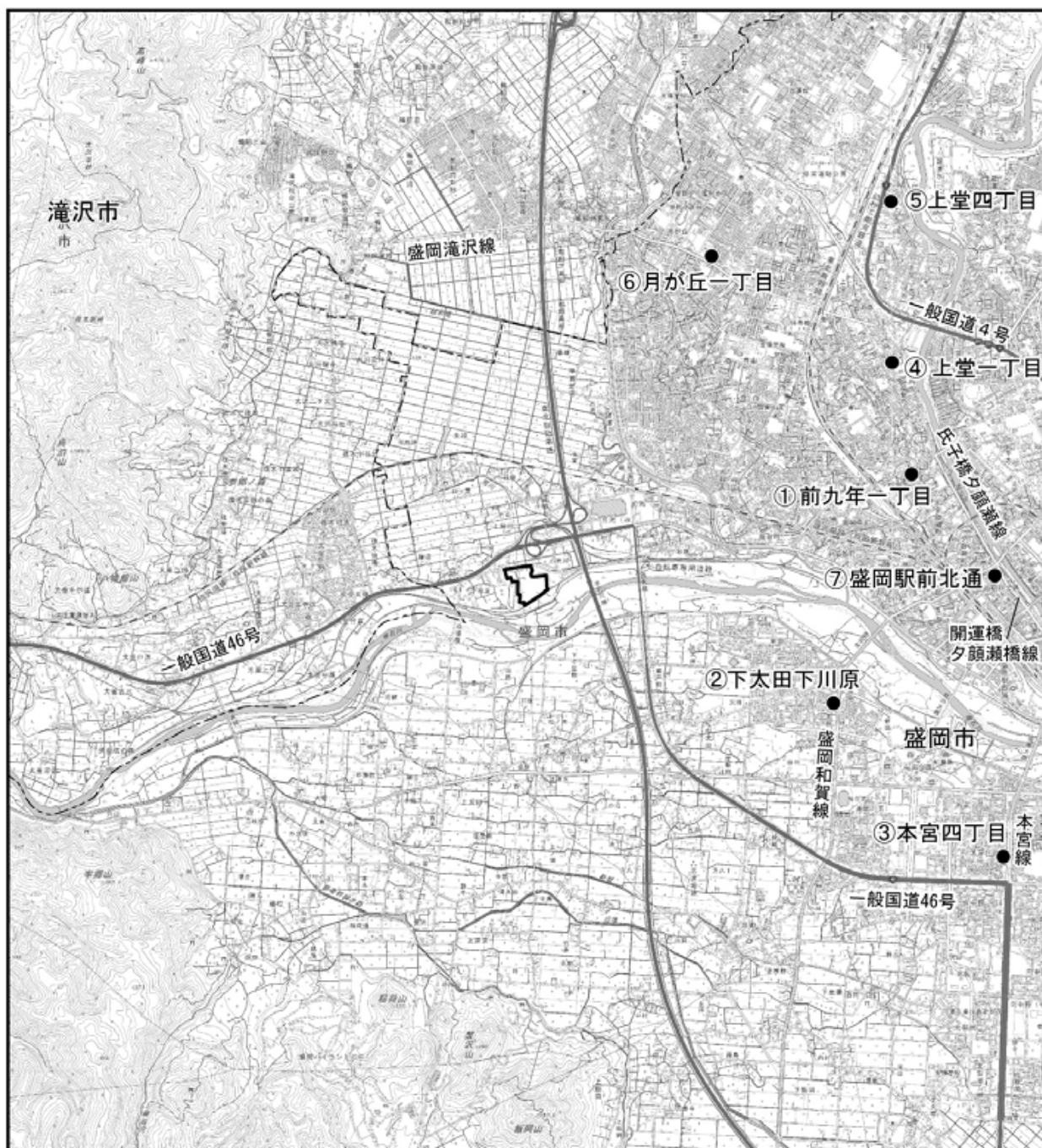
対象事業実施区域の周囲では、7 地点で測定が行われており、令和 5 年度の測定結果は全ての地点で要請限度を下回っている。

表 3.1-18 道路交通振動の測定結果（令和 5 年度）

番号	地点名	路線名	用途地域	昼間		夜間		要請限度 (デシベル)
				振動レベル (デシベル)	適○ 否×	振動レベル (デシベル)	適○ 否×	
1	前九年一丁目	一般国道 46 号	一住	43	○	36	○	昼間：65 以下 夜間：60 以下
2	下太田下川原	盛岡和賀線	一住	36	○	28	○	
3	本宮四丁目	本宮線	一住	50	○	27	○	
4	上堂一丁目	氏子橋夕顔瀬線	一住	49	○	42	○	
5	上堂四丁目	一般国道 4 号	準工	48	○	34	○	昼間：70 以下 夜間：65 以下
6	月が丘一丁目	盛岡滝沢線	近商	42	○	32	○	
7	盛岡駅前北通	開運橋夕顔瀬橋線	近商	31	○	26	○	

注) 一住：第一種住居地域 準工：準工業地域 近商：近隣商業地域

出典：「令和 6 年度版環境測定報告書」（盛岡市 HP、閲覧：令和 8 年 1 月）

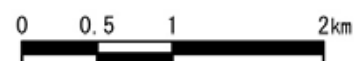


凡 例

- 対象事業実施区域
- 行政界
- 道路交通振動測定地点



1:50,000



出典：「令和6年度版環境測定報告書」（盛岡市 HP、閲覧：令和8年1月）

この地図は、国土地理院発行の1：25,000 地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。

図 3.1-16 道路交通振動測定地点位置図

(2) 新幹線鉄道振動の状況

対象事業実施区域の周囲における新幹線鉄道振動の測定結果は表 3.1-19に、測定地点は図 3.1-17に示すとおりである。

対象事業実施区域の周囲では、上堂四丁目で測定が行われており、令和5年度の測定結果は指針値を下回っている。

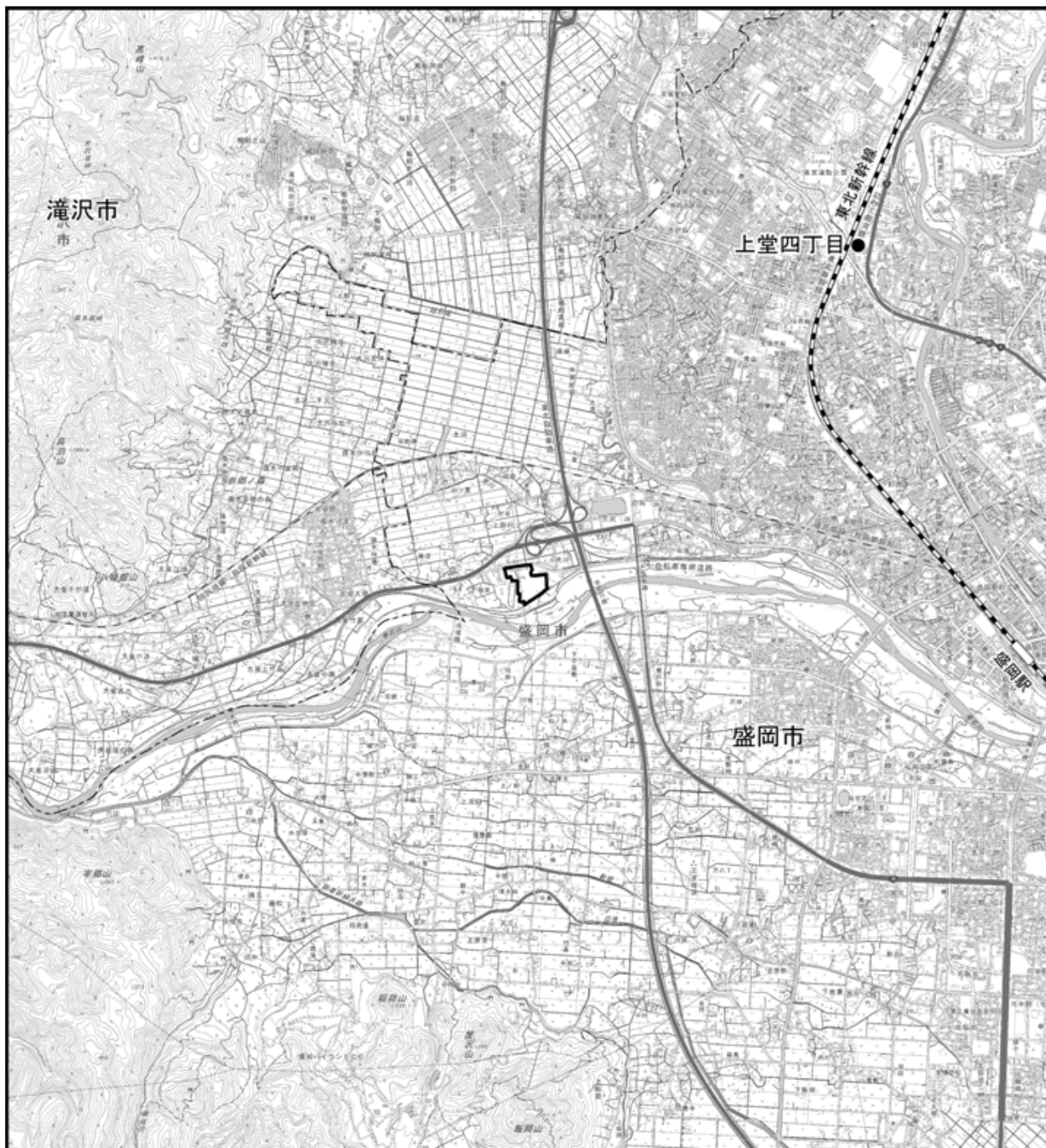
表 3.1-19 新幹線鉄道振動の測定結果（令和5年度）

測定地点	用途地域	東京起点距離（km）	上り/下り	振動レベル（デシベル）	指針値 （デシベル）
				測定地点	
				25m	
上堂四丁目	準工	500.3	上り（東）	50	70

注）準工：準工業地域

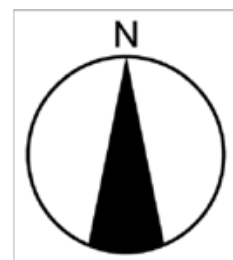
出典：「令和6年度版環境測定報告書」（盛岡市HP、閲覧：令和8年1月）

「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）」（昭和51年3月 環大特第32号）



凡 例

- 対象事業実施区域
- 行政界
- 新幹線鉄道振動測定地点
- JR線 東北新幹線



1:50,000

0 0.5 1 2km

出典：「令和6年度版環境測定報告書」（盛岡市HP、閲覧：令和8年1月）

この地図は、国土地理院発行の1:25,000地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。

図 3.1-17 新幹線鉄道振動測定地点位置図

5. 悪臭の状況

対象事業実施区域の周囲では、悪臭測定は実施されていない。

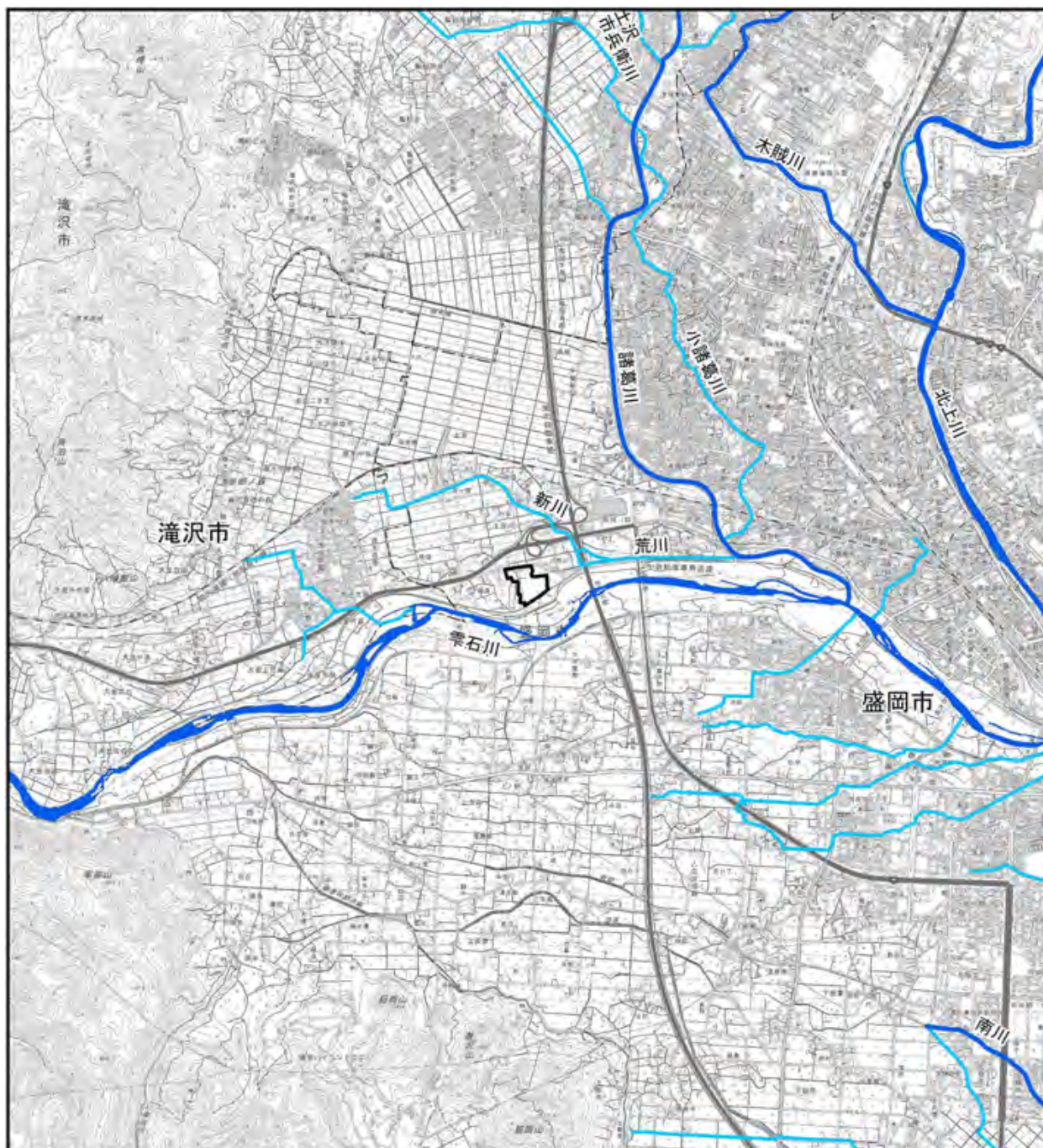
なお、盛岡市では、「悪臭防止法」（昭和46年6月 法律第91号）に基づき、特定悪臭物質について物質濃度による規制が行われているが、対象事業実施区域は規制対象外である。

3.1.2 水環境の状況

1. 水象の状況

対象事業実施区域の周囲における河川の状況は、図 3.1-18に示すとおりである。

対象事業実施区域の南側には一級河川である雫石川が西から東へ流れており、対象事業実施区域の北東側を流れる諸葛川が合流している。また、対象事業実施区域の周囲には一級河川である北上川、北上川支川である木賊川及び南川等が分布している。

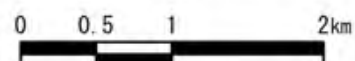


凡 例

- 対象事業実施区域
- 行政界
- 一級河川区間
- その他の河川



1:50,000



出典：「国土数値情報 河川」（国土交通省 HP、閲覧：令和 8 年 1 月）

この地図は、国土地理院発行の 1:25,000 地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。

図 3.1-18 河川位置図

2. 水質の状況

(1) 公共用水域の水質の状況

対象事業実施区域の周囲では、公共用水域の水質の測定が行われている。

人の健康の保護に関する項目が令和5年度に諸葛川（諸葛橋）で、生活環境の保全に関する項目が令和5年度に諸葛川（諸葛橋）及び木賊川（上堂三丁目）で測定されており、測定地点は図 3.1-19に示すとおりである。

① 人の健康の保護に関する項目

諸葛川（諸葛橋）における令和5年度の水質測定結果は、表 3.1-20 に示すとおりである。
測定結果は、全ての物質について環境基準値を下回っている。

表 3.1-20 水質測定結果（健康項目 令和5年度）

物質名	単位	測定値	環境基準 ^{注2)}
		諸葛川（諸葛橋）	
カドミウム	mg/L	<0.0003	0.003 以下
全シアン	mg/L	<0.1	検出されないこと。
鉛	mg/L	<0.002	0.01 以下
六価クロム	mg/L	<0.02	0.02 以下
砒素	mg/L	<0.002	0.01 以下
総水銀	mg/L	<0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	mg/L	<0.0005	検出されないこと。
PCB	mg/L	<0.0005	検出されないこと。
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/L	<0.002	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	0.002 以下
チウラム	mg/L	<0.0006	0.006 以下
シマジン	mg/L	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	<0.001	0.01 以下
セレン	mg/L	<0.002	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	1.0	10 以下
ふっ素	mg/L	<0.1	0.8 以下
ほう素	mg/L	<0.1	1 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	0.05 以下

注1) <：定量下限値未満

注2) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

出典：「令和5年度 公共用水域 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシン類測定結果」（岩手県 HP、閲覧：令和8年1月）

② 生活環境の保全に関する項目

諸葛川(諸葛橋)及び木賊川(上堂三丁目)における令和5年度の水質測定結果は、表 3.1-21 に示すとおりである。

諸葛川にはA類型・生物A類型の環境基準が設定されており、大腸菌数を除いた全ての項目で環境基準を達成している。また、全窒素、全磷については測定は行われているものの、環境基準は設定されていない。

なお、木賊川には環境基準の類型区分は設定されていない。

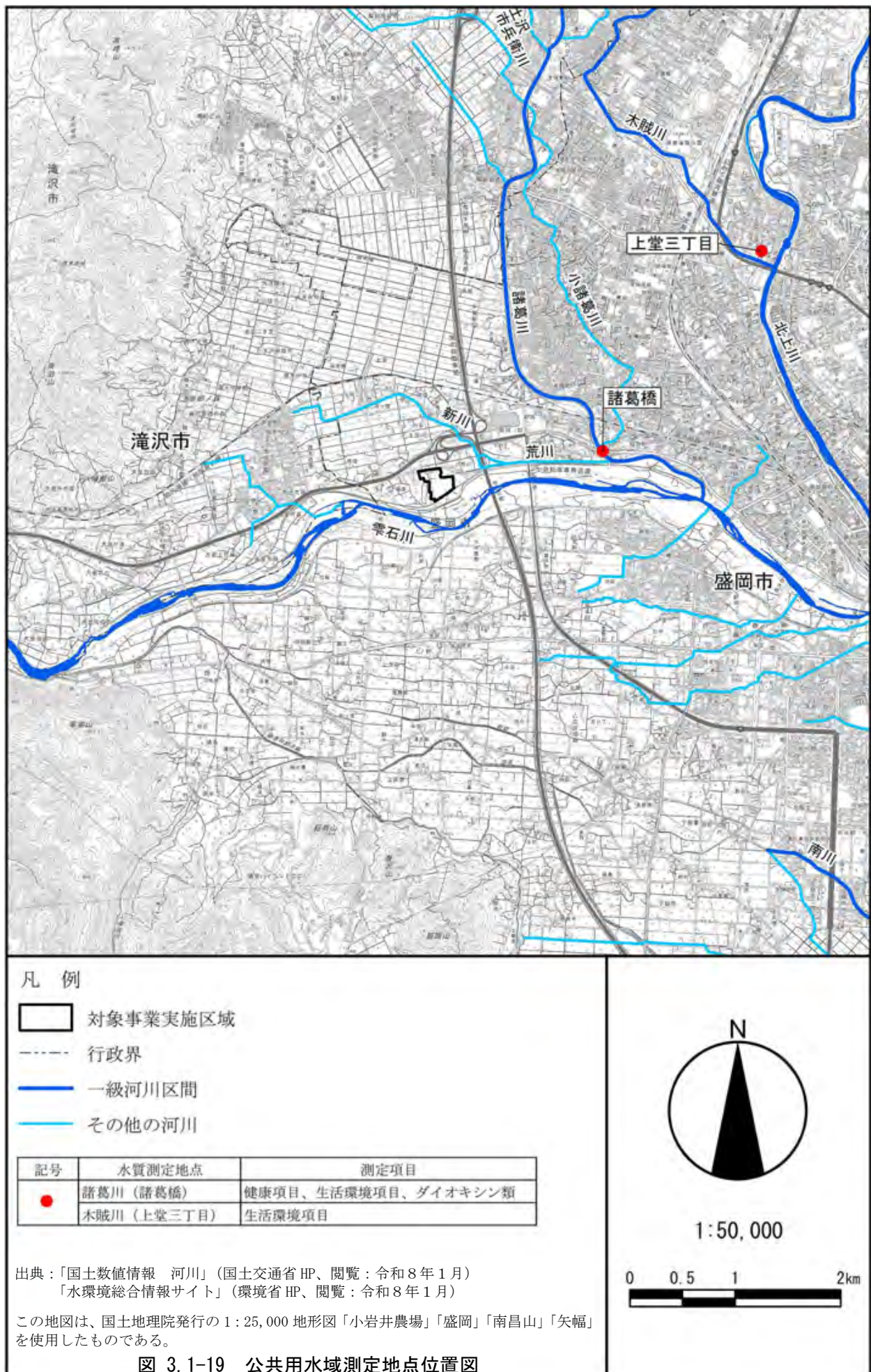
表 3.1-21 水質測定結果（生活環境項目 令和5年度）

物質名		単位	測定値		環境基準 (A類型) [生物A類型]
			諸葛川 (諸葛橋)	木賊川 (上堂三丁目)	
水素イオン濃度 (pH)	最小値		7.1	7.5	6.5 以上
	最大値		7.3	7.9	8.5 以下
溶存酸素量 (DO)		mg/L	10	11	7.5 以上
生物化学的酸素要求量 (BOD)		mg/L	0.8	0.8	2 以下
	75%値	mg/L	1.1	0.8	
浮遊物質 (SS)		mg/L	3	6	25 以下
大腸菌数		CFU/100mL	500	520	300 以下
全窒素		mg/L	1.5	2.3	—
全磷		mg/L	0.032	0.032	—
全亜鉛		mg/L	0.003	—	0.03 以下

注1) —：測定されていない、環境基準が設定されていない

注2) ■：環境基準値を超過

出典：「令和5年度 公共用水域 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシン類測定結果」（岩手県 HP、閲覧：令和8年1月）



(2) 地下水の水質の状況

対象事業実施区域の周囲における令和５年度の地下水質調査（概況調査）の測定結果は表 3.1-22(1)、(2)に、地下水質調査（継続監視調査）の測定結果は表 3.1-23に示すとおりである。

概況調査が実施された地点の測定値は、全ての項目で環境基準を達成している。

また、継続監視調査が実施された地点の測定値は、トリクロロエチレンが東見前で、砒素が上米内、手代森、川又で、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が好摩で環境基準値を超過しているものの、その他の項目及び地点では環境基準を達成している。

表 3.1-22(1) 地下水質測定結果（概況調査 令和５年度）

地区名		単位	津志田	繁	上太田	上米内	手代森	川目	北山	大ヶ生	大通	日戸	環境基準
項目	項目												
	項目												
環境基準項目	カドミウム	mg/L	N	N	N	N	N	N	N	N	N	N	0.003 以下
	鉛	mg/L	N	N	N	N	N	N	N	N	N	N	0.01 以下
	六価クロム	mg/L	N	N	N	N	N	N	N	N	N	N	0.02 以下
	砒素	mg/L	N	N	N	N	N	N	N	N	N	N	0.01 以下
	総水銀	mg/L	N	N	N	N	N	N	N	N	N	N	0.0005 以下
	ジクロロメタン	mg/L	N	N	N	N	N	N	N	N	N	N	0.02 以下
	四塩化炭素	mg/L	N	N	N	N	N	N	N	N	N	N	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	N	N	N	N	N	N	N	N	N	N	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	N	N	N	N	N	N	N	N	N	N	0.1 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	N	N	N	N	N	N	N	N	N	N	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	N	N	N	N	N	N	N	N	N	N	0.006 以下
	トリクロロエチレン	mg/L	N	N	N	N	N	N	N	N	N	N	0.01 以下
	テトラクロロエチレン	mg/L	N	N	N	N	N	N	N	N	N	N	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	N	—	N	—	N	—	—	N	—	N	0.002 以下
	チウラム	mg/L	N	—	N	—	N	—	—	N	—	N	0.006 以下
	シマジン	mg/L	N	—	N	—	N	—	—	N	—	N	0.003 以下
	チオベンカルブ	mg/L	N	—	N	—	N	—	—	N	—	N	0.02 以下
	ベンゼン	mg/L	N	N	N	N	N	N	N	N	N	N	0.01 以下
	セレン	mg/L	N	N	N	N	N	N	N	N	N	N	0.01 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	4.9	4.5	4.5	5.2	4.1	5.0	5.5	4.8	5.2	1.0	10 以下
	亜硝酸性窒素	mg/L	N	0.01	N	N	N		N	N	N	N	—
	1,2-ジクロロエチレン	mg/L	N	N	N	N	N	N	N	N	N	N	0.04 以下

注）N：定量下限値未満（検出されない） —：測定されていない、又は環境基準が設定されていない。

出典：「令和５年度 公共用水域 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシン類測定結果」（岩手県 HP、閲覧：令和８年１月）

(2) 地下水質測定結果（概況調査 令和5年度）

地区名		単位	津志田	繁	上太田	上米内	手代森	川目	北山	大ヶ生	大通	日戸	指針値
項目													
要監視項目	イソキサチオン	mg/L	N	—	N	—	N	—	—	N	—	N	0.008 以下
	ダイアジノン	mg/L	N	—	N	—	N	—	—	N	—	N	0.005 以下
	フェニトロチオン	mg/L	N	—	N	—	N	—	—	N	—	N	0.003 以下
	イソプロチオラン	mg/L	N	—	N	—	N	—	—	N	—	N	0.04 以下
	オキシシン銅	mg/L	N	—	N	—	N	—	—	N	—	N	0.04 以下
	クロロタロニル	mg/L	N	—	N	—	N	—	—	N	—	N	0.05 以下
	プロピザミド	mg/L	N	—	N	—	N	—	—	N	—	N	0.008 以下
	EPN	mg/L	N	—	N	—	N	—	—	N	—	N	0.006 以下
	ジクロルボス	mg/L	N	—	N	—	N	—	—	N	—	N	0.008 以下
	フェノブカルブ	mg/L	N	—	N	—	N	—	—	N	—	N	0.03 以下
	イプロベンホス	mg/L	N	—	N	—	N	—	—	N	—	N	0.008 以下
	クロルニトロフェン	mg/L	N	—	N	—	N	—	—	N	—	N	—
	有機燐化合物	mg/L	N	—	N	—	N	—	—	N	—	N	—
その他	pH	—	6.4	6.6	6.3	6.9	7.3	6.8	6.6	6.6	6.6	6.9	—
	電気伝導度	μ S/cm	190	65	120	110	190	180	200	72	200	62	—
	水温	℃	15.0	13.1	15.6	12.6	14.9	12.4	13.1	11.9	17.2	12.4	—

注) N：定量下限値未満（検出されない） —：単位なし、測定されていない、又は指針値が設定されていない。

出典：「令和5年度 公共用水域 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシン類測定結果」（岩手県 HP、閲覧：令和8年1月）

表 3.1-23 地下水質測定結果（継続監視調査 令和5年度）

地区名		単位	鉈屋町	*1 本宮	*2 本宮	夕顔瀬町	東見前	上太田	上米内	手代森	下飯岡	川又	好摩	環境基準
項目														
環境基準項目	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	N	N	N	N	N	—	—	—	—	—	—	0.1 以下
	トリクロロエチレン	mg/L	N	N	N	N	0.014	—	—	—	—	—	—	0.01 以下
	テトラクロロエチレン	mg/L	N	N	0.002	N	0.002	—	—	—	—	—	—	0.01 以下
	鉛	mg/L	—	—	—	—	—	N	—	—	—	—	—	0.01 以下
	砒素	mg/L	—	—	—	—	—	—	0.014	0.012	0.005	0.055	—	0.01 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	20	10 以下
	亜硝酸性窒素	mg/L	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	N	—
その他	pH	—	13.6	6.6	7.0	6.7	6.5	5.5	7.9	6.3	3.5	7.5	6.6	—
	電気伝導度	μ S/cm	200	210	220	120	190	150	94	210	150	77	310	—
	水温	℃	13.6	16.1	9.6	18.1	15.4	13.3	9.3	12.1	14.5	12.6	13.9	—

注1) N：定量下限値未満（検出されない） —：単位なし、又は環境基準が設定されていない。

注2) ：環境基準値を超過

注3) *1、*2：同一地点名であるが測定地点が異なることを示す。

出典：「令和5年度 公共用水域 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシン類測定結果」（岩手県 HP、閲覧：令和8年1月）

(3) ダイオキシン類（水質、底質）の状況

対象事業実施区域の周囲におけるダイオキシン類の令和3年度の測定結果は、表 3.1-24に示すとおりである。なお、測定地点は図 3.1-19に示したとおりである。

対象事業実施区域の周囲では諸葛川（諸葛橋）で測定が行われており、測定値は水質、底質ともに環境基準を達成している。

表 3.1-24 ダイオキシン類（水質、底質）の測定結果（令和3年度）

河川名	測定地点	水質（pg-TEQ/L）	底質（pg-TEQ/g）
諸葛川	諸葛橋	0.036	0.16

出典：「令和3年度 公共用水域 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシン類測定結果」（岩手県 HP、閲覧：令和8年1月）

《参考：水質汚濁に係る環境基準について（ダイオキシン類）》

媒体	環境基準
水質（水底の底質を除く。）	1 pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年12月 環境庁告示第68号）

3.1.3 土壌及び地盤の状況

1. 土壌の状況

(1) 土壌の状況

対象事業実施区域及びその周囲における土壌の状況は、図 3.1-20(1)、(2)に示すとおりである。

対象事業実施区域の土壌は、褐色低地土壌の花輪統となっている。また、対象事業実施区域の周囲は、粗粒灰色低地土壌の下太田統、土渕統及び褐色低地土壌の江刺愛宕統等となっているほか、対象事業実施区域北西側の山地は、淡色黒ボク土壌の高森統及び黒ボク土壌の谷地山統等となっており、対象事業実施区域南西側の山地は褐色森林土壌の南昌山統及び湿性褐色森林土壌の東ノ又沢統等となっている。山地のふもとは多湿黒ボク土壌の飯豊統、滝沢統、沼宮内統及び飯岡統等が広がっている。

(2) 土壌汚染の状況

岩手県では、令和5年度に一般環境7地点及び発生源周辺45地点で土壌中のダイオキシン類を測定しているが、対象事業実施区域及びその周囲で測定は行われていない。

2. 地盤の状況

「令和6年版 環境報告書」（岩手県HP、閲覧：令和8年1月）によると、対象事業実施区域及びその周囲において地盤沈下は発生していない。

凡 例

		盛岡	日詰
山地および丘陵地の土壌			
乾性褐色森林土壌	東根山統		
褐色森林土壌	南昌山統		
湿性褐色森林土壌	東ノ又沢統		
黒ボク土壌	網張 2 統		
	谷地山統		
	牧野林統		
淡色黒ボク土壌	高森統		
	志和統		
台地および低地の土壌			
厚層黒ボク土壌	夜蚊平統		
黒ボク土壌	中山統		
	大牛内統		
	細野統		
	好地統		
多湿黒ボク土壌	飯豊統		
	滝沢統		
	沼宮内統		
	飯岡統		
黒ボクグライ土壌	川畑統		
	重石統		
褐色低地土壌	磯鶏統		
	猪鼻統		
	花輪統		
	江刺愛宕統		
細粒灰色低地土壌	白山統		
灰色低地土壌	本宮統		
粗粒灰色低地土壌	下太田統		
	土淵統		
	沢内太田統		
低地泥炭土壌	北日詰統		
黒泥土壌	油島統		

出典：「5 万分の 1 土地分類基本調査 土壌図」（国土交通省 HP、閲覧：令和 8 年 1 月）

図 3.1-20(2) 土壌の状況（凡例）

3.1.4 地形及び地質の状況

1. 地形の状況

対象事業実施区域及びその周囲における地形の状況は、図 3.1-21(1)、(2)に示すとおりである。

対象事業実施区域は谷底平野及び氾濫平野が大部分を占めており、一部に砂礫段丘Ⅲがみられる。また、対象事業実施区域の周囲は砂礫段丘Ⅱ及び砂礫段丘Ⅲが広がっており、対象事業実施区域南側の雫石川沿いは河原となっているほか、崖もみられる。対象事業実施区域北西側から南西側にかけては、中起伏山地となっており、対象事業実施区域北側の市街地は、大山灰砂台地及び谷底平野及び氾濫平野が混在した地形となっている。

2. 地質の状況

対象事業実施区域及びその周囲における地質の状況は、図 3.1-22(1)、(2)に示すとおりである。

対象事業実施区域は未固結堆積物の砂礫（洪積世）及び砂礫（沖積世）となっている。また、対象事業実施区域の周囲も同様に未固結堆積物の砂礫（洪積世）及び砂礫（沖積世）が広がっているほか、対象事業実施区域北西側から南西側に位置する山地には、火山性岩石の集塊岩及び未固結堆積物の碎屑物等が分布している。対象事業実施区域北西側の山地のふもと及び北東側の市街地には、火山性岩石の火山碎屑物が分布している。

3. 重要な地形及び地質

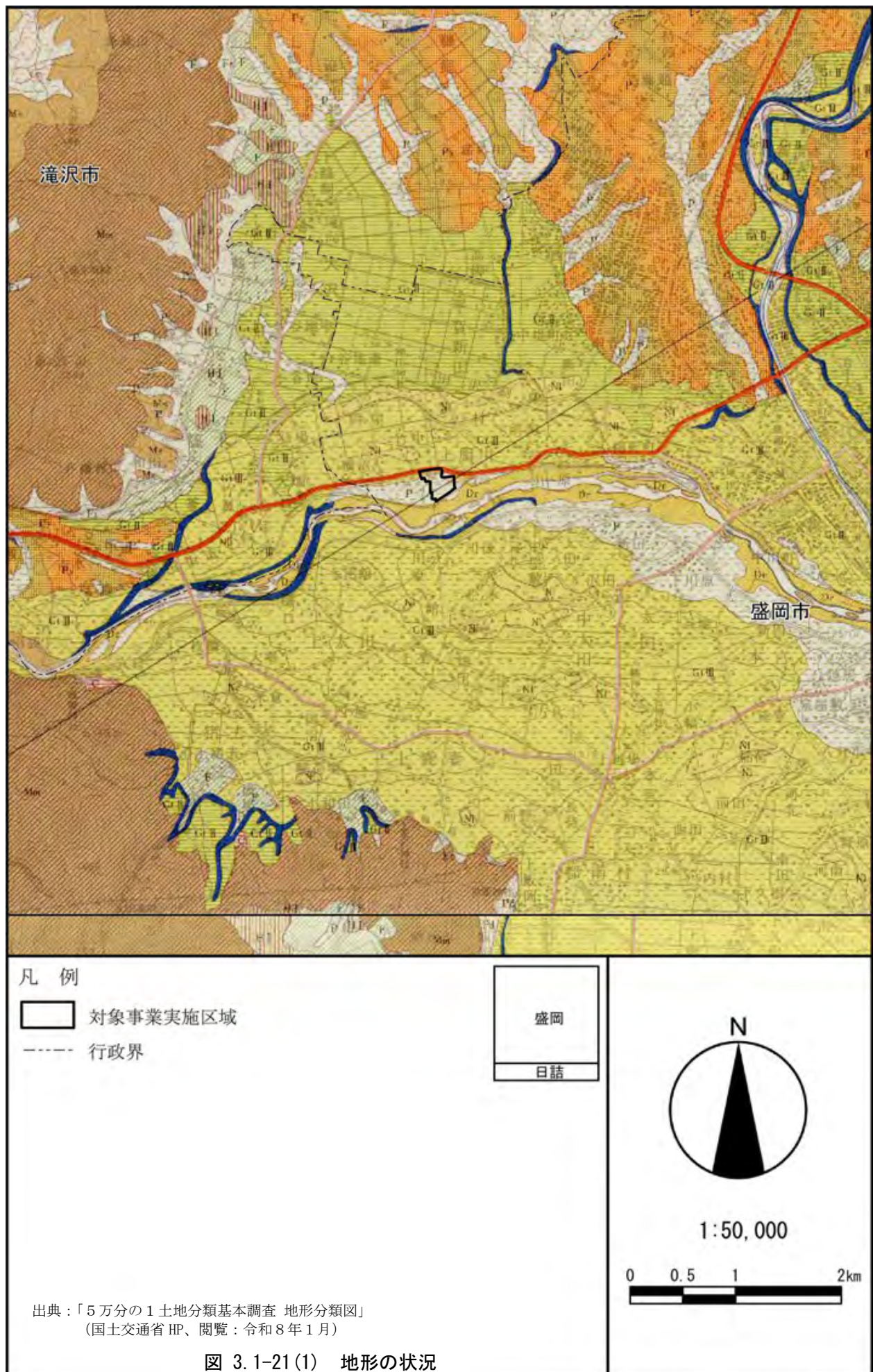
対象事業実施区域及びその周囲には、「日本の地形レッドデータブック 第1集 ―危機にある地形―」（平成6年2月 小泉・青木編）及び「日本の地形レッドデータブック 第2集 ―保存すべき地形―」（平成14年3月 小泉・青木編）によって選定された保存すべき地形は存在しない。

なお、対象事業実施区域及びその周囲には、表 3.1-25及び図 3.1-23に示すとおり、「日本の典型地形」（国土交通省HP、閲覧：令和8年1月）に選定されている北上盆地及び雫石川下流部が存在している。

表 3.1-25 対象事業実施区域及びその周囲における典型地形

典型地形項目	名称	地形項目	定義	所在地
地殻の変動による地形	北上盆地	構造盆地	地殻変動によって形成される盆地。	滝沢市、盛岡市、紫波郡矢巾町・紫波町、花巻市、北上市、丹沢郡金ヶ崎町、奥州市、一関市
河川的作用による地形	雫石川下流部	網状流	砂礫からなる島や州によって、網の目状に分岐・合流を繰り返す水流。	盛岡市
その他の地形	盛岡市上田付近	土石流堆積地形	土石流による流動物が溪床やその下流に堆積して形成された地形。	盛岡市

注）所在地は、原文のまま記載している。
出典：「日本の典型地形」（国土地理院HP、閲覧：令和8年1月）

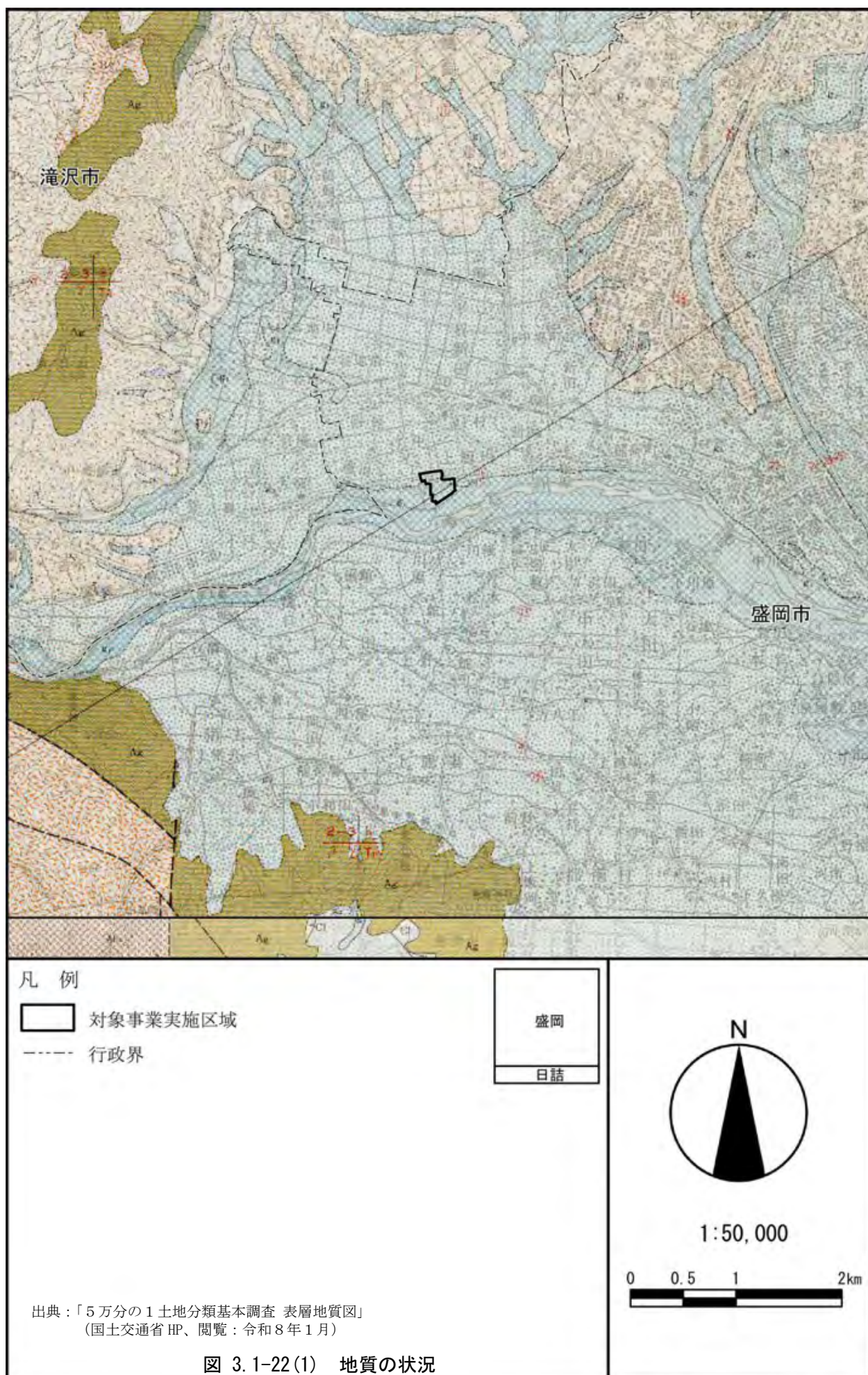


凡 例

	盛岡	日詰
山 地		
大起伏山地（起伏量400m以上）		
中起伏山地（起伏量400～200m）		
小起伏山地（起伏量200m未満）		
山麓地及び他の緩斜面		
火山地		
大起伏火山地（起伏量400m以上）		
中起伏火山地（起伏量400～200m）		
小起伏火山地（起伏量200m未満）		
丘陵地		
丘陵地Ⅰ（起伏量200～100m）		
丘陵地Ⅱ（起伏量100m未満）		
台地		
砂礫段丘Ⅰ		
砂礫段丘Ⅱ		
砂礫段丘Ⅲ		
大山灰砂台地		
低地		
扇状地		
崖錐性扇状地		
谷底平野及び氾濫平野		
河原		
自然堤防		
旧河道		
その他		
人工改変地		
崖		
泥流地形		
崩壊地形		
遷急点		
壁岩		
国道		
主要地方道、県道		
主要分水界、主要水系流域界		
一級河川		
二級河川		

出典：「5万分の1土地分類基本調査 地形分類図」（国土交通省 HP、閲覧：令和8年1月）

図 3.1-21(2) 地形の状況（凡例）

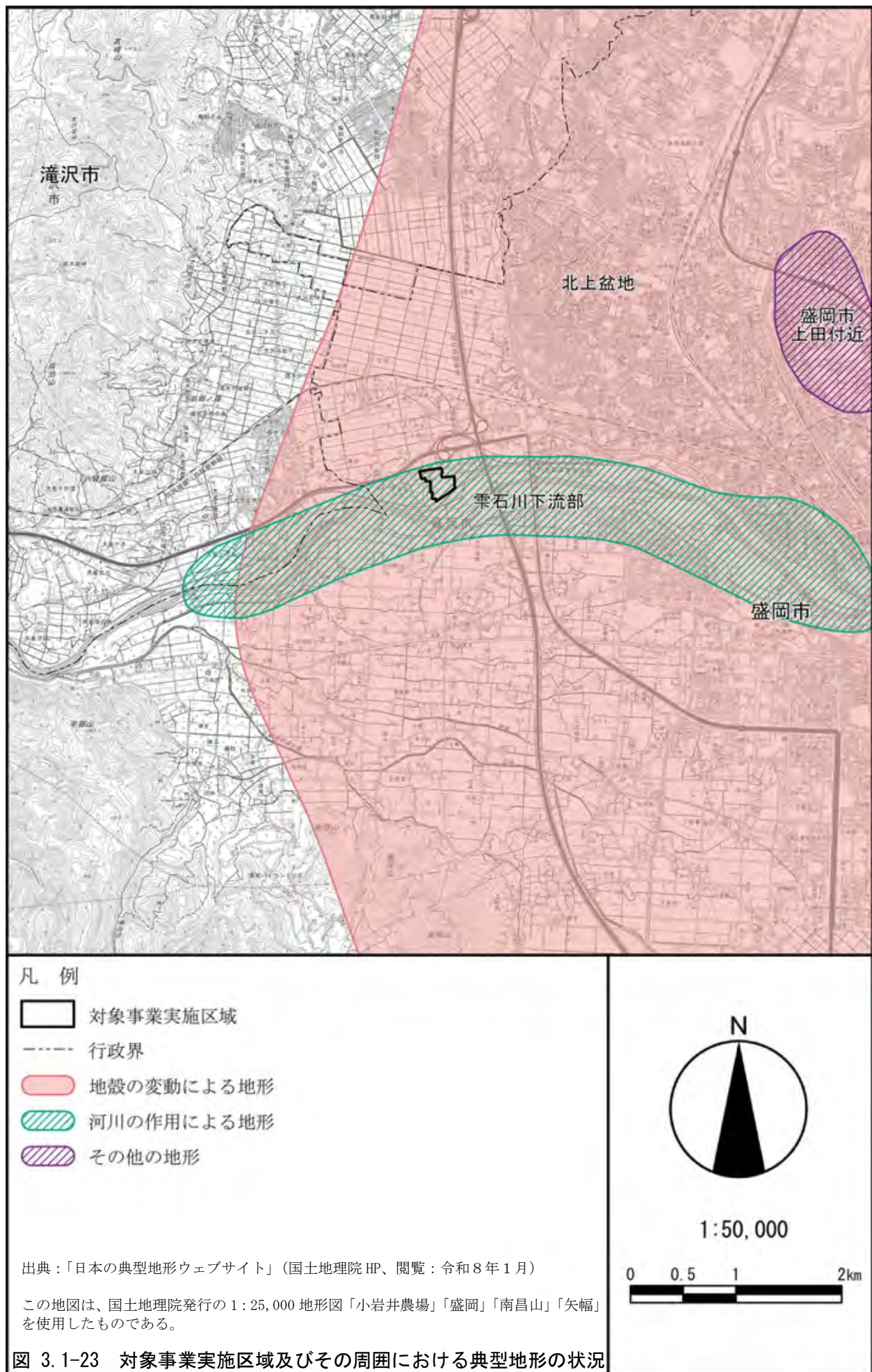


凡 例

		盛岡	日詰
未固結堆積物	砂礫（沖積世）		
	碎屑物		
	砂礫（洪積世）		
固結堆積物	砂岩		
	泥岩		
	珪岩質岩石		
	輝緑凝灰岩		
	石灰岩		
火山性岩石	火山碎屑物		
	安山岩質岩石		
	集塊岩		
	流紋岩質岩石		
深成岩	花崗岩質岩石		
	蛇紋岩質岩石		
	斑柘岩質岩石		
その他	岩石の種類の境界		
	走向・傾斜		
	断層		
	温泉		
	柱状図の位置		
	背斜軸		
	向斜軸		
	ホルンフェルス化域		
	鉱山（採石場）		

出典：「5 万分の 1 土地分類基本調査 表層地質図」（国土交通省 HP、閲覧：令和 8 年 1 月）

図 3.1-22(2) 地質の状況（凡例）



3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

1. 動物

(1) 動物相の状況

対象事業実施区域及びその周囲に生息する動物の情報は、表 3.1-26に示す文献に基づいて整理した。

表 3.1-26 動物相の確認文献等

番号	文献名	対象とした種
1 ^{注)}	「第2～6回自然環境保全基礎調査」 (環境省自然環境局)	調査対象とした野生動物(哺乳類、鳥類、は虫類、両生類、昆虫類、魚類、底生動物)のうち、盛岡市及び滝沢市で確認された種
2	「いわてレッドデータブック 岩手の希少な野生生物」(令和7年3月 岩手県環境生活部自然保護課)	調査対象とした野生動物(哺乳類、鳥類、は虫類、両生類、昆虫類、魚類、底生動物)のうち、盛岡市及び滝沢市で確認された種(ただし絶滅(EX)・野生絶滅(EW)とされている種は除く)
3	「平成30年度(2018年度)中大型哺乳類分布調査 調査報告書(クマ類(ヒグマ・ツキノワグマ)・カモシカ)」 (平成31年3月 環境省)	調査対象とした野生動物(哺乳類)のうち、盛岡市及び滝沢市で確認された種
4	「令和3年度(2021年度)中大型哺乳類分布調査 調査報告書(タヌキ・キツネ・アナグマ)」(令和4年3月 環境省)	調査対象とした野生動物(哺乳類)のうち、盛岡市及び滝沢市で確認された種
5	「第56回ガンカモ類の生息調査報告書(令和6年度)」(令和7年6月 環境省自然環境局)	調査対象とした野生動物(鳥類)のうち、盛岡市及び滝沢市で確認された種
6	「盛岡市自然環境等基礎調査報告書」 (平成18年3月 株式会社ネクサス)	調査対象とした野生動物(哺乳類、鳥類、は虫類、両生類、昆虫類、魚類、底生動物)のうち、盛岡市で確認された種

注) 各回の調査年度は以下のとおりである。

第2回：昭和53年度、第3回：昭和59年度、第4回：平成元～3年度、第5回：平成9～10年度、第6回：平成12～16年度

既存資料によると、対象事業実施区域及びその周囲で確認された動物は表 3.1-27に示すとおり、哺乳類が13科45種、鳥類が50科179種、は虫類が7科12種、両生類が6科14種、昆虫類が181科1,387種、魚類が10科34種、底生動物が31科57種である。

表 3.1-27 文献等により確認された種数(動物)

分類	科	種
哺乳類	13	45
鳥類	50	179
は虫類	7	12
両生類	6	14
昆虫類	181	1,387
魚類	10	34
底生動物	31	57

(2) 重要種の状況

文献調査で確認された動物種について、国、岩手県及び各自治体が指定する選定根拠に基づき、重要種の指定状況を整理した。

重要種の選定基準及びカテゴリーは、表 3.1-28に示すとおりである。

表 3.1-28 重要な種の選定基準及びカテゴリー

分類	番号	重要な種の選定基準	カテゴリー
法規制	①	「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月 30 日 法律第 214 号)	特天：特別天然記念物 国天：国指定天然記念物
	②	「岩手県文化財保護条例」 (昭和 51 年 3 月 26 日 条例第 44 号)	県天：県指定天然記念物
	③	「盛岡市文化財保護条例」 (昭和 53 年 3 月 25 日 条例第 21 号)	盛天：盛岡市指定天然記念物
		「滝沢市文化財保護条例」 (昭和 62 年 3 月 14 日 条例第 2 号)	滝天：滝沢市指定天然記念物
	④	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」 (平成 4 年 6 月 5 日 法律第 75 号)	国内：国内希少野生動植物種 国際：国際希少野生動植物種 緊急：緊急指定種
	⑤	「岩手県希少野生動植物種の保護に関する条例」 (平成 14 年 3 月 29 日 条例第 26 号)	指希：指定希少野生動植物種 特希：特定希少野生動植物種
レッドリスト等	⑥	「環境省レッドリスト 2020」 (令和 2 年 3 月 27 日改訂版 環境省報道発表資料)	CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類 CR：絶滅危惧ⅠA類 EN：絶滅危惧ⅠB類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：地域個体群
	⑦	「いわてレッドデータブック 岩手の希少な野生生物」 (令和 7 年 3 月 岩手県環境生活部自然保護課)	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 NW：留意 DD：情報不足

① 哺乳類

対象事業実施区域及びその周囲で確認されている重要な動物種（哺乳類）は、表 3.1-29 に示すとおり、8科20種である。

ヒナコウモリ科のコウモリのほか、雑木林を利用するニホンモモンガやヤマネ、低山山麓の森林を生息域とするニホンイイズナなどが確認されている。

表 3.1-29 重要な動物種（哺乳類）の状況

番号	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	トガリネズミ科	ニホンカワネズミ							NW
2	ヒナコウモリ科	コヤマコウモリ						EN	CR+EN
3		ヤマコウモリ						VU	CR+EN
4		ヒナコウモリ							VU
5		モリアブラコウモリ						VU	CR+EN
6		チチブコウモリ						LP	CR+EN
7		ニホンウサギコウモリ							VU
8		カグヤコウモリ							VU
9		ヒメホオヒゲコウモリ							NT
10		ノレンコウモリ							VU
11		ユビナガコウモリ							VU
12		テングコウモリ							VU
13		コテングコウモリ							NW
14	オナガザル科	ホンダザル							CR+EN
15	クマ科	ニホンツキノワグマ				国際			NW
16	イタチ科	ニホンイイズナ						NT	VU
17		ホンダオコジョ						NT	VU
18	ウシ科	ニホンカモシカ	特天						NW
19	リス科	ニホンモモンガ							NT
20	ヤマネ科	ヤマネ							NT
合計	8科	20種	1種	0種	0種	1種	0種	6種	20種

注1) 種名及び配列については「日本の哺乳類[改訂版]」、「日本の哺乳類」、「日本産哺乳類全種分類表」を参考とした。

注2) 指定状況の①～⑦は、表 3.1-28 に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

② 鳥類

対象事業実施区域及びその周囲で確認されている重要な動物種（鳥類）は、表 3.1-30(1)、(2)に示すとおり、30 科 74 種である。

河川敷や水田など耕作地、ため池を利用するヒシクイやマガン等のカモ科やシギ・チドリ科の種や、雑木林や草地に生息するキツツキ科、ヒタキ科、ホオジロ科の種が多く確認されているほか、クマタカやオジロワシ、アオバズク、トラフズクなどの猛禽類といった生態系上位種も確認されている。

表 3.1-30(1) 重要な動物種（鳥類）の状況

番号	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	カモ科	シジュウカラガン				国内		CR	NT
2		ハクガン							NT
3		ヒシクイ	国天					VU	NT
4		マガン	国天					NT	
5		オシドリ						DD	NW
6		トモエガモ						VU	VU
7		ヨシガモ							NW
8		シノリガモ						LP	NT
9		カワアイサ							NW
10	キジ科	ヤマドリ							NW
11	ヨタカ科	ヨタカ						NT	NT
12	アマツバメ科	ハリオアマツバメ							NW
13	カッコウ科	ジュウイチ							NT
14		カッコウ							NW
15	クイナ科	クイナ							NT
16		バン							NW
17		ヒクイナ						NT	VU
18	ツル科	タンチョウ	特天			国内		VU	
19	カイツブリ科	カイツブリ							NW
20		カンムリカイツブリ							NW
21	チドリ科	ケリ						DD	VU
22	シギ科	ハマシギ						NT	
23		ヤマシギ							NT
24		オオジシギ						NT	VU
25		タカブシギ						VU	
26	カモメ科	コアジサシ							VU
27	ウ科	ヒメウ						EN	NT
28	サギ科	ヨシゴイ						NT	VU
29		ゴイサギ							NT
30		ササゴイ							NW
31		チュウサギ						NT	NT
32		コサギ							NW
33	ミサゴ科	ミサゴ						NT	VU
34	タカ科	ハチクマ						NT	NT
35		クマタカ				国内		EN	CR+EN
36		ツミ							NT
37		ハイタカ						NT	NT
38		オオタカ						NT	NT
39		チュウヒ				国内		EN	VU
40		オジロワシ	国天			国内・国際		VU	CR+EN

注1) 種名及び配列については原則として「日本鳥類目録第8版」に準拠した。

注2) 指定状況の①～⑦は、表 3.1-28 に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

表 3.1-30(2) 重要な動物種（鳥類）の状況

番号	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
41	タカ科	ノスリ							NW
42	フクロウ科	アオバズク							VU
43		コノハズク							VU
44		オオコノハズク							NT
45		トラフズク							VU
46		コミミズク							NW
47		フクロウ							NW
48	ブッポウソウ科	ブッポウソウ						EN	VU
49	カワセミ科	アカショウビン							NT
50		カワセミ							NW
51		ヤマセミ							NW
52	キツツキ科	アリスイ							VU
53		オオアカゲラ							NW
54	ハヤブサ科	チゴハヤブサ							NT
55		ハヤブサ				国内		VU	CR+EN
56	サンショウクイ科	サンショウクイ						VU	NT
57	カササギヒタキ科	サンコウチョウ							NW
58	モズ科	チゴモズ						CR	CR+EN
59		アカモズ				国内		EN	CR+EN
60	ヨシキリ科	コヨシキリ							VU
61	セッカ科	セッカ							NT
62	キバシリ科	キバシリ							NT
63	ヒタキ科	サメビタキ							NT
64		コサメビタキ							NW
65		ノゴマ							VU
66		コマドリ							NT
67		ノビタキ							NT
68	イワヒバリ科	イワヒバリ							NT
69		カヤクグリ							NW
70	アトリ科	イスカ							NW
71	ホオジロ科	ホオアカ							VU
72		ノジコ						NT	NW
73		クロジ							NW
74		オオジュリン							NW
合計	30 科	74 種	4 種	0 種	0 種	7 種	0 種	29 種	70 種

注1) 種名及び配列については原則として「日本鳥類目録第8版」に準拠した。

注2) 指定状況の①～⑦は、表 3.1-28 に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

③ は虫類

対象事業実施区域及びその周囲で確認されている重要な動物種（は虫類）は、表 3.1-31 に示すとおり、4科5種である。

ため池などの湛水を利用するニホンスッポンや水田から草地、森林まで幅広い環境を利用するヒバカリなどが確認されている。

表 3.1-31 重要な動物種（は虫類）の状況

番号	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	スッポン科	ニホンスッポン						DD	
2	トカゲ科	ヒガシニホントカゲ							NW
3	タカチホヘビ科	タカチホヘビ							DD
4	ナミヘビ科	シロマダラ							DD
5		ヒバカリ							DD
合計	4 科	5 種	0 種	0 種	0 種	0 種	0 種	1 種	4 種

注1) 種名及び配列については「日本の両生爬虫類」、「日本産爬虫類図鑑」、「日本産爬虫両生類標準和名」を参考とした。

注2) 指定状況の①～⑦は、表 3.1-28 に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

④ 両生類

対象事業実施区域及びその周囲で確認されている重要な動物種（両生類）は、表 3.1-32 に示すとおり、4科7種である。

河川の渓流域から中流域を生息環境とするカジカガエルや水田やため池などを利用するアカハライモリなどが確認されている。

表 3.1-32 重要な動物種（両生類）の状況

番号	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	サンショウウオ科	トウホクサンショウウオ						NT	NW
2		キタオウシュウサンショウウオ							NW
3	イモリ科	アカハライモリ						NT	NW
4	アカガエル科	ニホンアカガエル							VU
5		トウキョウダルマガエル						NT	NW
6	アオガエル科	モリアオガエル							NW
7		カジカガエル							NW
合計	4 科	7 種	0 種	0 種	0 種	0 種	0 種	3 種	7 種

注1) 種名及び配列については「日本の両生爬虫類」、「[増補改訂] 日本のカエル+サンショウウオ類」、「日本産両生類図鑑」、「日本のカエル」、「日本産爬虫両生類標準和名」を参考とした。

注2) 指定状況の①～⑦は、表 3.1-28 に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

⑤ 魚類

対象事業実施区域及びその周囲で確認されている重要な動物種（魚類）は、表 3.1-33 に示すとおり、8 科 15 種である。

ため池などの湛水を生息域とするフナ類や水田などに生息するドジョウなどが確認されている。

表 3.1-33 重要な動物種（魚類）の状況

番号	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	ヤツメウナギ科	ミナミスナヤツメ						VU	NT
2		キタスナヤツメ						VU	NT
3	コイ科	フナ類						VU	NT
4		ヤリタナゴ						NT	
5		タナゴ						EN	NW
6		ハス						VU	
7	ドジョウ科	ドジョウ						NT	
8	フクドジョウ科	ホトケドジョウ						EN	CR+EN
9	ギギ科	ギバチ						VU	
10	サケ科	ニッコウイワナ						DD	
11		サクラマス（ヤマメ）						NT	
12	カジカ科	カジカ（大卵型）						NT	NT
13		カジカ						EN	
14		ハナカジカ						LP	VU
15	ハゼ科	ジュズカケハゼ						NT	
合計	8 科	15 種	0 種	0 種	0 種	0 種	0 種	15 種	7 種

注 1）種名及び配列については原則として「令和 7 年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」、「自然環境目録 2015（京都府）」に準じた。

注 2）指定状況の①～⑦は、表 3.1-28 に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

⑥ 昆虫類

対象事業実施区域及びその周囲で確認されている重要な動物種（昆虫類）は、表 3.1-34(1)～(4)に示すとおり、50 科 167 種である。

河川やため池に生息するタガメやゲンゴロウ等水生昆虫をはじめ、河川敷や水田などの水辺環境を生息域とするコバネアオイトトンボやモートンイトトンボなどトンボ類が多く確認されている。

表 3.1-34(1) 重要な動物種（昆虫類）の状況

番号	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	カマキリ科	ウスバカマキリ						DD	DD
2	キリギリス科	ヒガシキリギリス							NT
3	アオイトトンボ科	コバネアオイトトンボ						EN	CR+EN
4	イトトンボ科	ルリイトトンボ							NW
5		モートンイトトンボ						NT	NT
6		カラカネイトトンボ							NT
7	ヤンマ科	カトリヤンマ							CR+EN
8		サラサヤンマ							NW
9		マダラヤンマ						NT	VU
10		ネアカヨシヤンマ						NT	NW
11	サナエトンボ科	ホンサナエ							NW
12		アオサナエ							NW
13		オジロサナエ							NW
14	ムカシヤンマ科	ムカシヤンマ							NW
15	エゾトンボ科	エゾトンボ							NW
16	トンボ科	ハッチョウトンボ							NT
17		キトンボ							NW
18		オオキトンボ						EN	CR+EN
19	タイコウチ科	タイコウチ							NW
20	コオイムシ科	コオイムシ						NT	
21		タガメ				国内		VU	VU
22	ミズムシ科	ミズムシ							NT
23	ツノトンボ科	キバネツノトンボ							VU
24	ハンミョウ科	カワラハンミョウ						EN	CR+EN
25		ホソハンミョウ						VU	VU
26	オサムシ科	ナミハンミョウ							NW
27		ヒメミヤマメダカゴミムシ							NT
28		セアカオサムシ						NT	NW
29		ホソヒメクロオサムシ							NW
30		マヒルナガチビゴミムシ							DD
31		シラハタキバナガゴミムシ							NW
32		オオアオグロヒラタゴミムシ							CR+EN
33		ハヤチネヌレチゴミムシ							NW
34		ウメヤルリミズギワゴミムシ							VU
35		アオカタビロオサムシ							NW
36		エゾカタビロオサムシ							NT
37		マークオサムシ						VU	VU
38		ヒメクロオサムシ							NW
39		チビマルクビゴミムシ							NW
40		マヒルメクラチビゴミムシ							DD
41	ゲンゴロウ科	キベリマメゲンゴロウ						NT	
42		ゲンゴロウ				国内		VU	NT
43		メススジゲンゴロウ							NW
44		マルガタゲンゴロウ				国内		VU	
45		エゾゲンゴロウモドキ				国内		VU	NT

注1) 種名及び配列について、「日本昆虫目録」、「日本産野生生物目録 - 無脊椎動物編Ⅱ」、「日本産ガ類総目録」、「令和7年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」を参考にした。

注2) 指定状況の①～⑦は、表 3.1-28 に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

表 3. 1-34 (2) 重要な動物種（昆虫類）の状況

番号	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
46	ゲンゴロウ科	シマゲンゴロウ						NT	VU
47		ナガケシゲンゴロウ							NT
48		シマケシゲンゴロウ							VU
49		キボシケシゲンゴロウ						DD	VU
50		キボシツブゲンゴロウ						NT	NT
51		ヒラサワツブゲンゴロウ							NT
52	コガネムシ科	キバネマグソコガネ						NT	EX
53		ウスグロマグソコガネ							EX
54		ヒメコマグソコガネ							CR+EN
55		ダイコクコガネ						VU	CR+EN
56		シナノエンマコガネ							NT
57		ヤマトエンマコガネ						NT	NT
58		オオチャイロハナムグリ						NT	NW
59		オオトラフハナムグリ							NW
60		オオトラフコガネ							NW
61		ヒメケブカマグソコガネ							EX
62		コカブトムシ							NW
63	タマムシ科	ハビロキンヘリタマムシ							VU
64		サビナカボソタマムシ							NW
65	ヒメドロムシ科	ケスジドロムシ						VU	NW
66	コメツキムシ科	イワテミヤマヒサゴコメツキ							NW
67		クロツヤシモフリコメツキ							NW
68		ツماغロヒラタコメツキ							NW
69	ホタル科	ヒメボタル							NW
70		ゲンジボタル							NW
71	ゴミムシダマシ科	オオユミアシゴミムシダマシ							NW
72	カミキリムシ科	シララカハナカミキリ							NT
73		モモブトハナカミキリ							NW
74		ベニバハナカミキリ							NW
75		ブチヒゲハナカミキリ							NW
76		フタスジカタビロハナカミキリ							VU
77		シロヘリトラカミキリ							NT
78		クロヒラタカミキリ						NT	NW
79		ヨツボシカミキリ						EN	VU
80		トウホクトラカミキリ							NW
81		ミチノクケマダラカミキリ						VU	NW
82		ヒゲジロホソコバネカミキリ							NW
83		ホンドアカガネカミキリ							NW
84	ハムシ科	コウホネネクイハムシ							NW
85		イカリアオカメノコハムシ							VU
86		クロスジカメノコハムシ							NT
87		ベニカメノコハムシ							NW
88		オオルリハムシ						NT	NW
89		ニセセスジツツハムシ							VU
90	ミツギリゾウムシ科	チャバネホソミツギリゾウムシ						DD	DD
91	ゾウムシ科	シラゲミズギクゾウムシ							VU
92	ミズスマシ科	ミズスマシ						VU	
93	ドロムシ科	ハセガワドロムシ							NW
94	クワガタムシ科	オオクワガタ						VU	NT
95	コウモリガ科	ヒメコウモリ							NW
96	マダラガ科	ベニモンマダラ						NT	VU
97	ハマキガ科	ニセシロモンクロヒメハマキ							DD
98		ウンモンサザナミヒメハマキ							NT
99		ウワミズヒメハマキ							NW
100	トリバガ科	モウセンゴケトリバ							NW

注 1) 種名及び配列について、「日本昆虫目録」、「日本産野生生物目録 - 無脊椎動物編Ⅱ」、「日本産ガ類総目録」、「令和 7 年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」を参考にした。

注 2) 指定状況の①～⑦は、表 3. 1-28 に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

表 3.1-34(3) 重要な動物種（昆虫類）の状況

番号	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
101	ツトガ科	モリオカツトガ						NT	NW
102		フトシロスジツトガ							NW
103		ホソエダツトガ							NW
104		ヒメコミズメイガ							NT
105	シャクガ科	クロフカバシャク						VU	NT
106		フタオレウスグロエダシャク							DD
107		エゾヤエナミシャク							VU
108	ヤママユガ科	オナガミズアオ						NT	
109	スズメガ科	イブキスズメ							NW
110	ヒトリガ科	マエアカヒトリ						NT	DD
111	ヤガ科	カギモンハナオイアツバ						NT	
112		ミヤマキシタバ						NT	NW
113		ケンモンキシタバ							NW
114		コシロシタバ						NT	NW
115		シロスジキンウワバ							NT
116		タンポキンウワバ							NW
117		ミツモンケンモン						EN	CR+EN
118		ジョウザンケンモン							DD
119		ウスジロケンモン						NT	NT
120		ノシメコヤガ						CR	CR+EN
121		シロスジツマキリョトウ							NT
122		ウスクモヨトウ							DD
123		タカネショウブヨトウ							NT
124		ガマヨトウ						VU	NW
125		ヨスジノコメキリガ							DD
126		ツチイロキリガ							NT
127		ハイイロヨトウ							NW
128		オガサワラヒゲヨトウ						EN	CR+EN
129		クロヨトウ							NW
130		エゾオオバコヤガ							DD
131		ダイセツヤガ							NW
132		オオシラホシヤガ							DD
133	セセリチョウ科	チャマダラセセリ						EN	CR+EN
134		ギンイチモンジセセリ						NT	NW
135		ホシチャバネセセリ						EN	CR+EN
136		スジグロチャバネセセリ						NT	
137		ミヤマチャバネセセリ							NT
138	アゲハチョウ科	ヒメギフチョウ						NT	VU
139	シロチョウ科	ヒメシロチョウ						EN	NT
140		ヤマキチョウ						EN	EX
141	シジミチョウ科	チョウセンアカシジミ						VU	VU
142		キタアカシジミ						VU	VU
143		ウラジロミドリシジミ							VU
144		クロミドリシジミ							NT
145		ハヤシミドリシジミ							VU
146		フジミドリシジミ							NW
147		キマダラルリツバメ						NT	CR+EN
148		クロシジミ						EN	VU
149		オオルリシジミ						CR	EX
150		ゴマシジミ					指希	NT	CR+EN
151		ヒメシジミ						NT	VU
152	タテハチョウ科	ヒョウモンチョウ						NT	NT
153		ウラギンスジヒョウモン						VU	
154		オオウラギンヒョウモン						CR	CR+EN
155		フタスジチョウ							CR+EN

注1) 種名及び配列について、「日本昆虫目録」、「日本産野生生物目録 - 無脊椎動物編Ⅱ」、「日本産ガ類総目録」、「令和7年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」を参考にした。

注2) 指定状況の①～⑦は、表 3.1-28 に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

表 3.1-34(4) 重要な動物種（昆虫類）の状況

番号	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
156	タテハチョウ科	ゴマダラチョウ							NW
157		オオムラサキ						NT	NT
158		ベニヒカゲ						NT	NT
159		キマダラモドキ						NT	
160		クロヒカゲモドキ						EN	CR+EN
161		コジャノメ							NW
162	トガリバガ科	キボシミスジトガリバ							NW
163	クサアブ科	ネグロクサアブ						DD	NW
164	アミカモドキ科	ニホンアミカモドキ						VU	NT
165	ヒメバチ科	ミズバチ						DD	
166	アリ科	エゾアカヤマアリ						VU	
167	ミツバチ科	ニセハイイロマルハナバチ							NW
合計	50 科	167 種	0 種	0 種	0 種	4 種	1 種	69 種	156 種

注1) 種名及び配列について、「日本昆虫目録」、「日本産野生生物目録 - 無脊椎動物編Ⅱ」、「日本産ガ類総目録」、「令和7年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」を参考にした。

注2) 指定状況の①～⑦は、表 3.1-28 に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

⑦ 底生動物

対象事業実施区域及びその周囲で確認されている重要な動物種（底生動物）は、表 3.1-35 に示すとおり、10 科 13 種である。

河川の砂礫などの河床に生息するカワシンジュガイや水量の多い水路に生息するカラスガイなどが確認されている。

表 3.1-35 重要な動物種（底生動物）の状況

番号	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	イシガイ科	タガイ							NT
2		カラスガイ						EN	
3		ドブガイ属未記載種							CR+EN
4	カワシンジュガイ科	カワシンジュガイ			滝天	国内		EN	VU
5	ドブシジミ科	マメシジミ							NT
6		マメシジミ属の一種							NT
7	シジミ科	マシジミ						VU	NT
8	タニシ科	オオタニシ						NT	
9	モノアラガイ科	モノアラガイ						NT	
10	ヒラマキガイ科	ヒラマキミズマイマイ						DD	
11	ミズムシ科（甲）	ミズムシ（甲）							NT
12	ワラジムシ科	ホンドワラジムシ						CR+EN	VU
13	サナエトンボ科	オジロサナエ							NW
合計	10 科	13 種	0 種	0 種	1 種	1 種	0 種	7 種	9 種

注1) 種名及び配列については原則として「令和7年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。

注2) 指定状況の①～⑦は、表 3.1-28 に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

2. 植物

(1) 植物相の状況

対象事業実施区域及びその周囲に生育する植物の情報は、表 3.1-36に示す文献に基づいて整理した。

表 3.1-36 収集した文献及び選定項目

番号	文献名	対象とした種
1	「いわてレッドデータブック 岩手の希少な野生生物」(令和 7 年 3 月 岩手県環境生活部自然保護課)	調査対象とした野生植物のうち、盛岡市及び滝沢市で確認された種（ただし絶滅（EX）・野生絶滅（EW）とされている種は除く）
2	「盛岡市自然環境等基礎調査報告書」(平成 18 年 3 月 株式会社ネクサス)	調査対象とした野生植物のうち、盛岡市で確認された種
3	「岩手県産維管束植物チェックリスト (2018 年版)」(令和 2 年 2 月 岩手県植物誌調査会)	調査対象とした野生植物のうち、盛岡市及び滝沢市で確認された種
4	「農民生活変遷中心の滝沢村誌」(昭和 49 年 4 月 滝沢村)	調査対象とした野生植物のうち、滝沢市で確認された種

既存資料によると、対象事業実施区域及びその周囲で確認された植物は、表 3.1-37に示すとおり164科1,728種である。

表 3.1-37 植物確認種数

分類群			科数	種数
シダ植物門			22	94
種子植物門	裸子植物亜門		5	32
	被子植物亜門	A N A グレード・モクレン類	7	19
		単子葉類	26	498
		真正双子葉類	104	1,085
	合 計		164	1,728

注) 分類群については「令和 7 年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」における分類を参考に整理した。

(2) 重要種の状況

文献調査で確認された植物種について、国、岩手県及び各自治体が指定する選定根拠に基づき、重要種の指定状況を整理した。

重要種の選定基準及びカテゴリーは、表 3.1-38に示すとおりである。

表 3.1-38 重要種の選定基準及びカテゴリー

分類	番号	重要な種の選定基準	カテゴリー
法規制等	①	「文化財保護法」(昭和 25 年 法律第 214 号)	特天：特別天然記念物 国天：国指定天然記念物
	②	「岩手県文化財保護条例」 (昭和 51 年 3 月 26 日 条例第 44 号)	県天：県指定天然記念物
	③	「盛岡市文化財保護条例」 (昭和 53 年 3 月 25 日 条例第 21 号)	盛天：盛岡市指定天然記念物
		「滝沢市文化財保護条例」 (昭和 62 年 3 月 14 日 条例第 2 号)	滝天：滝沢市指定天然記念物
	④	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」 (平成 4 年 6 月 5 日 法律第 75 号)	国内：国内希少野生動植物種 国際：国際希少野生動植物種 緊急：緊急指定種
	⑤	「岩手県希少野生動植物種の保護に関する条例」(平成 14 年 3 月 29 日 条例第 26 号)	指希：指定希少野生動植物種 特希：特定希少野生動植物種
レッドデータブック等	⑥	「第 5 次レッドリスト(植物・菌類)」 (令和 7 年 3 月 18 日改訂 環境省報道発表資料)	CR：絶滅危惧ⅠA類 EN：絶滅危惧ⅠB類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：地域個体群
	⑦	「いわてレッドデータブック 岩手の希少な野生生物」(令和 7 年 3 月 岩手県環境生活部自然保護課)	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR+EN：絶滅危惧 1 類 VU：絶滅危惧 2 類 NT：準絶滅危惧 NW：留意 DD：情報不足

対象事業実施区域及びその周囲で確認されている重要な植物種は、表 3.1-39(1)～(6)に示すとおり、76科292種である。

表 3.1-39(1) 重要な植物種の状況

番号	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	ヒカゲノカズラ科	コスギラン							VU
2	ミズニラ科	ミズニラ						NT	VU
3	ハナヤスリ科	ヒメハナワラビ						VU	VU
4	サンショウモ科	サンショウモ						NT	CR+EN
5	イノモトソウ科	リシリシノブ					指希	NT	CR+EN
6		オオバノイノモトソウ							NW
7	ナヨシダ科	ウサギシダ							CR+EN
8	ヒメシダ科	ヤワラシダ							NT
9	メシダ科	コウライイヌワラビ							EX
10	シノブ科	シノブ							NT
11	ウラボシ科	ヒメサジラン							VU
12		エゾデンダ							DD
13		イワオモダカ							VU
14	マツ科	モミ							NW
15	ヒノキ科	ハイビャクシン							NT
16	イチイ科	イチイ							NW
17		カヤ							NW
18	スイレン科	コウホネ							NT
19	ウマノスズクサ科	ウマノスズクサ							NW
20	サトイモ科	マイヅルテンナンショウ							EX
21		ヒンジモ						EN	CR+EN
22		ザゼンソウ							NW
23	チシマゼキショウ科	チシマゼキショウ							CR+EN
24		ヒメイワショウブ							VU
25	オモダカ科	アギナシ						NT	NT
26	トチカガミ科	ヤナギスブタ							CR+EN
27		トチカガミ							EX
28		ホッスモ							CR+EN
29		ミズオオバコ						NT	CR+EN
30	ホロムイソウ科	ホロムイソウ							VU
31	シバナ科	ホソバノシバナ					指希	VU	CR+EN
32	ヒルムシロ科	ホソバヒルムシロ						VU	VU
33	キンコウカ科	キンコウカ							NT
34	ユリ科	オオバナノエンレイソウ							CR+EN
35		ヒメアマナ						EN	CR+EN
36		ヤマスカシユリ						NT	VU
37	ラン科	コアニチドリ						VU	CR+EN
38		エビネ						NT	VU
39		キンセイラン						VU	CR+EN
40		サルメンエビネ						VU	CR+EN
41		ギンラン							NT
42		ユウシュンラン						NT	CR+EN
43		キンラン						NT	CR+EN
44		オノエラン							NT
45		アオチドリ							VU
46		クマガイソウ						VU	CR+EN
47		アツモリソウ				国内		VU	CR+EN
48		ツチアケビ							VU
49		イチヨウラン							VU
50		サワラン							VU
51		コイチヨウラン							VU
52		カキラン							NT
53		カモメラン						NT	CR+EN
54		ツリシュスラン							CR+EN
55		ミズトンボ						NT	VU

注1) 種名及び配列については原則として「令和7年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。

注2) 指定状況の①～⑦は、表 3.1-38 に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

表 3.1-39(2) 重要な植物種の状況

番号	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
56	ラン科	ムカゴソウ							DD
57		ギボウシラン						VU	CR+EN
58		フガクスズムシソウ						VU	CR+EN
59		スズムシソウ							CR+EN
60		コフタバラン							NT
61		アオフタバラン							VU
62		ホザキイチヨウラン							CR+EN
63		アリドオシラン							VU
64		サカネラン						VU	CR+EN
65		ミヤマフタバラン							VU
66		タカネトンボ						VU	VU
67		ジンバイソウ							NT
68		ミズチドリ							VU
69		ツレサギソウ							CR+EN
70		ヤマサギソウ						VU	VU
71		タカネサギソウ							NT
72		ハシナガヤマサギソウ							VU
73		ノヤマトンボ							VU
74		オオヤマサギソウ							NT
75		ホソバノキソチドリ							NT
76		トンボソウ							NW
77		トキソウ						NT	VU
78		ヤマトキソウ							VU
79		ウチヨウラン						NT	CR+EN
80		ヒトツボクロ							CR+EN
81		ハクウンラン							CR+EN
82		ショウキラン							VU
83	アヤメ科	ノハナショウブ							NW
84		ヒメシャガ						NT	NT
85		カキツバタ						NT	VU
86		アヤメ							VU
87	ミズアオイ科	ミズアオイ						NT	CR+EN
88	ガマ科	エゾミクリ							VU
89		ミクリ						NT	NW
90		タマミクリ						NT	VU
91		ナガエミクリ						NT	NW
92		ヒメミクリ						VU	CR+EN
93	ホシクサ科	イヌノヒゲ							VU
94	イグサ科	ホソコウガイゼキショウ							NT
95		ニッコウコウガイゼキショウ							DD
96		タカネスズメノヒエ							VU
97	カヤツリグサ科	ヒラギシスゲ							NT
98		オクタマツリスゲ							VU
99		ミヤマクロスゲ							NT
100		クジュウツリスゲ						NT	CR+EN
101		ハタベスゲ						EN	VU
102		イトナルコスゲ						VU	CR+EN
103		ヌマクロボスゲ						VU	VU
104		ホロムイクグ						VU	VU
105		カミカワスゲ							VU
106		サハリンイトスゲ							VU
107		チュウゼンジスゲ							NT
108		エゾサワスゲ						NT	VU
109		コアゼガヤツリ							NT
110		アオガヤツリ							NT

注1) 種名及び配列については原則として「令和7年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。

注2) 指定状況の①～⑦は、表 3.1-38 に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

表 3.1-39(3) 重要な植物種の状況

番号	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
111	カヤツリグサ科	シロミノハリイ						VU	CR+EN
112		コアゼテンツキ							NT
113		ミチノクホタルイ							NT
114	イネ科	ヒナザサ						NT	NT
115		キダチノネズミガヤ							NT
116		タチイチゴツナギ							DD
117	マツモ科	マツモ							VU
118	ケシ科	ツルケマン						EN	CR+EN
119		ナガミノツルケマン						NT	NW
120		コマクサ							VU
121		オサバグサ							NT
122	メギ科	ナンブソウ							VU
123	キンポウゲ科	センウズモドキ						VU	NT
124		アズマレイジンソウ							VU
125		ミチノクフクジュソウ						NT	VU
126		フクジュソウ							VU
127		サンリンソウ							NT
128		エンコウソウ							NT
129		カザグルマ						NT	CR+EN
130		ミツバノバイカオウレン							NT
131		オキナグサ						NT	CR+EN
132		バイカモ							NT
133		イワカラマツ						VU	DD
134	ボタン科	ヤマシャクヤク						NT	VU
135		ベニバナヤマシャクヤク						VU	CR+EN
136	マンサク科	トサミズキ						NT	
137	スグリ科	ヤシャビシャク						NT	VU
138		ヤブサンザシ							VU
139		ザリコミ							VU
140		トガスグリ							VU
141	タコノアシ科	タコノアシ						NT	VU
142	アリノトウグサ科	タチモ						NT	VU
143	マメ科	カワラケツメイ							NT
144		イヌハギ						NT	VU
145		マキエハギ							NT
146		センダイハギ							VU
147	クロウメモドキ科	ホナガクマヤナギ							NT
148	バラ科	チョウセンキンミズヒキ						VU	NT
149		クロミサンザシ						EN	
150		キンロバイ						VU	VU
151		エゾノコリンゴ							NT
152		オオウラジロノキ							NT
153		ミヤマキンバイ							VU
154		ヒロハノカワラサイコ						VU	NT
155		ミチノクナシ						EN	NT
156		シロヤマブキ						EN	
157		オオタカネバラ							VU
158		サナギイチゴ						NT	NW
159		ワレモコウ							CR+EN
160		ナガボノワレモコウ							VU
161		エゾノシロバナシモツケ							NT
162		ホザキシモツケ							CR+EN
163	カバノキ科	ネコシデ							NT
164	ニシキギ科	イワウメヅル							NT
165	トウダイグサ科	マルミノウルシ						NT	VU

注1) 種名及び配列については原則として「令和7年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。

注2) 指定状況の①～⑦は、表 3.1-38 に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

表 3.1-39(4) 重要な植物種の状況

番号	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
166	スミレ科	キバナノコマノツメ							NT
167		タカネスミレ						NT	VU
168		シロコスミレ						CR	
169		オオバタチツボスミレ						NT	CR+EN
170		ゲンジスミレ							VU
171		シハイスミレ							NW
172	フウロソウ科	ハクサンフウロ							NT
173	ミゾハギ科	ミズキカシグサ							CR+EN
174	ムクロジ科	クロビイタヤ						VU	CR+EN
175		モクゲンジ							VU
176	アブラナ科	キバナハタザオ							VU
177	オオバヤドリギ科	ホザキヤドリギ							NT
178	タデ科	イブキトラノオ							NT
179		クリンユキフデ							VU
180		ムカゴトラノオ							NT
181		シロバナサクラタデ							NT
182		サクラタデ							NT
183		ホソバイヌタデ						NT	
184		ノダイオウ						VU	NW
185		カワラナデシコ							NT
186	ナデシコ科	タカネナデシコ							VU
187		タチハコベ						VU	NT
188		ナンブワチガイソウ						VU	VU
189		シラオイハコベ							CR+EN
190	ヒユ科	ミドリアカザ						CR	DD
191	ヌマハコベ科	ヌマハコベ							EX
192	サクラソウ科	ヤナギトラノオ							VU
193		ユキワリコザクラ							CR+EN
194		ヒメコザクラ					指希	EN	CR+EN
195		サクラソウ						NT	VU
196	イワウメ科	ヒメイワカガミ							VU
197		オオイワカガミ							NT
198	ツツジ科	コメバツガザクラ							NT
199		ウラシマツツジ							VU
200		イワヒゲ							NT
201		シャクジョウソウ							NT
202		ナガバツガザクラ							NT
203		オオバツツジ							NT
204		エゾツツジ							VU
205		キクムグラ							DD
206		ハナムグラ							DD
207	リンドウ科	ミヤマリンドウ							VU
208		リンドウ							NT
209		タテヤマリンドウ							NT
210		ホソバノツルリンドウ						VU	VU
211		センブリ							NT
212		ムラサキセンブリ						NT	CR+EN
213		イヌセンブリ						NT	VU
214		テングノコヅチ						NT	NT
215		フナバラソウ						NT	CR+EN
216		タチガシワ							NT
217		スズサイコ						NT	VU
218	ナス科	ハシリドコロ							NT
219	ムラサキ科	オニルリソウ							NT
220		ムラサキ						EN	CR+EN

注1) 種名及び配列については原則として「令和7年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。

注2) 指定状況の①～⑦は、表 3.1-38 に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

表 3.1-39(5) 重要な植物種の状況

番号	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
221	ムラサキ科	ルリソウ							VU
222	イワタバコ科	イワタバコ							CR+EN
223	オオバコ科	オオアブノメ						VU	VU
224		スギナモ							VU
225		キクモ							CR+EN
226		イワブクロ							VU
227		ヒヨクソウ							NT
228		ヤマルリトラノオ							VU
229		イヌノフグリ						NT	VU
230	シソ科	カイジンドウ						VU	VU
231		ルリハッカ							CR+EN
232		コムラサキ							CR+EN
233		キセワタ						VU	VU
234		テイネニガクサ							NT
235		イヌニガクサ							DD
236	ハマウツボ科	オオナンバンギセル							CR+EN
237		タチコゴメグサ							DD
238		ミチノクコゴメグサ							NW
239		ミヤマママコナ							NT
240		ミヤマシオガマ							NT
241		トモエシオガマ							VU
242		エゾシオガマ							NT
243	タヌキモ科	ムシトリスミレ							VU
244		タヌキモ						NT	
245		イヌタヌキモ						NT	NT
246		ホザキノミミカキグサ							VU
247		ヒメタヌキモ						NT	CR+EN
248		ムラサキミミカキグサ						NT	VU
249	キキョウ科	ミヤマシャジン							CR+EN
250		シデシャジン							NT
251		イワギキョウ							VU
252		バアソブ							EX
253		キキョウ						NT	VU
254	ミツガシワ科	ミツガシワ							NW
255		アサザ							CR+EN
256	キク科	カワラハハコ							NT
257		エゾノタウコギ							NT
258		オオガンクビソウ							NT
259		イワギク						VU	VU
260		ミネアザミ							DD
261		オニアザミ							NT
262		モリアザミ							NT
263		ガンジュアザミ						EN	VU
264		エゾノキツネアザミ							NT
265		キセルアザミ							VU
266		ミヤマコウゾリナ							NT
267		タカサゴソウ						VU	VU
268		ノニガナ							NT
269		カワラニガナ						NT	CR+EN
270		メタカラコウ							NT
271		オオニガナ							NT
272		クルマバハグマ							VU
273		ミヤマキタアザミ							VU
274		ヒメヒゴタイ						VU	VU
275		ヤハズトウヒレン							VU

注1) 種名及び配列については原則として「令和7年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。

注2) 指定状況の①～⑦は、表 3.1-38 に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

表 3.1-39(6) 重要な植物種の状況

番号	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
276	キク科	クザカイトンボポ						EN	DD
277		オナモミ						VU	VU
278	セリ科	ハナビゼリ							NT
279		ヤマナシウマノミツバ						EN	CR+EN
280		クロバナウマノミツバ							VU
281		ムカゴニンジン							NT
282		ヌマゼリ						NT	CR+EN
283		トウヌマゼリ							DD
284	ガマズミ科	レンブクソウ							NT
285		ソクズ							NT
286	スイカズラ科	クロミノウグイスカグラ							VU
287		キタカミヒョウタンボク				国内		VU	CR+EN
288		ヤブヒョウタンボク				国内		EN	CR+EN
289		ハナヒョウタンボク						VU	CR+EN
290		ウコンウツギ							NT
291		オミナエシ							NT
292		マツムシソウ							CR+EN
合計	76 科	292 種	0 種	0 種	0 種	3 種	3 種	104 種	286 種

注1) 種名及び配列については原則として「令和7年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。

注2) 指定状況の①～⑦は、表 3.1-38 に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

(3) 植生の状況

対象事業実施区域及びその周囲に生育する植物の情報は、「第6回、7回 自然環境保全基礎調査 植生調査」（環境省HP、調査：第6回 平成11～16年度、第7回 平成17年度～、閲覧：令和8年1月）を基に、現地状況を踏まえて整理した。

対象事業実施区域及びその周囲における植生の状況は、図 3.1-24(1)、(2)に示すとおりである。

対象事業実施区域の大部分は畑雑草群落であるが、耕作放棄後20年程度が経過し、オギ等の高茎草本が繁茂しており、一部が緑の多い住宅地となっている。また、対象事業実施区域の周囲では、対象事業実施区域の南北に水田雑草群落が広く分布しているほか、畑雑草群落、緑の多い住宅地及び果樹園等が点在している。また、対象事業実施区域の南側の雫石川沿いには、ヤナギ高木群落やヤナギ低木群落等の河川植生、ニセアカシア群落、イタチハギ群落が分布しているほか、ゴルフ場、草地及び自然裸地も分布している。

対象事業実施区域北東側には、高速道路のインターチェンジが位置するなど市街地が広がっており、西側には果樹園や山地が存在し、山地にはカスミザクラ・コナラ群落やアカマツ群落、クリーコナラ群落やスギ・ヒノキ・サワラ植林が分布している。

(4) 特定植物群落の状況

対象事業実施区域及びその周囲における特定植物群落の状況は、「第5回 自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査」（環境省HP、調査：平成9～10年度、閲覧：令和8年1月）を基に整理した。

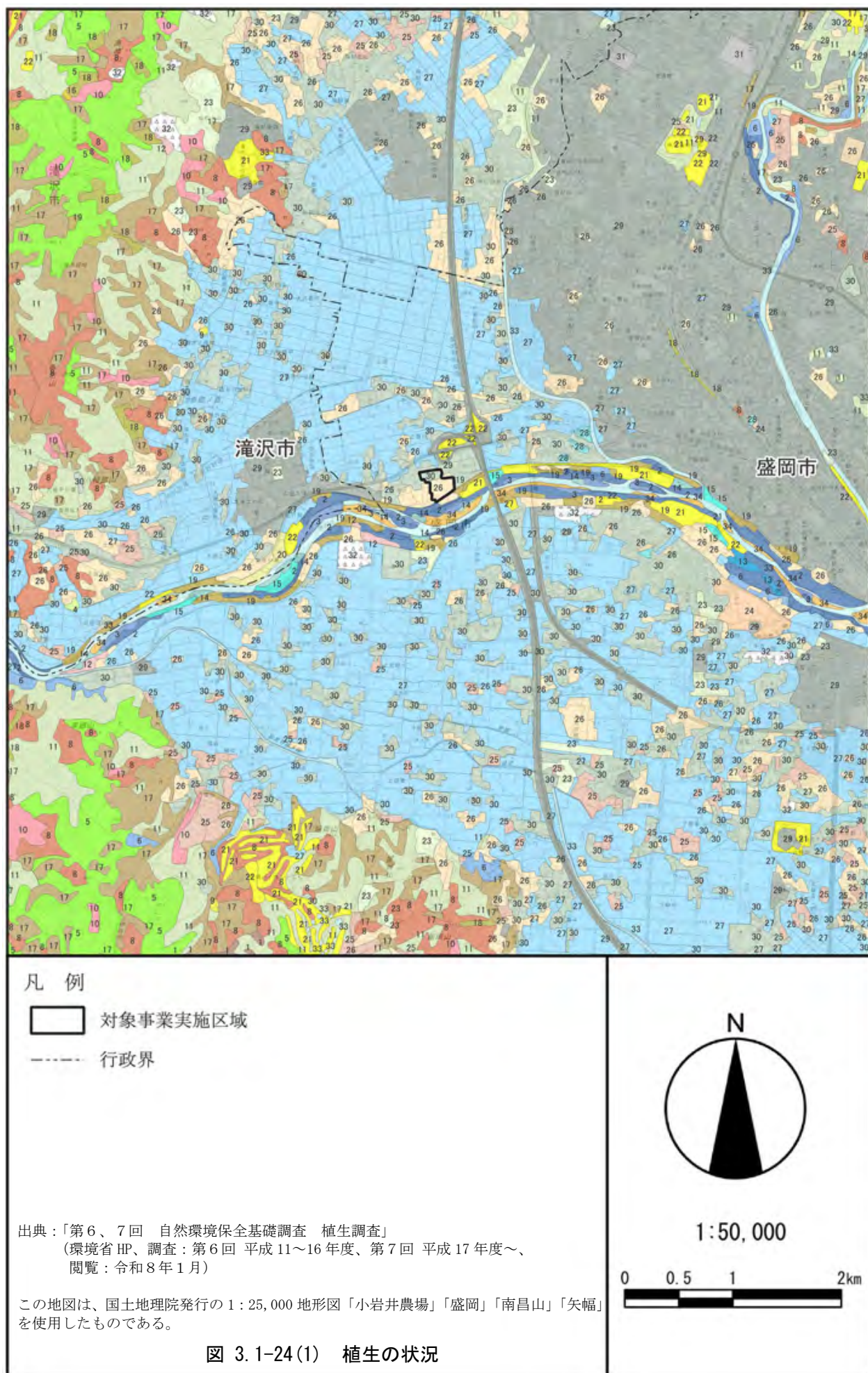
対象事業実施区域の周囲における特定植物群落の状況は表 3.1-40に、位置は図 3.1-25に示すとおりである。

対象事業実施区域内に特定植物群落は存在しない。また、対象事業実施区域から最も近い特定植物群落は、東側約1.2kmの雫石川の沼沢地である。

表 3.1-40 特定植物群落の状況

名称	相観区分	選定基準
雫石川の沼沢地	湿地植生	砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの
雫石川の河辺植生	河辺植生	砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの
		郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの

出典：「第5回 自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」（環境省HP、調査：平成9～10年度、閲覧：令和8年1月）



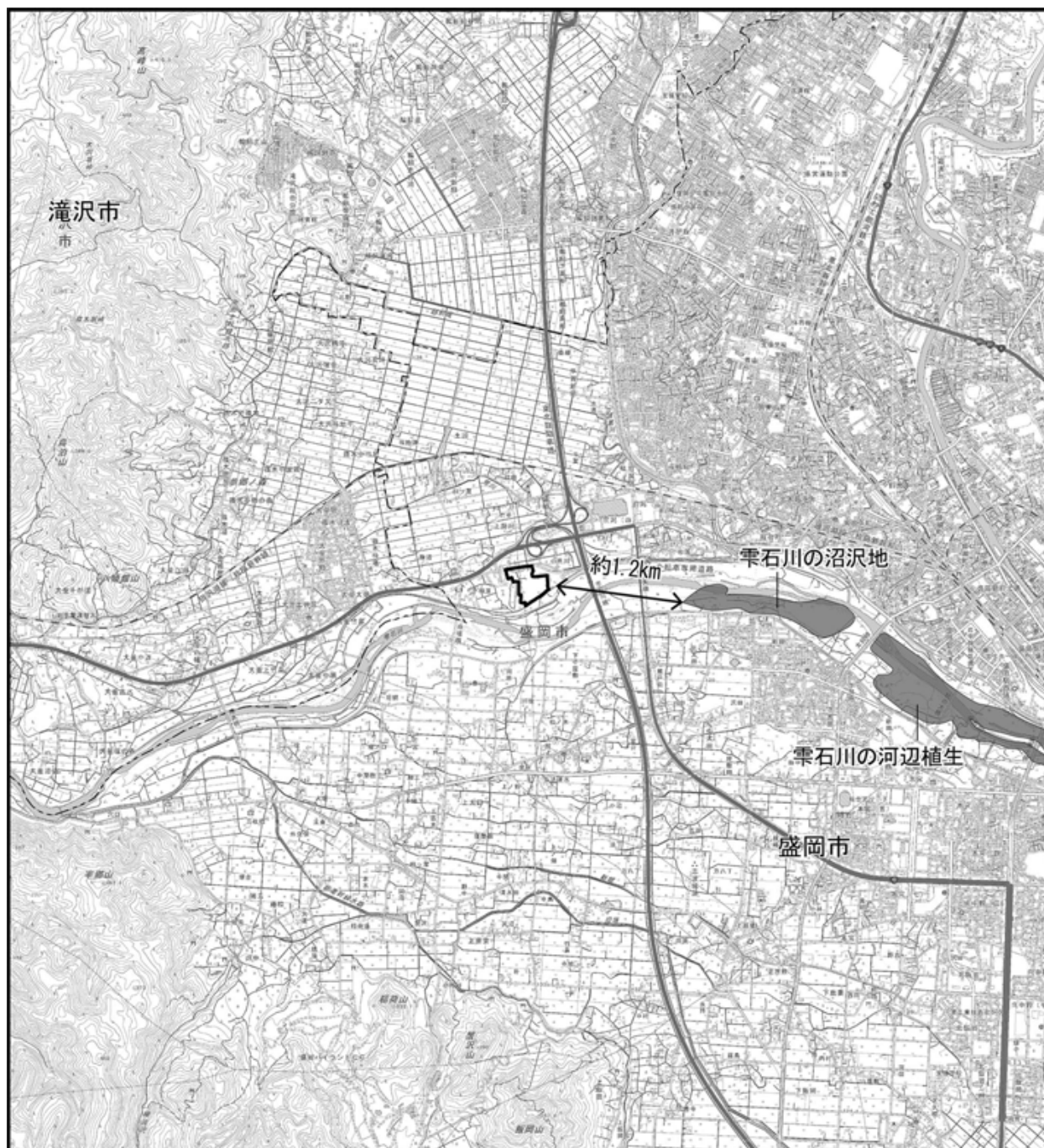
凡 例

凡例色	統一凡例名
1	アカマツ群落 (I V)
2	ヤナギ高木群落 (I V)
3	ヤナギ低木群落 (I V)
4	ブナ・ミズナラ群落
5	カスミザクラ・コナラ群落
6	オニグルミ群落 (V)
7	ケヤキ二次林
8	アカマツ群落 (V)
9	ススキ群団 (V)
10	伐採跡地群落 (V)
11	クリーコナラ群集
12	クズ群落
13	ヨシクラス
14	ツルヨシ群集
15	オギ群集
16	硫気孔原植生
17	スギ・ヒノキ・サワラ植林
18	カラマツ植林
19	ニセアカシア群落
20	イタチハギ群落
21	ゴルフ場・芝地
22	牧草地
23	路傍・空地雑草群落
24	放棄畑雑草群落
25	果樹園
26	畑雑草群落
27	水田雑草群落
28	放棄水田雑草群落
29	市街地
30	緑の多い住宅地
31	工場地帯
32	造成地
33	開放水域
34	自然裸地

出典：「第6、7回 自然環境保全基礎調査 植生調査」

(環境省 HP、調査：第6回 平成11～16年度、第7回 平成17年度～、閲覧：令和8年1月)

図 3.1-24(2) 植生の状況 (凡例)

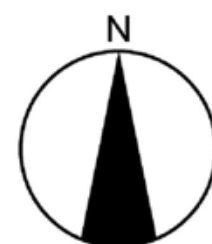


凡 例

- 対象事業実施区域
- 行政界
- 特定植物群落

出典：「第5回 自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」
(環境省 HP、調査：平成9～10年度、閲覧：令和8年1月)

この地図は、国土地理院発行の1：25,000 地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。



1:50,000

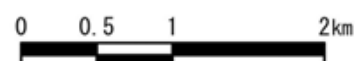


図 3.1-25 特定植物群落位置図

(5) 巨樹・巨木の状況

対象事業実施区域及びその周囲における巨樹・巨木の状況は、「第4回、6回 自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林調査」(環境省HP、調査:第4回 昭和63年度、第6回 平成11～12年度、閲覧:令和8年1月)及び「盛岡市の景観重要樹木」(盛岡市HP、閲覧:令和8年1月)を基に整理した。

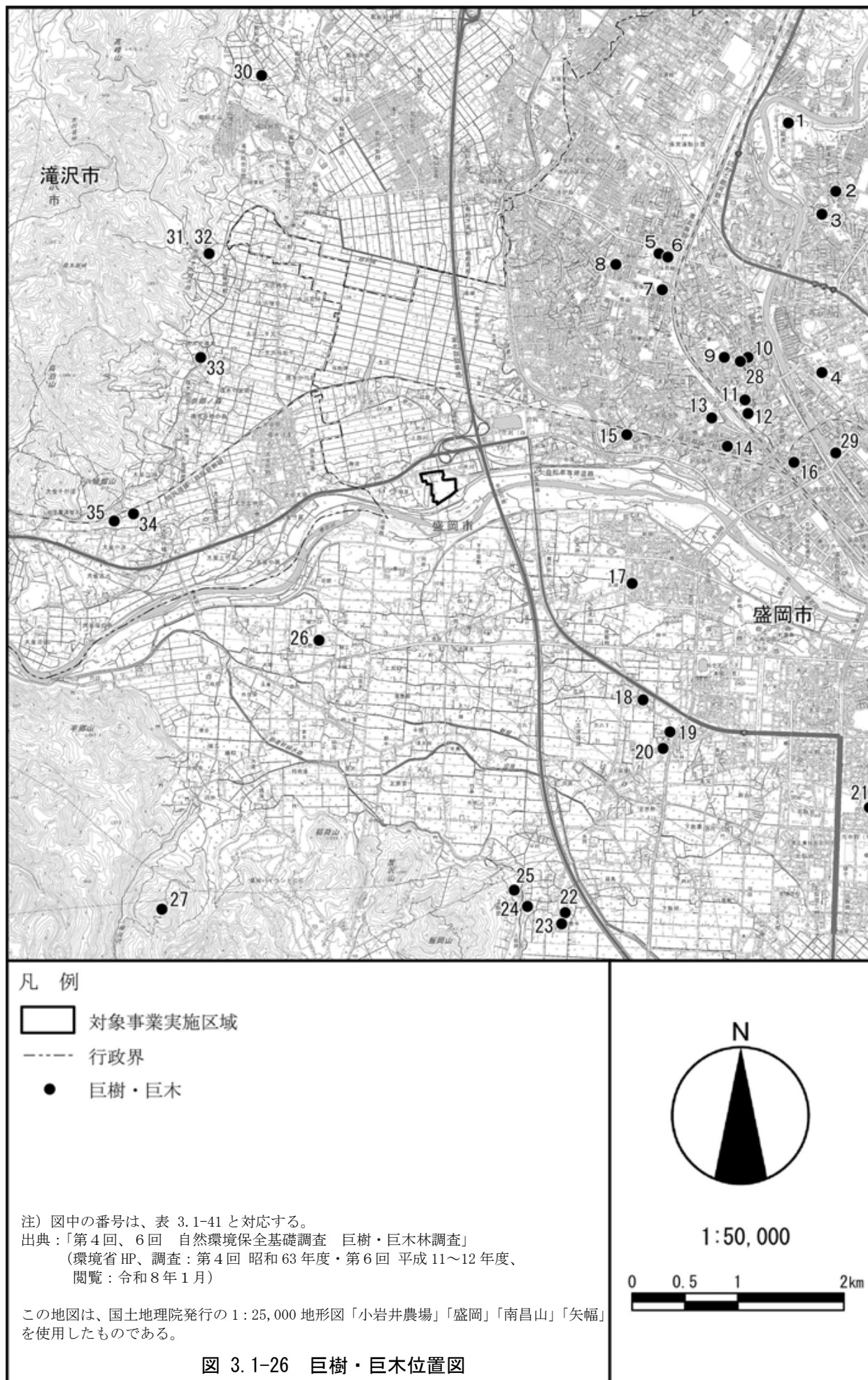
対象事業実施区域の周囲における巨樹・巨木の状況は表 3.1-41に、位置は図 3.1-26に示すとおりである。

対象事業実施区域から最も近い巨樹・巨木は、東側約1.8kmのハリギリ及び南西側約1.8kmのケヤキである。

表 3.1-41 巨樹・巨木の状況

番号	樹種名	備考
1	スギ	
2	クヌギ	
3	ケヤキ	
4	オオショウヤマナラシ	
5	シダレヤナギ	
6	セイヨウハコヤナギ	盛岡市景観重要樹木「青山のポプラ」
7	シロヤナギ	
8	セイヨウハコヤナギ	
9	ソメイヨシノ	
10	ケヤキ	
11	クリ	
12	ケヤキ	盛岡市景観重要樹木「宿田の夫婦ケヤキ」
13	スギ	盛岡市景観重要樹木「天昌寺のスギ」
14	サワラ	
15	ハリギリ	
16	ケヤキ	
17	クリ	
18	ケヤキ	
19	ケヤキ	
20	モミ	盛岡市指定天然記念物「大宮神社のモミ」
21	エゾエノキ	
22	カツラ	盛岡市景観重要樹木「柄目のカツラ」
23	スギ	
24	ケヤキ	
25	スギ	盛岡市景観重要樹木「秋葉神社のスギとモミ」
26	ケヤキ	盛岡市指定天然記念物「宰郷のケヤキ」
27	アカマツ	
28	ケヤキ	盛岡市景観重要樹木「敵見ヶ森稲荷のケヤキ」
29	ケヤキ	盛岡市景観重要樹木「夕顔瀬橋際のケヤキ群」
30	スギ	
31	カツラ	
32	スギ	
33	カツラ	滝沢市指定天然記念物「田村神社のスギ・カツラ」
34	スギ	
35	スギ	

出典:「第4回、6回 自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林調査」
 (環境省HP、調査:第4回 昭和63年度、第6回 平成11～12年度、閲覧:令和8年1月)
 「盛岡市の景観形成重要樹木」(盛岡市HP、閲覧:令和8年1月)
 「盛岡市の文化財」(盛岡市HP、閲覧:令和8年1月)
 「滝沢市の指定文化財」(滝沢市HP、閲覧:令和8年1月)



3. 生態系

植生自然度区分基準は表 3.1-42に、植生自然度図は図 3.1-27に示すとおりである。

対象事業実施区域は東西の山々に囲まれた平地に位置しており、その周囲には水田等耕作地及び市街地が幹線道路を境とし、東西に広がっている。

対象事業実施区域及びその周囲の植生自然度の分布は、北西側及び南西側に植生自然度 6～7 の山地が存在しているほか、南北に植生自然度 2 の水田耕作地が広がっており、一部に植生自然度 1 の市街地が存在している。また、北東側にも植生自然度 1 の市街地が広く存在しており、市街地内には南北に北上川が流れ、その河川沿いには植生自然度 2 の畑地及び植生自然度 7 の二次林等が分布している。

その他、対象事業実施区域内は植生自然度 2 の草地及び緑の多い住宅地となっており、対象事業実施区域の南側を流れる雫石川の河川敷には植生自然度 9 の高木及び低木林が分布しているほか、自然裸地が存在している。

以上のことから、対象事業実施区域及びその周囲の環境は、山地、水田等耕作地、河川・河川敷、市街地に大別でき、下記に示すような生態系が成立していると考えられる。

(1) 山地

対象事業実施区域北西側及び南西側の山地には、主にカスミザクラ・コナラ群落やクリーコナラ群落等の落葉広葉樹二次林、伐採跡地群落を含むスギ・ヒノキ・サワラ植林やアカマツ群落等の植林地が広く分布している。これらの人為的影響を受けた植生の構成種を生産者とし、セミ類やクワガタムシ類等の昆虫類、ニホンリス、ノウサギ等の哺乳類による低位消費者、タゴガエルやサンショウウオ類等の両生類、コウモリ類やヒメネズミ、ヤマネ等の小型哺乳類、コゲラやサンショウクイ、オオルリ等の小型鳥類等による中位消費者、ジムグリやマムシ等のは虫類による上位消費者、フクロウやオオタカ等の猛禽類による高位消費者で構成されている。

(2) 水田等耕作地

対象事業実施区域内には耕作放棄後のやや湿潤な草地環境が、対象事業実施区域の南北には水田雑草群落といった湿潤な環境が広がっているほか、一部に畑雑草群落や果樹園、緑の多い住宅地等の乾性な草地環境がみられる。これらの人為的影響のある場所に成立する植生の構成種を生産者とし、バッタ目やチョウ目等の昆虫類による低位消費者、ニホンアマガエルやシュレーゲルアオガエル等の両生類やハツカネズミやハタネズミ等の小型哺乳類による中位消費者、アオダイショウやシマヘビ等のは虫類やタヌキ等の哺乳類による上位消費者、チョウゲンボウ等の猛禽類やホンドテン等の哺乳類による高位消費者で構成されている。

なお、水田については秋季から冬季は草地や土壌を利用する小型哺乳類や鳥類の採餌環境となっているが、水田に水が入るとともに湿潤な環境に変わり、水生昆虫類や両生類の生息環境となり、季節の環境変化に応じた生態系が形成されている。

(3) 河川・河川敷

対象事業実施区域南側を流れる雫石川の両岸には、ヤナギ高木群落及びヤナギ低木群落等の河川植生が带状にみられるほか、ニセアカシア群集やゴルフ場・芝地等、河川区域内には自然裸地やツルヨシ群集、小規模な止水域が存在しており、一部人為的影響を受けた場所はあるものの、乾湿～湿潤な環境及び止水域、河川といった多様な環境がみられる。これらの河川敷に成立する植生や水域の藻類、水草等の構成種を生産者とし、カワニナやモノアラガイ等の貝類、トビケラ目、トンボ目等の水生昆虫類、チョウ目やコウチュウ目等の昆虫類、モツゴ等の魚類等の低位消費者、ウグイ等の魚類、トノサマガエルやカジカガエル等の両生類、アカネズミ等の小型哺乳類による中位消費者、アオダイショウ等のは虫類、イカルチドリやカワウ等の鳥類による上位消費者、ゴイサギやミサゴ等の鳥類やニホンイタチ、キツネ等の哺乳類による高位消費者で構成されている。

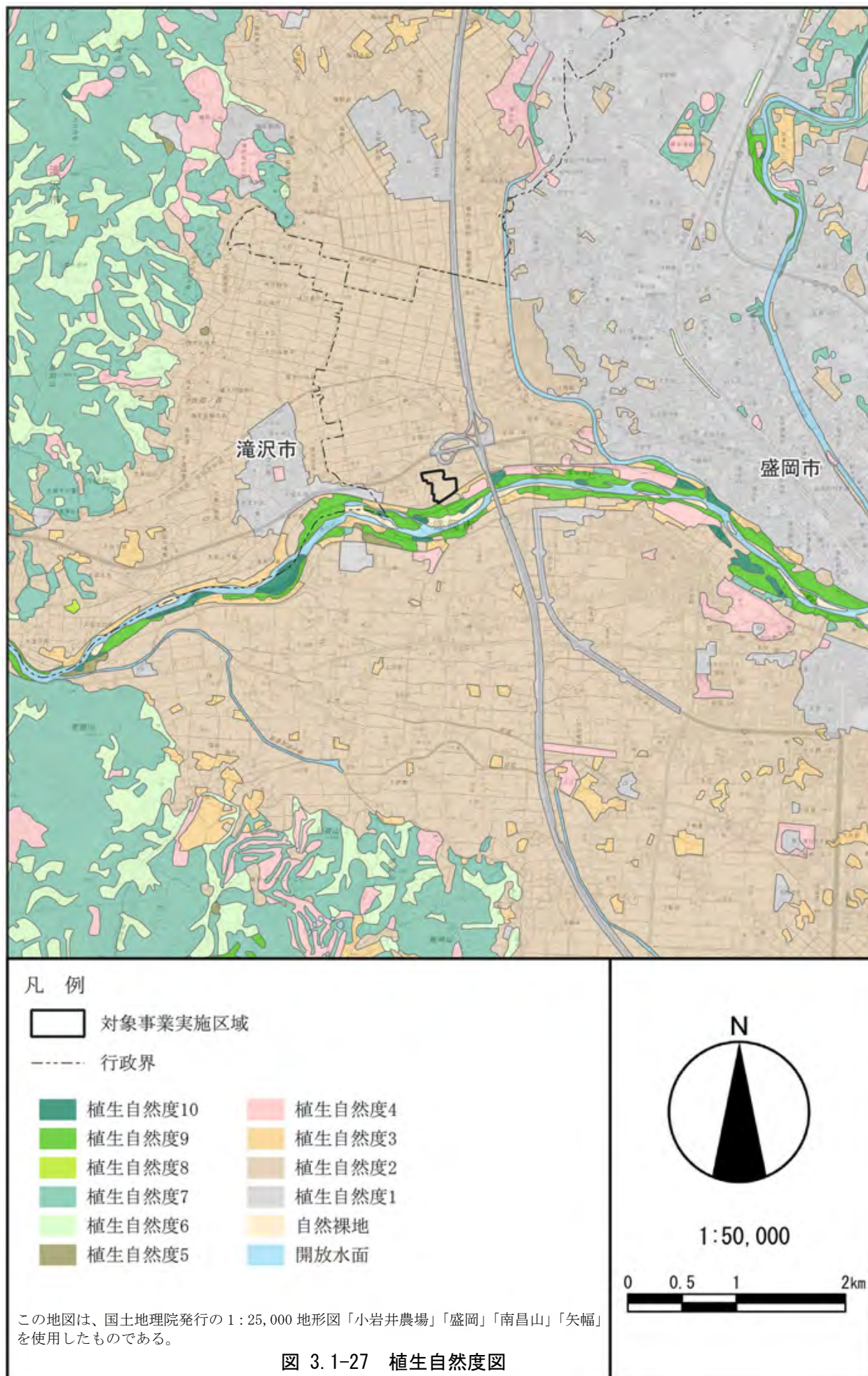
(4) 市街地

対象事業実施区域北東側には市街地が広がり、公園の敷地内にクリーコナラ群集がみられるほか、畑雑草群落や牧草地等の草地がみられる。これらの人工的な基盤の上に成立する植生の構成種を生産者とし、バッタ目やチョウ類等の昆虫類による低位消費者、ムクドリやハクセキレイ等の鳥類による上位消費者で構成されている。

表 3.1-42 植生自然度区分基準

植生 自然度	区分基準
10	高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区
9	エゾマツートドマツ群集、ブナ群落等、自然植生のうち低木林、高木林の植物社会を形成する地区
8	ブナーミズナラ群落、シイ・カシ二次林等、代償植生であっても特に自然植生に近い地区
7	クリーミズナラ群集、コナラ群落等、繰り返し伐採されている一般に二次林と呼ばれている代償植生地区
6	常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地、アカメガシワ等の低木林
5	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原、伝統的な管理を受けて持続している構成種の多い草原
4	シバ群落等の背丈の低い草原、伐採直後の草原、路傍・空地雑草群落、放棄畑雑草群落
3	竹林、外来種の植林・二次林・低木林、果樹園、茶畑、残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
2	外来種の草原、畑、水田等の耕作地、緑の多い住宅地
1	市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区

出典：「植生自然度区分基準」（生物多様性センターHP、閲覧：令和8年1月）



3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの場の状況

1. 景観の状況

(1) 主要な眺望点の状況

対象事業実施区域の周囲における主要な眺望点の状況は表 3.1-43に、位置は図 3.1-28に示すとおりである。

対象事業実施区域最寄りの眺望点は、対象事業実施区域南東側約3.2kmに位置する県立美術館が存在している。

表 3.1-43 主要な眺望点の状況

番号	主要な眺望点	地点の概要
1	マリオス展望台	盛岡市街地と岩手山を眺望できる。
2	県立美術館	野趣に富む環境を通しての岩手山を眺望できる。
3	県営運動公園周辺	色鮮やかなイチョウの街路樹木を眺望できる。
4	館坂橋（北上川） 右岸上流土手	北上川と河岸の緑を眺望できる。
5	夕顔瀬橋西側たもと	北上川の清流と夕顔瀬たもとの桜を眺望できる。
6	夕顔瀬橋	岩手山と北上川を眺望できる。
7	旭橋	岩手山を眺望できる。
8	盛南大橋（雫石川） 右岸上流堤防	緑のカーテン（河川樹木）を眺望できる。

出典：「いわてに残したい景観」（岩手県 HP、閲覧：令和8年1月）



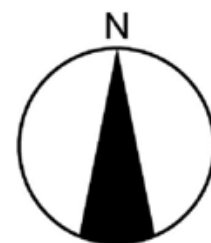
凡 例

- 対象事業実施区域
- 行政界
- 主要な眺望点

注) 図中の番号は、表 3.1-43 と対応する。

出典：「いわての残したい景観」（岩手県 HP、閲覧：令和 8 年 1 月）

この地図は、国土地理院発行の 1：25,000 地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。



1:50,000

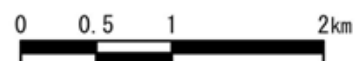


図 3.1-28 主要な眺望点位置図

(2) 主要な景観資源の状況

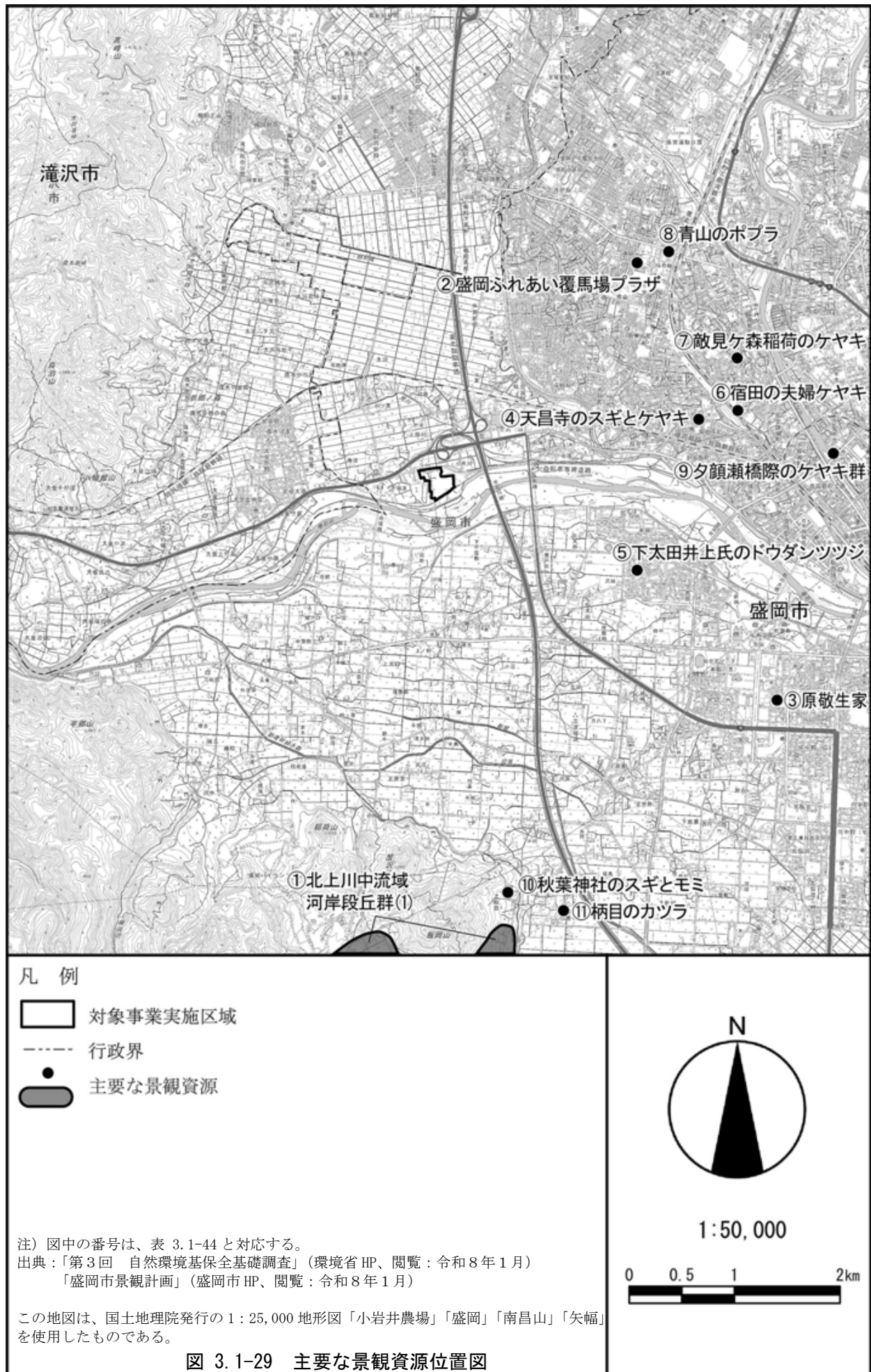
対象事業実施区域の周囲における主要な景観資源（自然景観資源、景観重要建造物及び景観重要樹木）の状況は表 3.1-44に、位置は図 3.1-29に示すとおりである。

対象事業実施区域の周囲には、自然景観資源として北上川中流域河岸段丘群(1)、景観重要建造物として盛岡ふれあい覆馬場プラザなど2か所、景観重要樹木として天昌寺のスギとケヤキなど8か所の合計11か所が存在している。

表 3.1-44 主要な景観資源の状況

分類	番号	主要な景観資源
自然景観資源	1	北上川中流域河岸段丘群(1)
景観重要建造物	2	盛岡ふれあい覆馬場プラザ
	3	原敬生家
景観重要樹木	4	天昌寺のスギとケヤキ
	5	下太田井上氏のドウダンツツジ
	6	宿田の夫婦ケヤキ
	7	敵見ケ森稲荷のケヤキ
	8	青山のポプラ
	9	夕顔瀬橋際のケヤキ群
	10	秋葉神社のスギとモミ
	11	柄目のカツラ

出典：「第3回 自然環境基保全基礎調査」（環境省 HP、閲覧：令和8年1月）
「盛岡市景観計画」（盛岡市 HP、閲覧：令和8年1月）



2. 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

対象事業実施区域の周囲における主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状況は表 3.1-45に、位置は図 3.1-30に示すとおりである。

対象事業実施区域の周囲には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場として中央公園、県営総合運動公園、志波城古代公園など9か所が分布している。

なお、対象事業実施区域南側の雫石川沿いには、一般県道盛岡矢巾自転車道が存在している。

表 3.1-45 主要な人と自然との触れ合いの活動の場

番号	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	地点の概要	参考資料
1	中央公園	既成市街地と盛岡南新都市などの新市街地との中間にあり、「杜-文化と緑あふれるセントラルパーク」として、盛岡の独特な文化を継承し、盛岡市の文化の拠点となる公園を目指し、整備が進められています。	盛岡の公園・緑地一覧
2	県営総合運動公園	昭和45年の岩手国体の会場にもなった市民のスポーツの拠点です。陸上競技場やテニスコート、サッカー場、野球場、テニスコートなど数々の運動施設のほかに、児童遊園や交通公園もあり、ファミリーで楽しめます。陸上競技場に隣接した庭園はすばらしく、多くの市民に利用されています。	盛岡の公園・緑地一覧
3	志波城古代公園	平安時代初め(803年)に築城された志波城跡の外郭南門や築地塀を復元して公開しています。	盛岡の公園・緑地一覧
4	盛岡市保護庭園「一ノ倉邸」	奥州藤原氏に縁の深い安倍館に建つ一ノ倉邸には中尊寺ハスが株分けされており、7月下旬から8月上旬に美しいハスが楽しめます。	いわての旅
5	りんごと山桜のみち	「都南集いの森」から飯岡山の登り口までは、緩やかな下り坂が続きりんご畑や山桜を楽しみながら歩くことができます。飯岡山山頂からは盛岡市内を一望できるほか、岩手の秀峰岩手山や早池峰山などを望むことができます。	東北自然歩道 (新・奥の細道)
6	太田薬師コース	奥羽山脈の箱ヶ森山麓を流れる猪去沢沿いの道から太田薬師(標高約400m)を巡るコース。途中、猪去沢地層で化石を観察し、溪流の先でオガセ滝を訪ねます。小さなブナ林を抜けると山頂の薬師神社で、市の天然記念物「薬師神社のクロビ」やスギの巨木と対面します。約2時間で回れるハイキングコースです。	もりおか近郊自然歩道 ガイドマップ
7	滝沢総合公園	ロックガーデン、自由広場(芝生広場)、日本庭園などの修景施設も一体となって整備されており、スポーツ(動)の場と憩い(静)の場が調和する公園として、滝沢にお住まいの皆さんを始めとした市町村の皆さんからも親しまれ、潤いの空間を提供しています。	滝沢総合公園・滝沢市内の公園
8	諸葛川河川公園	滝沢市北部から盛岡市にかけて流れる「諸葛川(もろくずがわ)」、県による諸葛川流域整備事業にあわせ、地域の皆さんの憩いの場をめざして整備されました。諸葛川に面した住宅地の中にあり、駐車スペースも少ないことから、主に地区の皆さんの公園として利用されています。	滝沢総合公園・滝沢市内の公園
9	一般県道盛岡矢巾自転車道	盛岡市と雫石町境の御所湖畔を起点とし、終点の矢巾町までをつなぐ延長約30kmの自転車道です。主に雫石川や北上川沿いを進んでいく快適なサイクリングルートです。	道路環境の整備

注) 地点の概要は、原文のまま記載している。

出典: 「盛岡の公園・緑地一覧」(盛岡市HP、閲覧: 令和8年1月)
「いわての旅」(岩手県観光ポータルサイト、閲覧: 令和8年1月)
「東北自然歩道(新・奥の細道)」(環境省HP、閲覧: 令和8年1月)
「もりおか近郊自然歩道ガイドマップ」(盛岡市HP、閲覧: 令和8年1月)
「滝沢総合公園・滝沢市内の公園」(滝沢市HP、閲覧: 令和8年1月)
「道路環境の整備」(岩手県HP、閲覧: 令和8年1月)



凡 例

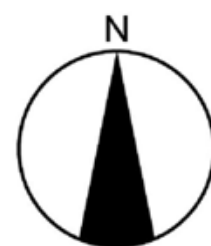
- 対象事業実施区域
- 行政界
- 主要な人と自然との触れ合いの活動の場

注) 図中の番号は、表 3.1-45 と対応する。

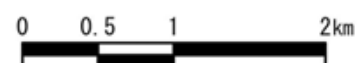
出典：「盛岡の公園・緑地一覧」(盛岡市 HP、閲覧：令和 8 年 1 月)
「いわての旅」(岩手県観光ポータルサイト、閲覧：令和 8 年 1 月)
「東北自然歩道 (新・奥の細道)」(環境省 HP、閲覧：令和 8 年 1 月)
「もりおか近郊自然歩道ガイドマップ」(盛岡市 HP、閲覧：令和 8 年 1 月)
「滝沢総合公園・滝沢市内の公園」(滝沢市 HP、閲覧：令和 8 年 1 月)
「道路環境の整備」(岩手県 HP、閲覧：令和 8 年 1 月)

この地図は、国土地理院発行の 1:25,000 地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。

図 3.1-30 主要な人と自然との触れ合いの活動の場位置図



1:50,000



3.1.7 温室効果ガス排出量の状況

対象事業実施区域が位置する盛岡市における温室効果ガス排出量の推移は、表 3.1-46及び図 3.1-31に示すとおりである。

令和4年度の温室効果ガス排出量は2,058千tCO₂となっており、令和元年度をピークに概ね減少傾向にある。

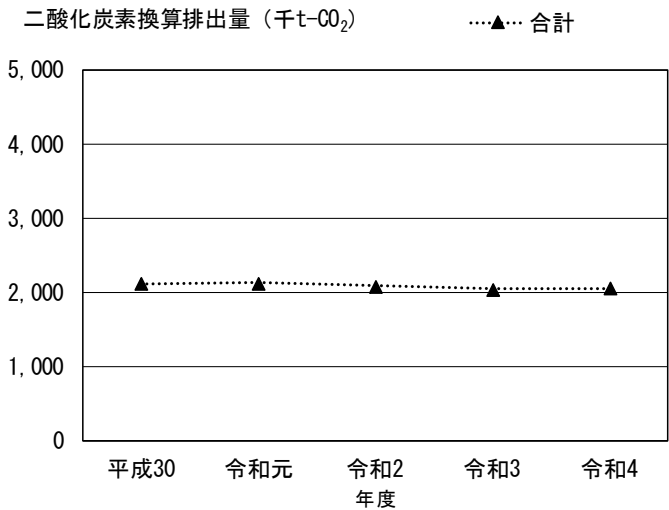
表 3.1-46 温室効果ガス排出量の推移(二酸化炭素換算排出量)

単位：千 tCO₂

温室効果ガスの種類	二酸化炭素換算排出量				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
二酸化炭素	1,930	1,932	1,885	1,797	1,832
メタン	32	32	16	30	29
一酸化二窒素	25	25	29	62	62
フロン等	133	139	151	152	134
合 計	2,120	2,127	2,081	2,040	2,058

注) 四捨五入の関係上、合計が一致していない場合がある。

出典：「令和7年度版もりおかの環境（環境に関する年次報告書ほか）」（盛岡市 HP、閲覧：令和8年1月）



出典：「令和7年度版もりおかの環境（環境に関する年次報告書ほか）」
（盛岡市 HP、閲覧：令和8年1月）

図 3.1-31 温室効果ガス排出量の推移(二酸化炭素換算排出量)

3.1.8 放射性物質の分布状況

対象事業実施区域及びその周囲における放射性物質の測定結果推移は表 3.1-47に、測定地点は図 3.1-32に示すとおりである。

対象事業実施区域の周囲では、太田小学校で測定が行われており、過去 5 回の測定結果は概ね横ばいで推移している。

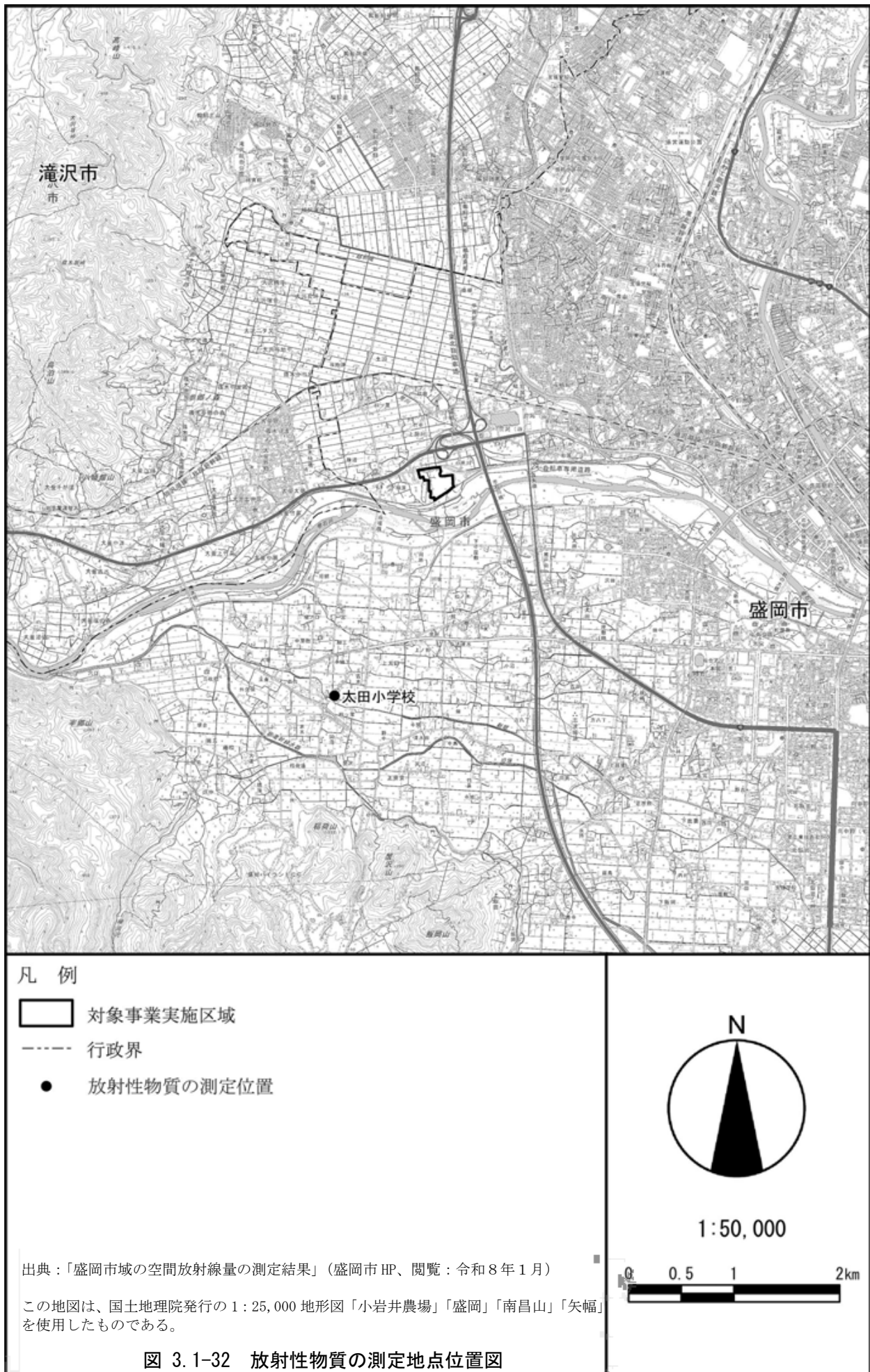
表 3.1-47 放射性物質の測定結果推移

単位： $\mu\text{Sv/h}$

測定箇所	所在地	令和 3 年 3 月	令和 3 年 11 月	令和 4 年 10 月	令和 5 年 10 月	令和 6 年 9 月
太田小学校	上太田上吉本 1-1	0.02	0.03	0.04	0.02	0.04

注) 測定結果は「福島県内の学校の校舎・校庭等の線量低減について」(平成 23 年 8 月 23 文科ス第 452 号)における、学校において児童生徒等が受ける線量と対策の目安 ($1 \mu\text{Sv/h}$ 未満) を下回っていた。

出典：「盛岡市域の空間放射線量の測定結果」(盛岡市 HP、閲覧：令和 8 年 1 月)



3.1.9 公害苦情の状況

対象事業実施区域が位置する盛岡市における過去5年間(令和2年度～令和6年度)の公害苦情発生状況の推移は、表 3.1-48及び図 3.1-33に示すとおりである。

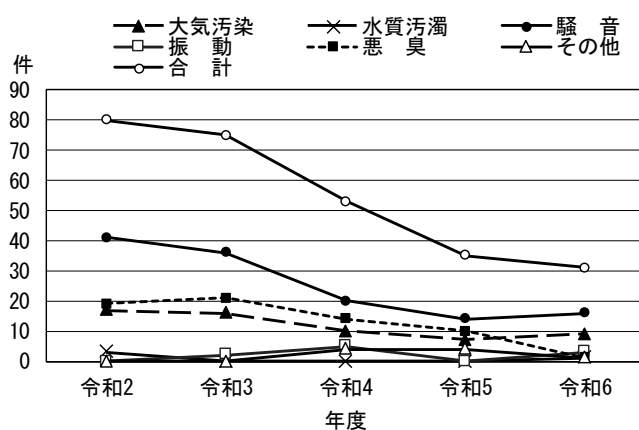
公害苦情の発生件数は、令和2年度以降減少している。また、公害苦情の種類は騒音、大気汚染、悪臭によるものが多くを占めている。

表 3.1-48 公害苦情発生状況の推移（令和2年度～令和6年度）

単位：件

公害の種類	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
大気汚染	17	16	10	7	9
水質汚濁	3	0	0	0	1
騒音	41	36	20	14	16
振動	0	2	5	0	3
悪臭	19	21	14	10	1
その他	0	0	4	4	1
合 計	80	75	53	35	31

出典：「公害に関する苦情について」（盛岡市 HP、閲覧：令和8年1月）



出典：「公害に関する苦情について」（盛岡市 HP、閲覧：令和8年1月）

図 3.1-33 公害苦情発生状況の推移（令和2年度～令和6年度）

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

1. 人口の状況

盛岡市及び滝沢市における過去5年間（令和2年～令和6年）の人口及び世帯数の推移は、表3.2-1及び図3.2-1に示すとおりである。

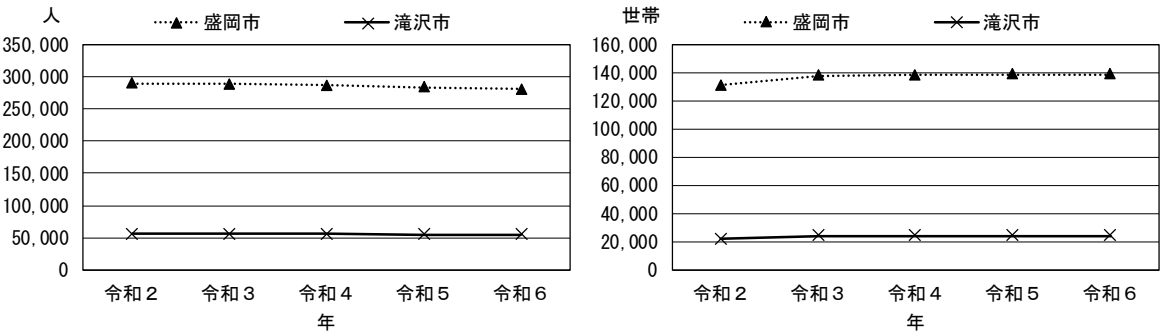
盛岡市の人口は過去5年間で減少傾向にあり、世帯数は過去5年間で増加傾向にある。

また、滝沢市の人口、世帯数は概ね横ばいである。

表 3.2-1 人口及び世帯数の推移（令和2年～令和6年）

市名	年	人口			世帯数
		総数	男	女	
盛岡市	令和2年	289,731	136,919	152,812	131,110
	令和3年	288,222	136,101	152,121	137,726
	令和4年	286,219	135,122	151,097	138,362
	令和5年	283,674	133,931	149,743	138,616
	令和6年	280,902	132,742	148,160	138,768
滝沢市	令和2年	55,579	27,146	28,433	21,709
	令和3年	55,742	27,268	28,474	23,930
	令和4年	55,467	27,161	28,306	24,082
	令和5年	55,055	26,900	28,155	24,153
	令和6年	54,562	26,668	27,894	24,241

注）各年10月1日現在
出典：「岩手県累年統計書 令和6年」（岩手県HP、閲覧：令和8年1月）



出典：「岩手県累年統計書 令和6年」（岩手県HP、閲覧：令和8年1月）

図 3.2-1 人口及び世帯数の推移（令和2年～令和6年）

2. 産業の状況

(1) 産業構造及び産業配置

盛岡市及び滝沢市における令和2年の産業別就業者数は、表 3.2-2に示すとおりである。

盛岡市の就業者総数は141,690人で、部門別にみると第3次産業の就業者数が最も多く、全体の81.0%を占めている。分類別にみると、卸売業、小売業が最も多く、次いで医療、福祉、建設業、サービス業が多くなっている。

また、滝沢市の就業者総数は28,003人で、部門別にみると第3次産業の就業者数が最も多く、全体の73.5%を占めている。分類別にみると、卸売業、小売業が最も多く、次いで医療、福祉、建設業、製造業が多くなっている。

表 3.2-2 産業別就業者数（令和2年）

部門	大分類	盛岡市		滝沢市	
		(人)	(%)	(人)	(%)
第1次産業	農業、林業	4,258	3.0	1,329	4.7
	（うち農業）	(4,027)	(2.8)	(1,243)	(4.3)
	漁業	22	0.0	7	0.0
	小計	4,280	3.0	1,336	4.8
第2次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	46	0.0	9	0.0
	建設業	10,546	7.4	3,231	11.5
	製造業	8,310	5.9	2,835	10.1
	小計	18,902	13.3	6,075	21.7
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	962	0.7	112	0.4
	情報通信業	3,754	2.6	408	1.5
	運輸業、郵便業	7,456	5.3	1,569	5.6
	卸売業、小売業	26,397	18.6	4,916	17.6
	金融業、保険業	4,388	3.1	479	1.7
	不動産業、物品賃貸業	3,242	2.3	439	1.6
	学術研究、専門・技術サービス業	4,869	3.4	802	2.9
	宿泊業、飲食サービス業	8,702	6.1	1,518	5.4
	生活関連サービス業、娯楽業	5,397	3.8	940	3.4
	教育、学習支援業	9,173	6.5	1,309	4.7
	医療、福祉	23,297	16.4	4,359	15.6
	複合サービス事業	905	0.6	237	0.8
	サービス業（他に分類されないもの）	9,189	6.5	1,725	6.2
	公務（他に分類されるものを除く）	7,061	5.0	1,779	6.4
	小計	114,792	81.0	20,592	73.5
分類不能の産業		3,716	2.6	618	2.2
総数		141,690	100	28,003	100

注1) 令和2年10月1日現在

注2) 構成比(%)は、小数第2位以下を四捨五入しているため、総数と内訳の計が一致しない場合がある。

出典：「令和2年国勢調査 就業状態等基本集計」(e-Stat 総務省統計局、閲覧：令和8年1月)

(2) 生産品目、生産量及び生産額

① 農業

盛岡市及び滝沢市における平成 17 年から平成 27 年の農家数の推移は、表 3.2-3 に示すとおりである。

いずれの市においても総農家数は減少傾向であるが、専業農家のみ増加傾向である。

また、盛岡市及び滝沢市における令和 5 年の農業産出額は、表 3.2-4 に示すとおりである。

盛岡市の農業産出額は鶏が最も多く、次いで果実、野菜が多くなっており、滝沢市の農業産出額は乳用牛が最も多く、次いで生乳、野菜が多くなっている。

表 3.2-3 農家数の推移

項目（戸）		盛岡市			滝沢市		
		平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
総農家数		2,786	2,227	1,880	943	878	765
	専業農家	434	461	503	174	185	188
	兼業農家	2,352	1,766	1,377	769	693	577
	第 1 種兼業農家	534	389	296	171	161	118
	第 2 種兼業農家	1,818	1,377	1,081	598	532	459

出典：「盛岡市統計書（令和 5 年版）」（盛岡市 HP、閲覧：令和 8 年 1 月）

「滝沢市 市勢統計書（令和 6 年度版）」（滝沢市 HP、閲覧：令和 8 年 1 月）

表 3.2-4 農業産出額（令和 5 年）

種別		農業産出額（千万円）	
		盛岡市	滝沢市
耕種	米	300	84
	麦類	x	x
	雑穀	2	2
	豆類	6	2
	いも類	3	4
	野菜	356	166
	果実	479	70
	花き	14	x
	工芸農作物	3	0
	茶	－	－
	その他作物	x	x
畜産	肉用牛	86	86
	乳用牛	289	376
	生乳	140	181
	豚	x	x
	鶏	2,340	0
	鶏卵	x	0
	ブロイラー	514	－
	その他畜産物	x	x
加工農産物		－	－
農業生産出額合計		4,532	971

注 1）「0」は単位に満たないもの、「－」は事実のないもの、「x」は非公開のものを示す。

注 2）統計数値については、表示単位未満を四捨五入したため合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

出典等：「令和 5 年 市町村別農業産出額（推計）」（農林水産省 HP、閲覧：令和 8 年 1 月）

② 商業

盛岡市及び滝沢市における平成 26 年から令和 3 年の事業所数、従業者数及び年間商品販売額の推移は、表 3.2-5 に示すとおりである。

いずれの市においても平成 28 年は平成 26 年に比べ、事業所数、従業者数、年間商品販売額の全ての区分で増加しているが、令和 3 年はいずれの市においても、事業所数、従業者数、年間商品販売額の全ての区分で減少に転じている。

表 3.2-5 商業の推移

市名	区分	平成26年	平成28年	令和3年
盛岡市	事業所数	3,025	3,269	3,068
	従業者数（人）	28,233	28,335	27,733
	年間商品販売額（百万円）	1,022,050	1,266,407	1,177,885
滝沢市	事業所数	243	249	181
	従業者数（人）	2,065	2,253	1,892
	年間商品販売額（百万円）	65,616	71,111	41,217

出典：「盛岡市統計書（令和5年版）」（盛岡市HP、閲覧：令和8年1月）

「滝沢市 市勢統計書（令和6年度版）」（滝沢市HP、閲覧：令和8年1月）

③ 工業

盛岡市及び滝沢市における平成 29 年から令和 3 年の事業所数、従業者数、製造品出荷額の推移は、表 3.2-6 に示すとおりである。

盛岡市の事業所数、従業者数は平成 30 年以降は減少傾向であり、製造品出荷額については、令和 2 年まで増加傾向にあったが、令和 3 年には減少に転じている。

また、滝沢市では事業所数は減少しており、従業員数及び製造品出荷額については、増加と減少を交互に繰り返している。

表 3.2-6 工業の推移（従業者 4 人以上）

市名	区分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
盛岡市	事業所数	155	157	154	146	146
	従業者数（人）	5,858	5,945	5,898	5,565	5,191
	製造品出荷額（百万円）	119,300	119,627	122,888	125,545	110,407
滝沢市	事業所数	47	45	45	45	42
	従業者数（人）	1,798	1,971	1,945	1,993	1,922
	製造品出荷額（百万円）	41,849	36,130	40,100	38,546	38,999

出典：「盛岡市統計書（令和5年版）」（盛岡市HP、閲覧：令和8年1月）

「滝沢市 市勢統計書（令和6年度版）」（滝沢市HP、閲覧：令和8年1月）

3.2.2 土地利用の状況

1. 地目別土地面積

盛岡市及び滝沢市における令和元年の地目別土地面積は、表 3.2-7に示すとおりである。

いずれの市においても山林が最も多く、盛岡市では全体の59.2%、滝沢市では全体の31.2%を占めている。

表 3.2-7 地目別土地面積（令和元年）

区分	盛岡市		滝沢市	
	面積（m ² ）	割合（%）	面積（m ² ）	割合（%）
田	45,563,224	5.1	13,996,328	7.7
畑	42,609,809	4.8	23,381,361	12.8
宅地	43,130,906	4.9	10,259,268	5.6
鉱泉地	1,243	0.0	744	0.0
池・沼	539,285	0.1	48,710	0.0
山林	524,403,377	59.2	57,017,398	31.2
牧場	23,590,040	2.7	7,741,760	4.2
原野	25,919,388	2.9	9,276,370	5.1
雑種地	16,337,143	1.8	4,769,825	2.6
その他	164,375,585	18.5	55,968,236	30.7
総地積	886,470,000	—	182,460,000	—

注1）平成31年1月1日現在

注2）割合（%）については、表示単位未満を四捨五入したため合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

出典：「岩手県統計年鑑土地地目別地積 令和元年」（岩手県HP、閲覧：令和8年1月）

2. 国土利用計画法に基づく土地利用基本計画

対象事業実施区域及びその周囲では、「国土利用計画法」（昭和49年6月 法律第92号）に基づく土地利用基本計画の農業地域及び森林地域が指定されている。

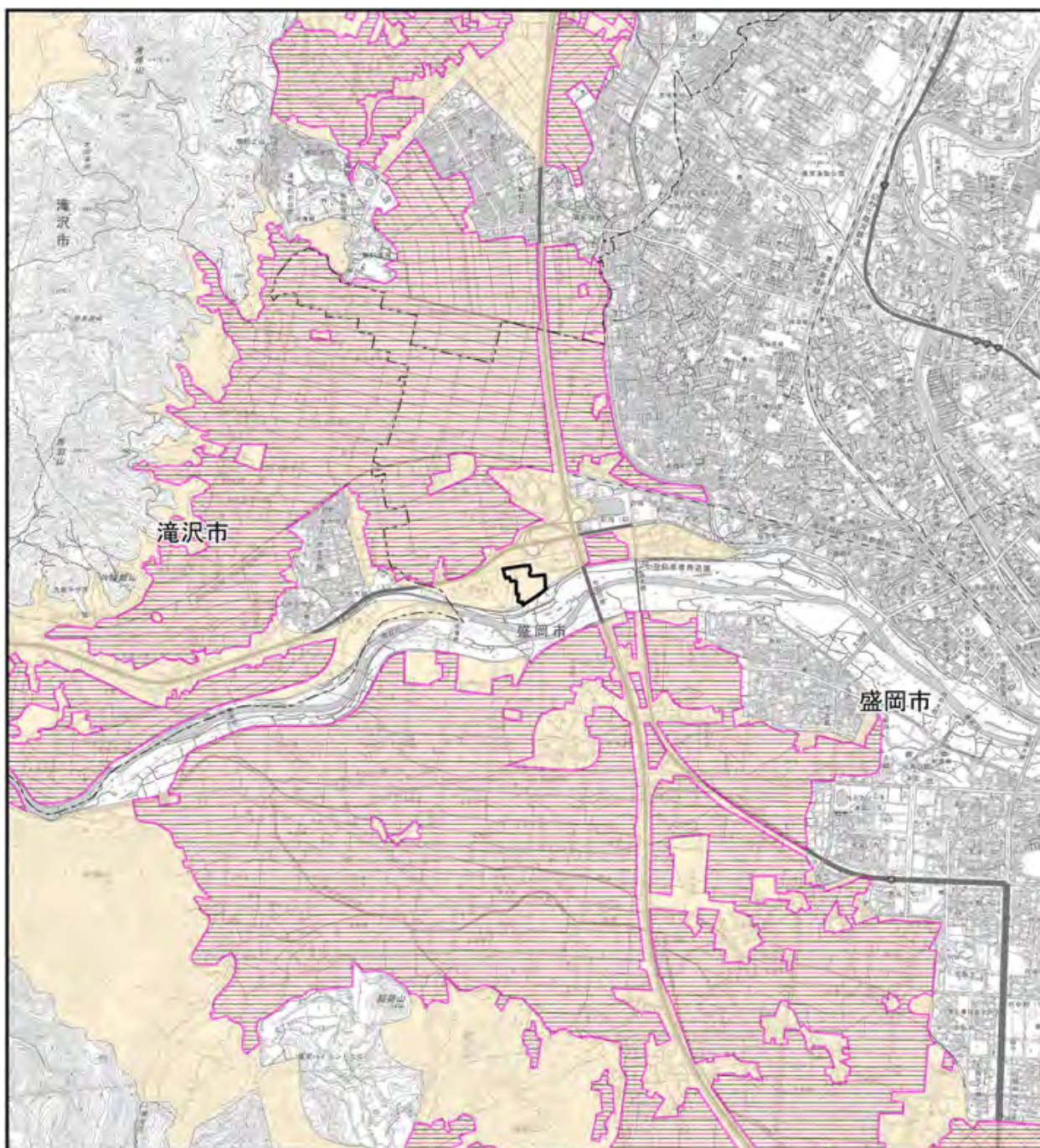
農業地域とは、「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和44年7月 法律第58号）により市町村ごとに指定された農用地として利用すべき土地である。また、農業振興地域とは農地の振興を図る地域であり、農用地区域とその指定を受けていない区域（白地地域）に分かれている。森林地域とは、「森林法」（昭和26年6月 法律第249号）により指定された森林の土地として利用すべき土地と、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域であり、国有林の区域又は地域森林計画対象民有林の区域を示す。

土地利用基本計画の農業地域は図 3.2-2に、森林地域は図 3.2-3に示すとおりである。

3. 都市計画法に基づく用途地域

対象事業実施区域及びその周囲における「都市計画法」（昭和43年6月 法律第100号）に基づく用途地域の指定状況は、図 3.2-4に示すとおりである。

対象事業実施区域は、市街化調整区域となっている。



凡 例

- 対象事業実施区域
- 行政界
- 農用地区域
- 農業地域

出典：「国土数値情報 農業地域」（国土交通省 HP、閲覧：令和 8 年 1 月）

この地図は、国土地理院発行の 1：25,000 地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。



1:50,000

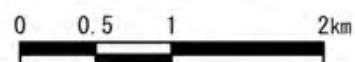
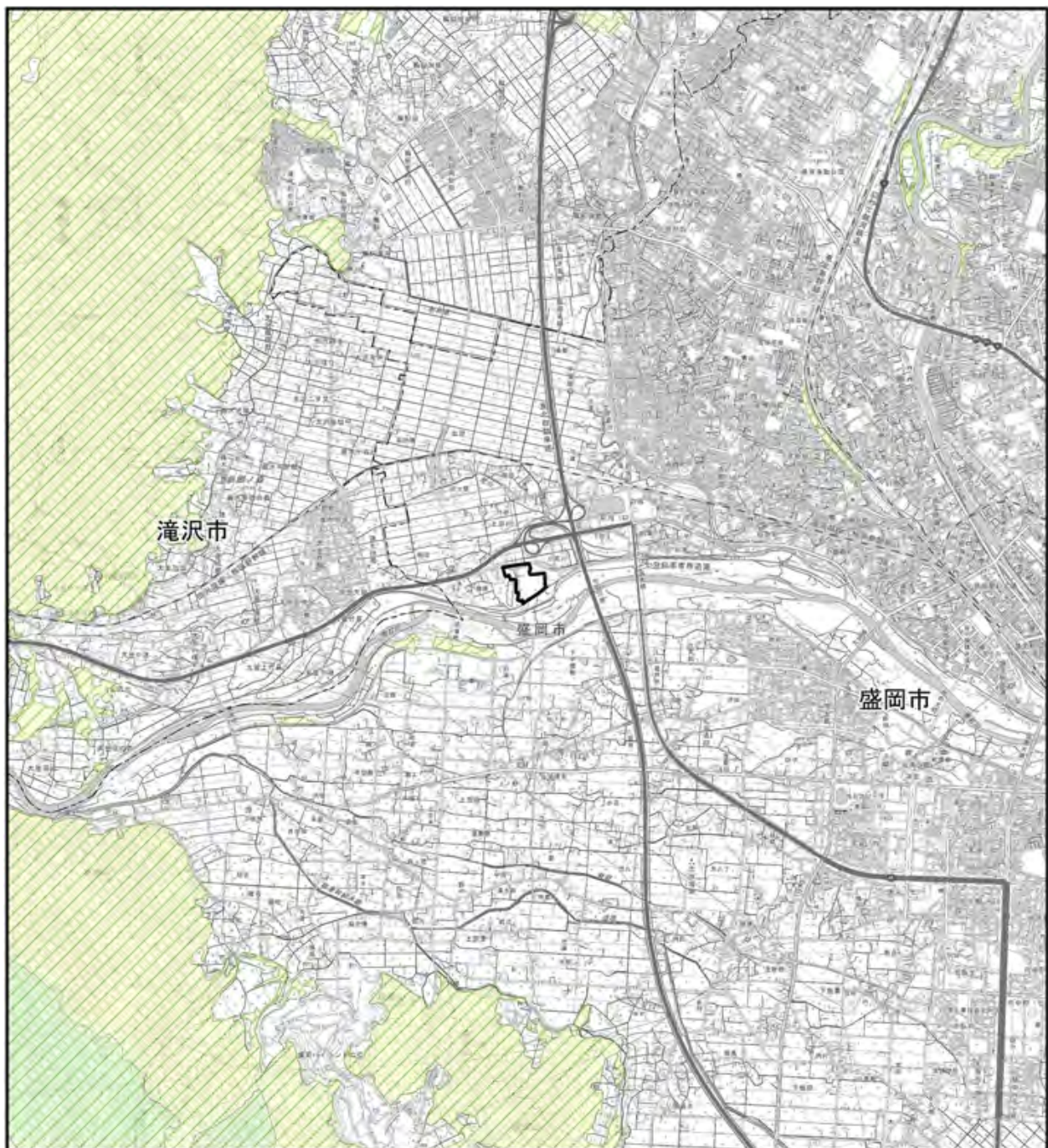


図 3.2-2 土地利用基本計画の指定状況（農業地域）



凡 例

- 対象事業実施区域
- 行政界
- 森林地域
- 国有林
- 地域森林計画対象民有林

出典：「国土数値情報 森林地域」（国土交通省 HP、閲覧：令和 8 年 1 月）

この地図は、国土地理院発行の 1：25,000 地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。



1:50,000

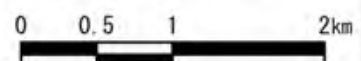
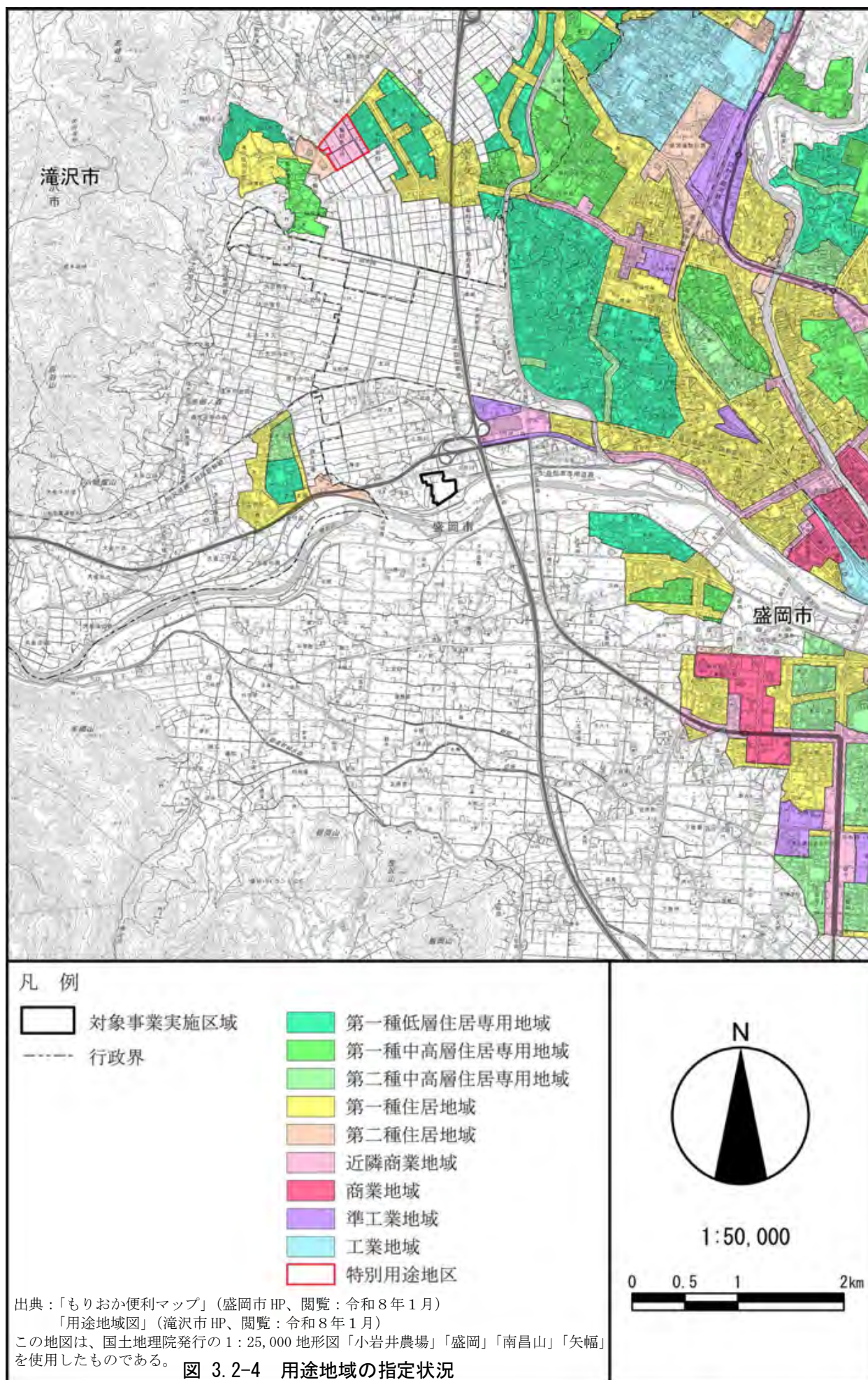


図 3.2-3 土地利用基本計画の指定状況（森林地域）



3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

1. 河川及び湖沼の利用状況

対象事業実施区域の周囲における河川・農業用ため池の分布状況は、図 3.2-5に示すとおりである。

対象事業実施区域の周囲には河川・農業用ため池が分布しており、農業用水として利用されている。なお、湖沼は分布していない。

2. 地下水の利用状況

盛岡市及び滝沢市における地下水を水源とする浄水場の概要は、表 3.2-8に示すとおりである。

対象事業実施区域の周囲には、地下水を水源とする浄水場は存在しない。

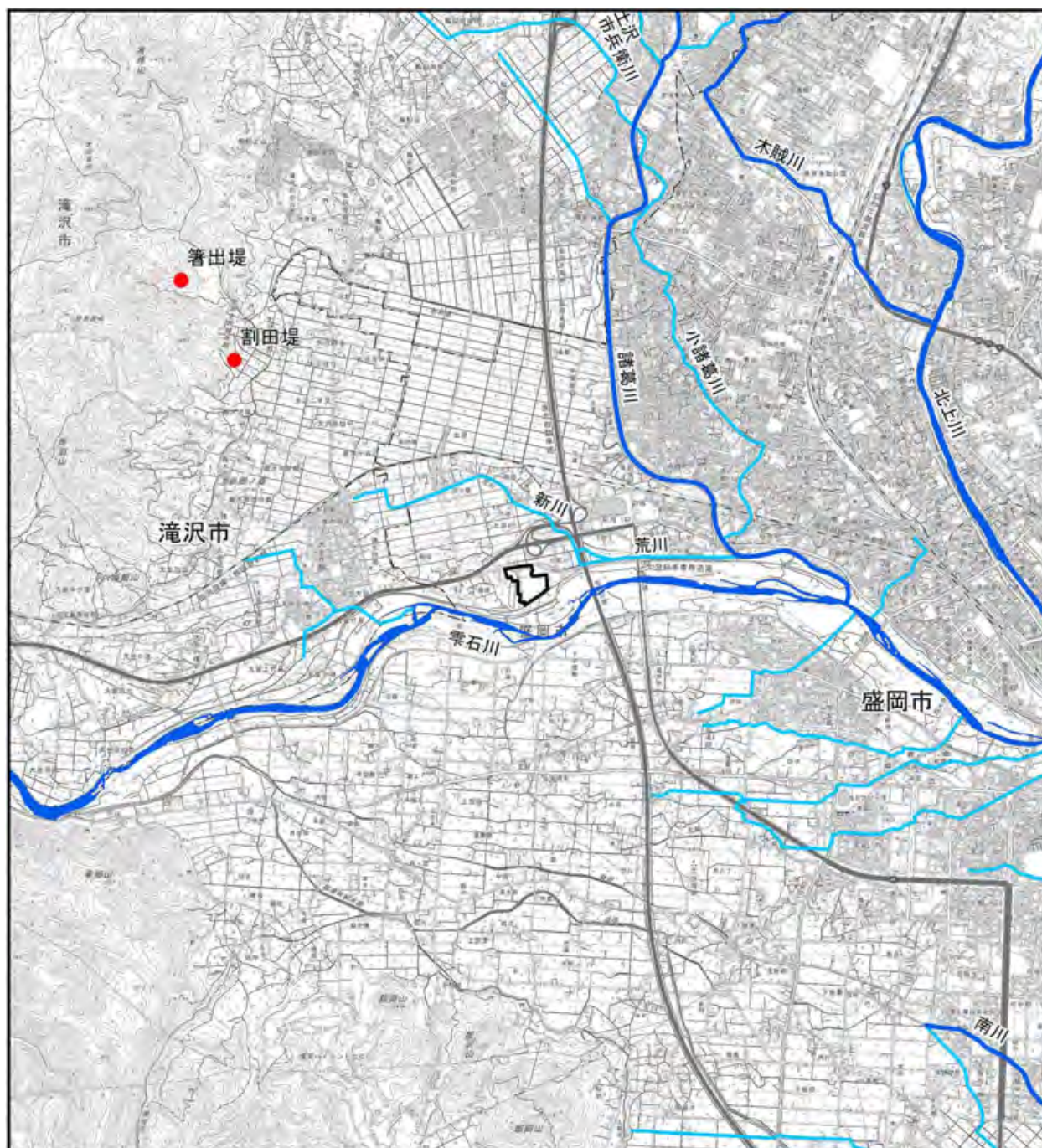
表 3.2-8 浄水場の概要（令和5年度）

市名	浄水場名	原水の種類	計画浄水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)
盛岡市	生出浄水場	地下水（湧水）	3,314
	刈屋浄水場	地下水（深井戸）	281
滝沢市	滝沢浄水場	地下水（深井戸・湧水）	2,700
	柳沢低区浄水場	地下水（深井戸）	2,700
	柳沢取水ポンプ場～柳沢高区配水池	地下水（深井戸）	4,000
	小岩井第2配水池	地下水（深井戸・湧水）	2,188
	駒形配水池	地下水（深井戸・湧水）	4,000
	姥屋敷配水池	地下水（深井戸・湧水）	52
	岩手山浄水場	地下水（深井戸）	3,000
	一本木浄水場	地下水（深井戸・湧水）	920

出典：「令和7年度水質検査計画」（盛岡市HP、閲覧：令和8年1月）
「第3次滝沢市水道事業ビジョン」（滝沢市HP、閲覧：令和8年1月）

3. 海域の利用状況

対象事業実施区域の周囲に海域は分布していない。



凡 例

- 対象事業実施区域
- 行政界
- 一級河川区間
- その他の河川
- 農業用ため池

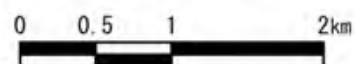
出典：「国土数値情報 河川」（国土交通省 HP、閲覧：令和 8 年 1 月）
「第 3 次滝沢市水道事業ビジョン」（滝沢市 HP、閲覧：令和 8 年 1 月）

この地図は、国土地理院発行の 1：25,000 地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。

図 3.2-5 河川・農業用ため池の分布状況



1:50,000



4. 漁業による利用状況

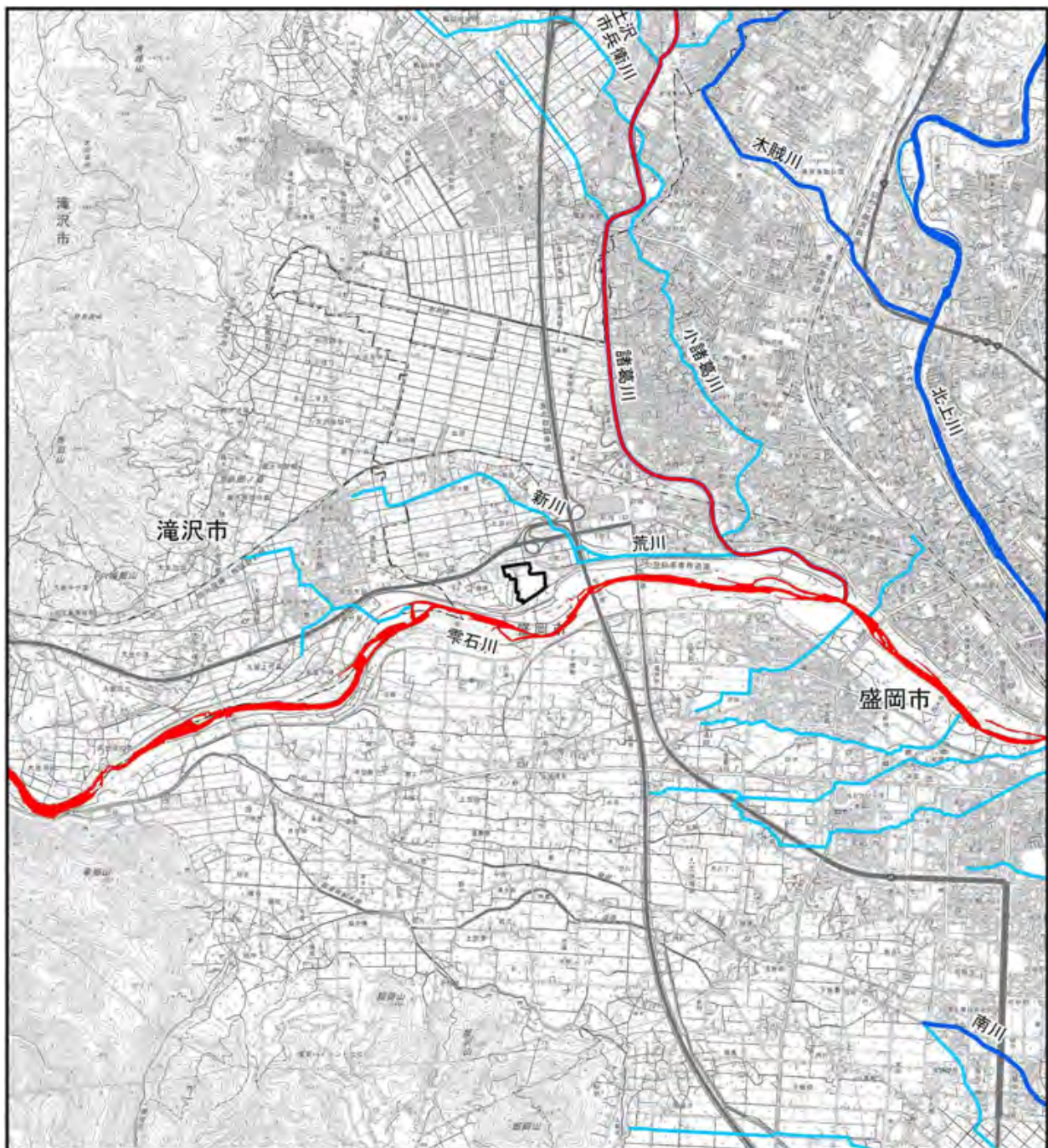
対象事業実施区域の周囲における漁業権の設定状況は、表 3.2-9及び図 3.2-6に示すとおりである。

対象事業実施区域の周囲では、雫石川及び諸葛川に雫石川漁業協同組合により漁業権が設定されている。

表 3.2-9 漁業権の設定状況

漁業権番号	免許漁協名	漁場の区域	対象魚
内共第22号	雫石川	盛岡市 J R 東北本線雫石川鉄橋上流端の線から上流の雫石川本流及びその支流の区域（柳沢林道交差点から上流の諸葛川本流及びその支流並びに葛根田第二発電所えん堤から上流の葛根田川本流及びその支流の区域を除く。）	アユ、ヤマメ、サクラマス、イワナ、ウグイ、コイ、フナ、カジカ

出典：「内水面漁場計画の公示について」（岩手県 HP、閲覧：令和 8 年 1 月）



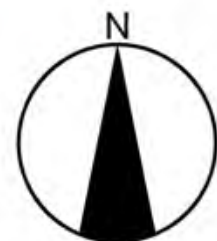
凡 例

- 対象事業実施区域
- 行政界
- 漁業権の設定河川
- 一級河川区間
- その他の河川

出典：「国土数値情報 河川」（国土交通省 HP、閲覧：令和 8 年 1 月）

「第五種共同漁業権漁場図・遊漁規則」（岩手県 HP、閲覧：令和 8 年 1 月）

この地図は、国土地理院発行の 1：25,000 地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。



1:50,000

0 0.5 1 2km

図 3.2-6 漁業権の設定状況

3.2.4 交通の状況

対象事業実施区域の周囲における主要な道路の状況は図 3.2-7に、令和3年度の交通量調査結果は表 3.2-10に、鉄道の状況は図 3.2-8に示すとおりである。

対象事業実施区域の周囲の主要な道路として、対象事業実施区域の東側に東北自動車道、北側に一般国道46号があり、対象事業実施区域北側の一般国道46号における令和3年度の24時間自動車交通量調査結果では、19,386～27,665台となっている。

また、対象事業実施区域の周囲の鉄道は、対象事業実施区域の北側にJR田沢湖線・秋田新幹線が通っており、最寄りの駅は「前潟駅」となっている。

表 3.2-10 主要な交通量の状況（令和3年度）

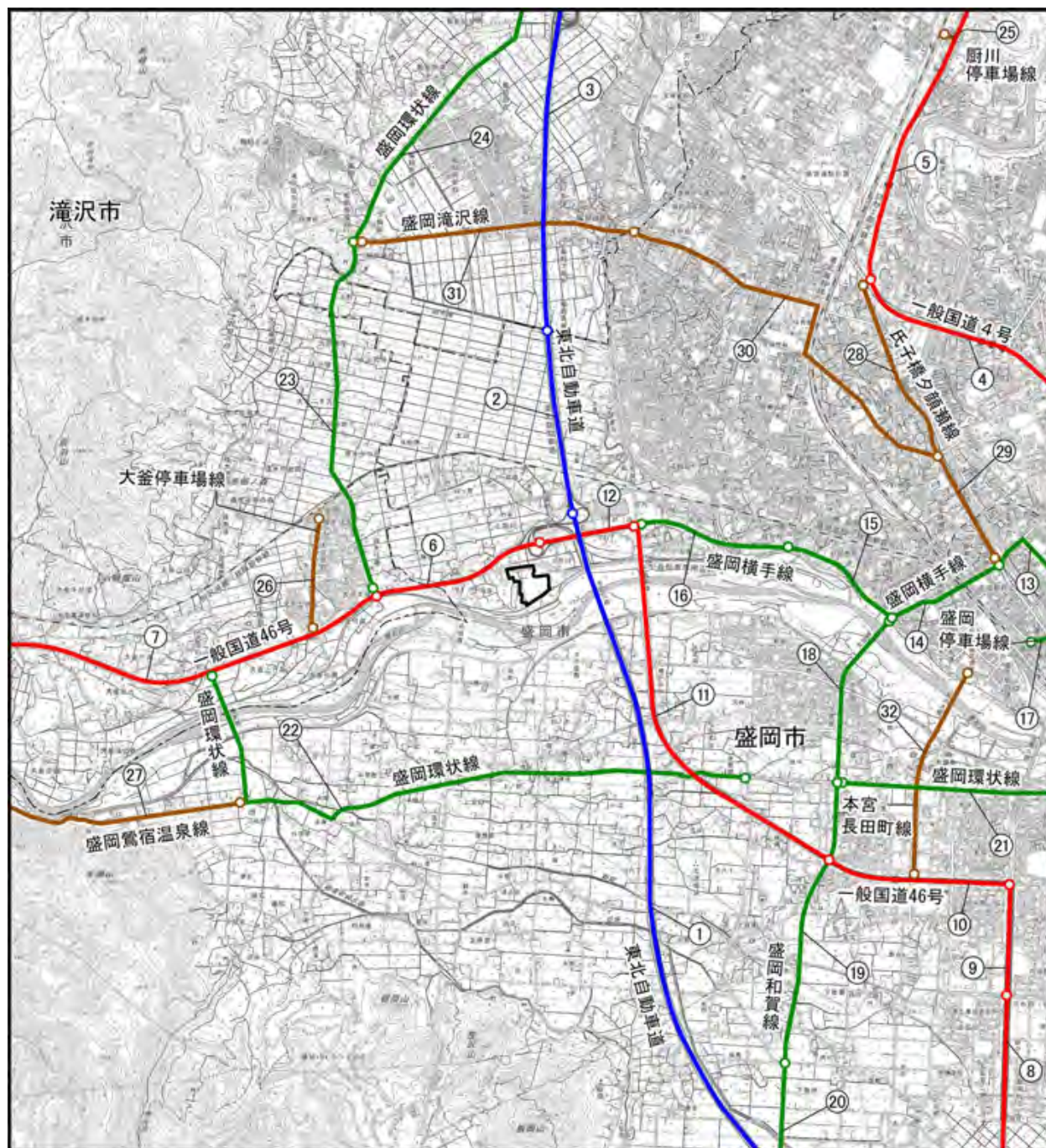
番号	路線名	区間番号	昼間12時間 ^{注1)}			24時間 ^{注2)}		
			自動車交通量（台）			自動車交通量（台）		
			小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計
1	東北自動車道	130	9,440	4,774	14,214	11,337	8,170	19,507
2		140	9,364	4,680	14,044	11,259	8,038	19,297
3		170	9,364	4,680	14,044	11,259	8,038	19,297
4	一般国道4号	10290	27,358	782	28,140	33,335	1,054	34,389
5		10300	23,017	2,001	25,018	28,279	2,243	30,522
6	一般国道46号	12070	13,765	1,996	15,761	16,785	2,601	19,386
7		12080	17,358	2,331	19,689	21,097	3,081	24,178
8		14430	21,345	1,147	22,492	25,654	2,011	27,665
9		14440	18,804	1,058	19,862	22,609	1,821	24,430
10		14445	16,145	814	16,959	19,395	1,465	20,860
11		14450	14,991	872	15,863	18,030	1,481	19,511
12		14460	17,194	1,215	18,409	20,721	1,922	22,643
13	県道盛岡横手線	40030	10,883	1,630	12,513	13,360	2,281	15,641
14		40040	14,228	1,060	15,288	17,251	1,859	19,110
15		40050	20,220	907	21,127	24,795	2,036	26,831
16		40060	20,906	1,430	22,336	26,010	1,687	27,697
17	県道盛岡停車場線	40100	5,840	1,568	7,408	7,229	1,957	9,186
18	県道盛岡和賀線	40430	15,387	1,280	16,667	18,683	2,151	20,834
19		40440	13,218	1,384	14,602	15,899	2,207	18,106
20		40450	14,212	2,442	16,654	17,510	3,308	20,818
21	県道盛岡環状線	40610	9,976	374	10,350	11,896	938	12,834
22		40620	6,514	444	6,958	7,708	850	8,558
23		40630	8,418	1,396	9,814	10,234	1,935	12,169
24		40640	11,074	2,644	13,718	13,791	3,357	17,148
25	県道厨川停車場線	60360	2,133	139	2,272	2,475	297	2,772
26	県道大釜停車場線	60380	423	53	476	510	80	590
27	県道盛岡鶯宿温泉線	60870	982	88	1,070	1,130	122	1,252
28	県道氏子橋夕顔瀬線	61460	12,663	1,170	13,833	15,402	1,889	17,291
29		61470	18,803	1,441	20,244	23,772	1,876	25,648
30	県道盛岡滝沢線	61500	5,310	371	5,681	6,181	750	6,931
31		61510	9,805	676	10,481	11,752	1,244	12,996
32	県道本宮長田町線	62440	11,115	170	11,285	13,252	741	13,993

注1) 12時間: 7時～19時

注2) 24時間: 7時～翌7時

注3) 斜体字は推定値

出典: 「令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査」(国土交通省 HP、閲覧: 令和8年1月)



凡 例

- 対象事業実施区域
- 行政界
- — ● 高速自動車国道
- — ● 一般国道（直轄）
- — ● 主要地方道（都道府県道・指定市道）
- — ● 一般都道府県道・指定市の一般市道

注）図中の番号は、表 3.2-10 と対応する。

出典：「令和3年度全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査結果（可視化ツール）」
（国土交通省 HP、閲覧：令和8年1月）

この地図は、国土地理院発行の1：25,000 地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。



1:50,000

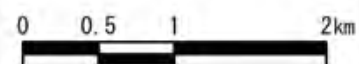
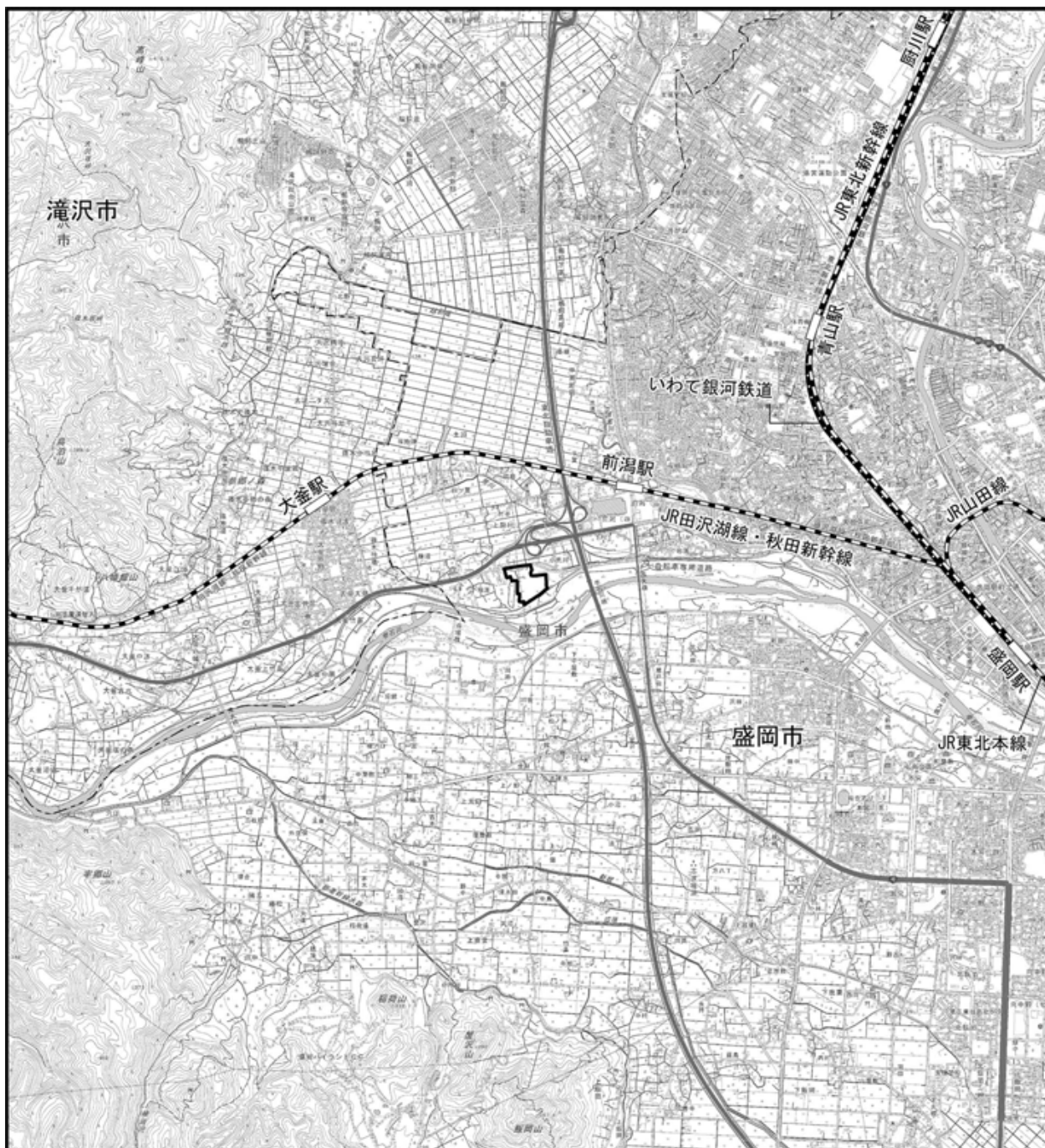


図 3.2-7 主要な道路の状況



凡 例

- 対象事業実施区域
- 行政界
- ==== JR線
- ==== いわて銀河鉄道

出典：「国土数値情報 鉄道」（国土交通省 HP、閲覧：令和 8 年 1 月）

この地図は、国土地理院発行の 1：25,000 地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。



1：50,000

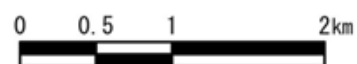


図 3.2-8 主要な鉄道の状況

3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

1. 学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況

対象事業実施区域及びその周囲における環境の保全についての配慮が特に必要な施設の一覧は表 3.2-11(1)～(7)に、施設の配置状況は図 3.2-9(1)～(3)に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲には、環境の保全についての配慮が特に必要な施設として、教育施設、病院、福祉施設及び保育施設が存在しており、対象事業実施区域最寄りの施設としては、北側に土淵小学校、土淵中学校、ケアハウスおでんせ等が存在している。

表 3.2-11(1) 環境保全についての配慮が特に必要な施設（教育施設）

区分	市名	番号	施設名	住 所
●幼稚園	盛岡市	1	太田幼稚園	上太田吉本 9
		2	聖パウロ幼稚園	厨川 1-14-6
		3	ふじみ幼稚園	下太田林崎 24-4
		4	スコーレ幼稚園	向中野 5-5-2
▲小学校	盛岡市	5	青山小学校	青山 2-7-2
		6	上田小学校	上田 3-16-45
		7	厨川小学校	前九年 1-2-1
		8	城北小学校	みたけ 3-12-1
		9	大新小学校	南青山町 6-10
		10	本宮小学校	本宮 2-25-1
		11	太田小学校	上太田上吉本 1-1
		12	太田東小学校	上太田上野屋敷 8-1
		13	飯岡小学校	下飯岡 8-48
		14	月が丘小学校	穴口 328
		15	土淵小学校	土淵字幅 2-3
	滝沢市	16	篠木小学校	篠木中屋敷 60
		17	鵜飼小学校	鵜飼洞畑 87-1
		18	滝沢中央小学校	室小路 275
■中学校	盛岡市	19	厨川中学校	青山 2-7-1
		20	城西中学校	城西町 4-1
		21	大宮中学校	本宮字大宮 5-1
		22	飯岡中学校	下飯岡 6-51-1
		23	土淵中学校	土淵字幅 2-3
		24	岩手中学校	長田町 7-60
		25	盛岡中央高等学校附属中学校	みたけ 4-26-8
	滝沢市	26	滝沢南中学校	鵜飼滝向 11-1
◆高等学校	盛岡市	27	盛岡市立高等学校	上太田上川原 96
		28	岩手高等学校	長田町 7-60
		29	江南義塾盛岡高等学校	前九年 3-8-20
		30	盛岡スコーレ高等学校	向中野 5-5-1
		31	盛岡中央高等学校	みたけ 4-26-1
◆大学	盛岡市	32	岩手保健医療大学	西通 1-6-30
▼その他の教育施設	盛岡市	33	MJ あおやま学童保育クラブ	青山 2-23-11
		34	太田児童クラブ	上太田小細工 14
		35	太田東学童クラブ	上太田八千刈 54-2
		36	太田東学童クラブ(2)	上太田八千刈 54-2
		37	おべんとうばこ	本宮 2-20-16
		38	くるみ子ども会	材木町 7-42
		39	第2くるみ子ども会	材木町 7-42
		40	くるみ子ども会リスハウス	材木町 6-12
		41	クレヨン	厨川 1-2-20
		42	Cocoa 児童クラブ第一	北飯岡 4-8-45
		43	Cocoa 児童クラブ第二	北飯岡 4-8-45
		44	さっくらくらぶ	前九年 1-1-11
		45	スコーレ第一学童クラブ	向中野 5-5-1
		46	スコーレ第二学童クラブ	向中野 5-5-1
		47	誠文館学童クラブ	下太田榑 13-1
		48	大新どんぐり学童くらぶ	大新町 21-27
		49	のぞみ学童保育クラブ	館向町 19-9
		50	ひよこ学童クラブ	青山 1-16-1

表 3.2-11(2) 環境保全についての配慮が特に必要な施設（教育施設）

区分	市名	番号	施設名	住 所
▼その他の 教育施設	盛岡市	51	みたけ学童保育クラブ	みたけ 4-12-10
		52	本宮学童保育クラブ	本宮 2-26-6
		53	盛岡 YMCA ふらいむ・たいむ 前潟校	前潟 1-5-31
		54	盛岡 YMCA ふらいむ・たいむ 盛南校	本宮 2-3-25
	滝沢市	55	第1 篠木なかよしクラブ	篠木明法 22-16
		56	第2 篠木なかよしクラブ	篠木中屋敷 60
		57	うかいっこ学童保育クラブ	鶴飼狐洞 344
		58	撫子学童クラブそら	鶴飼狐洞 1-102
		59	撫子学童クラブほし	鶴飼狐洞 1-102
		60	放課後キッズクラブにじいろ	鶴飼向新田 7-67
		61	室小路学童クラブうみ	室小路 251-2
		62	室小路学童クラブやま	室小路 251-2
		63	滝沢中央学童保育クラブ第一	室小路 275
		64	滝沢中央学童保育クラブ第二	室小路 275
		65	あいうえお学童クラブ	穴口 264-16
★図書館	盛岡市	66	岩手県立図書館	盛岡駅西通 1-7-1
	滝沢市	67	滝沢市立湖山図書館	下鶴飼 1-15

出典：「公共施設（学校関係）一覧」（盛岡市オープンデータサイト、閲覧：令和8年1月）

「子育て施設一覧（幼稚園、放課後児童クラブ）」（盛岡市オープンデータサイト、閲覧：令和8年1月）

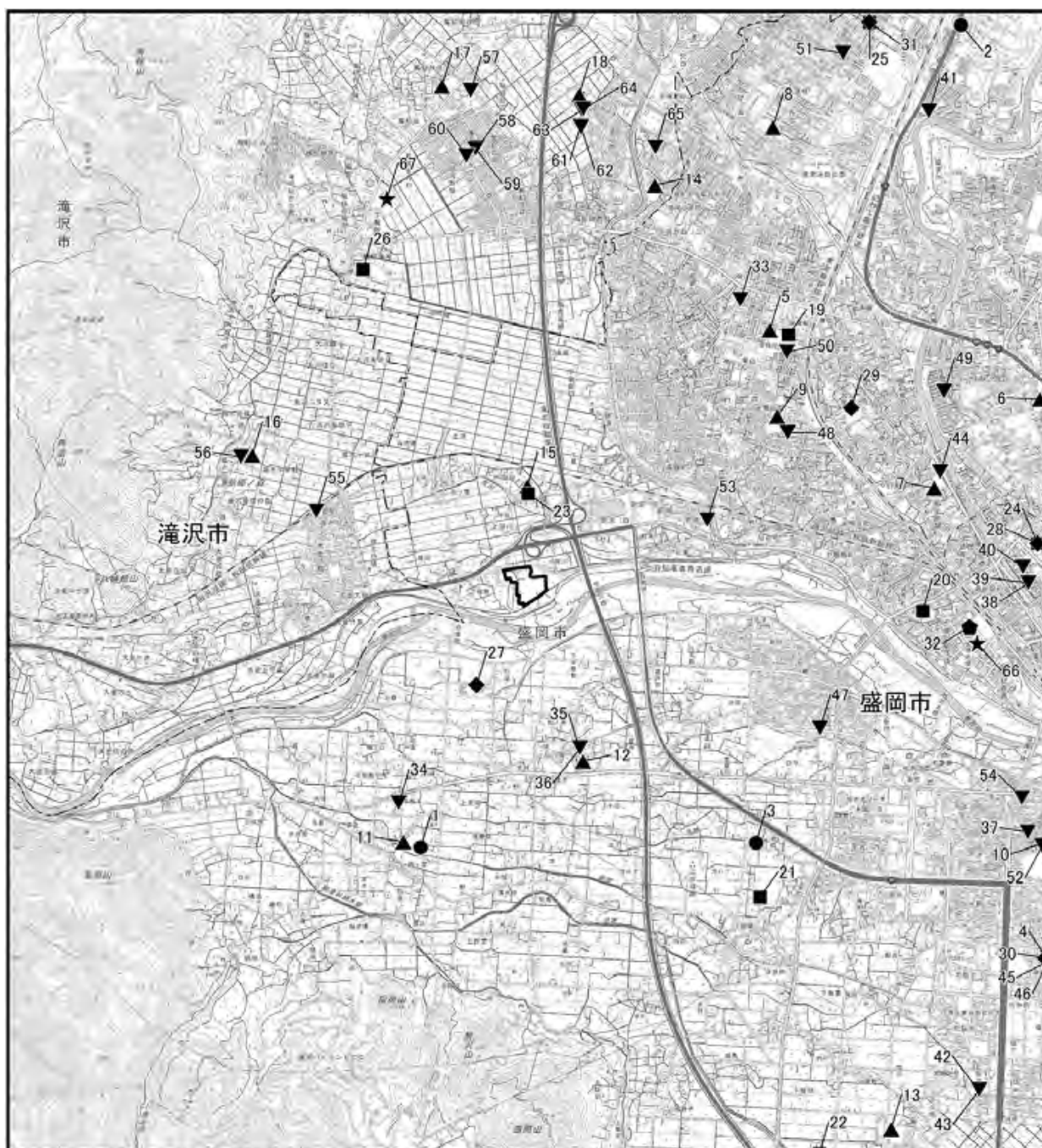
「滝沢市立小中学校案内」（滝沢市 HP、閲覧：令和8年1月）

「滝沢市の放課後児童クラブ一覧」（滝沢市 HP、閲覧：令和8年1月）

「図書館概要」（岩手県立図書館 HP、閲覧：令和8年1月）

「滝沢市の図書館」（滝沢市 HP、閲覧：令和8年1月）

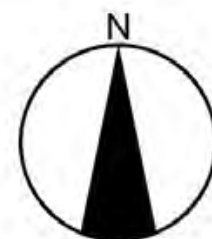
「岩手県私立学校一覧」（岩手県 HP、閲覧：令和8年1月）



凡 例

- この地図は、国土地理院発行の1:25,000地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。
- | | | |
|------------|--------|------------|
| □ 対象事業実施区域 | ● 幼稚園 | ◆ 大学 |
| ----- 行政界 | ▲ 小学校 | ▼ その他の教育施設 |
| | ■ 中学校 | ★ 図書館 |
| | ◆ 高等学校 | |

注) 図中の番号は、表 3.2-11(1)、(2)と対応する。
 出典:「公共施設(学校関係)一覧」(盛岡市オープンデータサイト、閲覧:令和8年1月)
 「子育て施設一覧(幼稚園、放課後児童クラブ)」
 (盛岡市オープンデータサイト、令和8年1月)
 「滝沢市立小中学校案内」(滝沢市HP、閲覧:令和8年1月)
 「滝沢市の放課後児童クラブ一覧」(滝沢市HP、閲覧:令和8年1月)
 「図書館概要」(岩手県立図書館HP、閲覧:令和8年1月)
 「滝沢市の図書館」(滝沢市HP、閲覧:令和8年1月)
 「岩手県私立学校一覧」(岩手県HP、閲覧:令和8年1月)



1:50,000

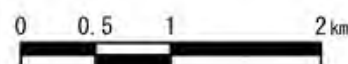


図 3.2-9(1) 環境保全についての配慮が特に必要な施設の配置状況(教育施設)

表 3.2-11(3) 環境保全についての配慮が特に必要な施設（病院、福祉施設）

区分	市名	番号	施設名	住 所
■病院	盛岡市	1	みうら産婦人科医院	上鹿妻田貝 11-1
		2	社団医療法人啓愛会 孝仁病院	中太田泉田 28
		3	独立行政法人国立病院機構盛岡医療センター	青山 1-25-1
		4	むらた眼科クリニック	みたけ 5-8-30
		5	医療法人社団恵仁会 三愛病院	月が丘 1-29-15
		6	かなざわ内科クリニック	上堂 1-18-24
		7	盛岡市立病院	本宮 5-15-1
		8	谷藤眼科医院	前九年 2-2-38
		9	盛岡さんさ病院	館向町 4-8
		10	社会医療法人 みやま会 盛岡観山荘病院	高松 4-20-40
		11	もりおか往診ホームケアクリニック	北飯岡 3-20-3
		12	もりおか静眠堂医院	盛岡駅前通 9-5 SEIKOU ビル 2 階
		13	鎌田内科クリニック	本宮 2-20-1
		14	ゆい内科呼吸器科クリニック	向中野 2-54-18
		15	たにむらクリニック	向中野 2-42-10
		16	小笠原眼科クリニック	高松 3-10-12
	滝沢市	17	医療法人社団松誠会 滝沢中央病院	鵜飼笹森 42-2
		18	栃内第二病院	大釜吉水 103-1
◆福祉施設	介護老人福祉施設			
	盛岡市	19	特別養護老人ホーム青山和敬荘	南青山町 13-30
		20	特別養護老人ホームコアトレース厨川	厨川 2-7-20
		21	特別養護老人ホーム千年苑（本館）	上太田穴口 53
		22	特別養護老人ホームおでんせ本宮	本宮字小坂小瀬 20-1
		23	特別養護老人ホーム千年苑（新館）	上太田穴口 53
	滝沢市	24	特別養護老人ホームいこいの麓・滝沢あなぐち	穴口 221-2
		25	特別養護老人ホームたきざわの家	鵜飼細谷地 22-1
	介護老人保健施設			
	盛岡市	26	介護老人保健施設アルテンハイム青山	青山 2-12-33
		27	介護老人保健施設 ケアコートもりおか	青山 1-25-25
		28	介護老人保健施設銀楊	本宮 2-20-10
	滝沢市	29	介護老人保健施設ホスピー滝沢	鵜飼狐洞 1-139
		30	医療法人社団松誠会 介護老人保健施設たきざわ	鵜飼笹森 42-2
	軽費老人ホーム			
	盛岡市	31	ケアハウス麗沢	猪去三枚橋 21
		32	ケアハウスおでんせ	上厨川字横長根 76-1
		33	けやき荘	上太田細工 4
	有料老人ホーム			
	盛岡市	34	ゆめさと ワクワク館	西青山 2-1-45
		35	ゆめさと有料老人ホーム	青山 3-10-19
		36	住宅型有料老人ホーム 結ま〜る上堂	上堂 3-6-31
		37	住宅型 有料老人ホーム 結の家 本宮	下太田下川原 57-6
		38	有料老人ホーム 結の家 青山	西青山 2-10-21
		39	住宅型有料老人ホーム 結の家	長橋町 6-1
		40	住宅型有料老人ホームメルシー前潟	前潟 1-7-16
		41	住宅型有料老人ホームメルシー長橋	長橋町 5-15
		42	有料老人ホームメディコート安倍館	安倍館町 16-30
		43	福寿の森	本宮 6-1-47
		44	有料老人ホーム 「百万石」 本宮Ⅱ号館	本宮 3-15-26
		45	有料老人ホーム 「百万石」 本宮Ⅲ号館	本宮 3-9-22

表 3.2-11(4) 環境保全についての配慮が特に必要な施設（病院、福祉施設）

区分	市名	番号	施設名	住 所
◆福祉施設	有料老人ホーム			
	盛岡市	46	はるかぜの碧	上堂 4-2-80
		47	住宅型有料老人ホーム 花咲苑	上堂 3-18-19
		48	ナーシングホーム結いの手 本宮	本宮 4-39-20
		49	住宅型有料老人ホーム ナーシングホームもりおか	みたけ 2-10-70
		50	住宅型有料老人ホームなごみ	箱清水 2-4-33
		51	住宅型有料老人ホーム「時の音」	大館町 9-2
		52	住宅型有料老人ホーム 蕾咲苑	上堂 1-19-22
		53	住宅型有料老人ホーム・セカンドきらら	箱清水 1-18-7
		54	盛南ケアコミュニティそよ風	北飯岡 3-11-41
		55	生活支援下宿 さくら館長橋	長橋町 3-47
		56	有料老人ホーム 「シルバーマンション」本宮	本宮 3-29-3
		57	シニアライフ山翠	西青山 3-11-68
		58	有料老人ホームさつき	北飯岡 2-16-73
		59	住宅型有料老人ホーム桜	向中野 5-12-10
		60	有料老人ホーム cocochi	本宮 6-6-11
		61	有料老人ホーム櫻	高松 4-19-19
		62	住宅型有料老人ホームくるみホーム上堂	上堂 1-3-40
		63	住宅型有料老人ホーム・きらら	箱清水 1-4-14
		64	有料老人ホームきらくの郷城北	みたけ 3-23-36
		65	住宅型有料老人ホームきらくの郷みたけ	みたけ 1-9-48
		66	住宅型有料老人ホームカノンガーデン	長田町 2-26
		67	医心館盛岡	本宮 6-1-25
		68	医心館盛岡Ⅲ号館	下太田沢田 68-30
		69	あじさいの家 箱清水	箱清水 1-18-27
		70	あじさい苑	上堂 3-15-7
		71	明来日	新田町 10-8
	滝沢市	72	有料老人ホーム楓	鵜飼下高柳 15-1
		73	有料老人ホーム リベラ	室小路 551-2
		74	みんなの家 穴口	穴口 275-15
		75	住宅型有料老人ホームナイスハウス	穴口 271-8
		76	住宅型有料老人ホーム ピースフル滝沢	鵜飼狐洞 1-162 松実 会複合型福祉施設
		77	住宅型有料老人ホーム サン・ホーム	鵜飼大緩 47-28
		78	ナーシングホーム夢咲	大釜竹鼻 163-11
	特定施設入居者生活介護			
	盛岡市	79	ケアハウスおでんせ特定施設入居者生活介護	上厨川字横長根 76-1
		80	軽費老人ホームケアハウス麗沢	猪去三枚橋 21
		81	エイジングホーム 健寿庵	下太田沢田 22-15
		82	介護付住宅福寿の森	本宮 6-1-47
		83	介護付き有料老人ホーム「百万石」	本宮 3-9-2
		84	サービス付き高齢者向け住宅ゆうあいの街	北飯岡 1-2-25
		85	エイジングホーム 健寿庵	下太田沢田 22-15
	認知症対応型共同生活介護			
	盛岡市	86	グループホームたんぽぽ	稲荷町 2-5
		87	グループホームやまぶき	梨木町 5-55
		88	グループホーム 喜久〇	高松 4-3-6
		89	グループホーム 愛の手	青山 1-19-51
		90	グループホームやちだもの家青山駅前	上堂 2-3-16

表 3.2-11(5) 環境保全についての配慮が特に必要な施設（病院、福祉施設）

区分	市名	番号	施設名	住 所
◆福祉施設	認知症対応型共同生活介護			
	盛岡市	91	グループホーム田園	太田 3-17-36
		92	岩手高齢協 ほっともとみや	本宮 6-14-12
		93	グループホーム みんなのいえ	向中野 2-55-6
		94	ツクイ盛岡本宮グループホーム	本宮 6-6-10
		95	グループホーム みんなのいえ	向中野 2-55-6
	滝沢市	96	グループホームえがおの花大釜	大釜大畑 72-6
	小規模多機能型居宅介護			
	盛岡市	97	サテライト型小規模多機能施設たかまつ	高松 4-3-6
		98	小規模多機能ホームやちだもの家青山駅前	上堂 2-3-13
		99	小規模多機能型居宅介護あい長橋町	長橋町 17-35
		100	小規模多機能型居宅介護事業所 かまどっこ	本宮 6-2-18
	短期入所生活介護			
	盛岡市	101	中屋敷ケアセンターそよ風	中屋敷町 6-17
		102	青山和敬荘	南青山町 13-30
		103	指定短期入所生活介護事業所コアトレス 厨川	厨川 2-7-20
		104	ショートステイ・フォーユー	みたけ 3-11-36
		105	千年苑（本館）指定短期入所生活介護	上太田穴口 53
		106	千年苑（新館）指定短期入所生活介護	上太田穴口 53
	滝沢市	107	ショートステイ わ	大釜白山 48-2
		108	特別養護老人ホームいこいの麓・滝沢あなぐち	穴口 221-2
	短期入所療養介護			
	盛岡市	109	介護老人保健施設アルテンハイム青山	青山 2-12-33
		110	介護老人保健施設 ケアコートもりおか	青山 1-25-25
		111	介護医療院フォーユーみたけ	みたけ 3-11-36
		112	介護老人保健施設銀楊	本宮 2-20-10
	滝沢市	113	介護老人保健施設ホスピー滝沢	鵜飼狐洞 1-139
		114	医療法人社団松誠会 介護老人保健施設 たきざわ	鵜飼笹森 42-2
	介護医療院			
	盛岡市	115	介護医療院フォーユーみたけ	みたけ 3-11-36
		116	鎌田内科クリニック	本宮 2-20-1

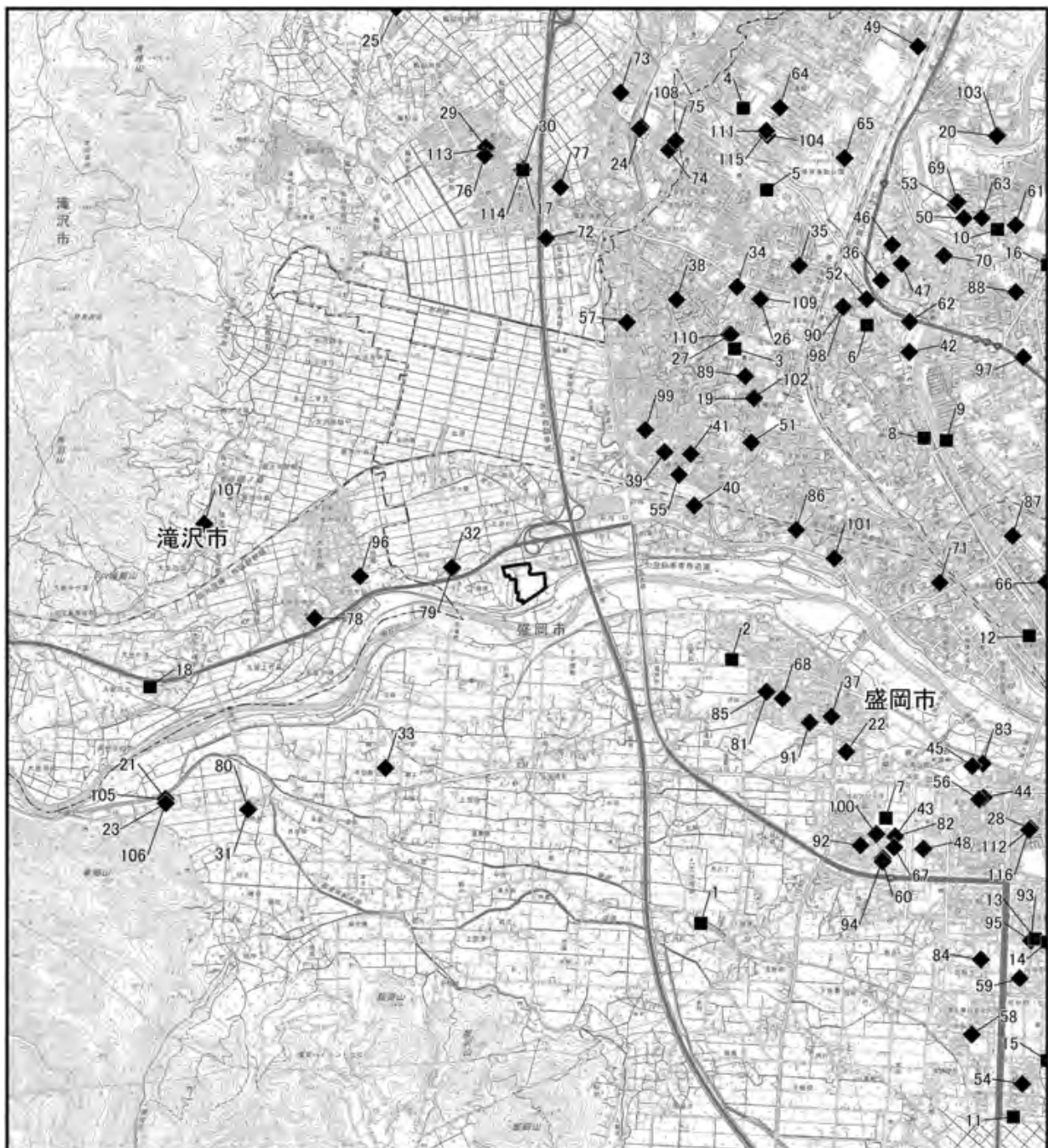
出典：「医療機関一覧（病院・一般診療所）一覧」（盛岡市オープンデータサイト、閲覧：令和8年1月）

「医療機関一覧」（滝沢市 HP、閲覧：令和8年1月）

「医療情報ネット（ナビイ）」（医療ネット（ナビイ）HP、閲覧：令和8年1月）

「介護サービス事業所一覧」（盛岡市オープンデータサイト、閲覧：令和8年1月）

「介護福祉施設サービス」（岩手県 HP、閲覧：令和8年1月）



凡 例

- | | |
|--|--|
|  対象事業実施区域 |  病院 |
|  行政界 |  福祉施設 |

注) 図中の番号は、表 3.2-11(3)～(5)と対応する。

出典：「医療機関一覧（病院・一般診療所）一覧」

（盛岡市オープンデータサイト、閲覧：令和8年1月）

「医療機関一覧」（滝沢市HP、閲覧：令和8年1月）

「医療情報ネット（ナビ）」（医療ネット（ナビ）HP、閲覧：令和8年1月）

「介護サービス事業所一覧」

（盛岡市オープンデータサイト、閲覧：令和8年1月）

「介護福祉施設サービス」（岩手県HP、閲覧：令和8年1月）

この地図は、国土地理院発行の1：25,000地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。



1:50,000

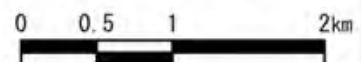


図 3.2-9(2) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置状況（病院・福祉施設）

表 3.2-11(6) 環境保全についての配慮が特に必要な施設（保育施設）

区分	市名	番号	施設名	住 所
●保育施設	盛岡市	1	あべたて保育園	安倍館町 14-40
		2	きたくり保育園	厨川 1-7-1
		3	くりやがわ保育園	新田町 9-33
		4	太田保育園	上太田松ノ木 84-3
		5	青山保育園	青山 2-6-18
		6	高松保育園	高松 4-18-40
		7	天昌寺保育園	天昌寺町 6-43
		8	愛育ホーム	みたけ 4-6-10
		9	大新保育園	南青山町 13-3
		10	下太田保育園	下太田榊 14-21
		11	青空こども園	平賀新田字高柳 2-4
		12	前潟保育園	上厨川字杉原 55
		13	MH ナーサリー	盛岡駅前通 8-12
		14	みどりこども園	下飯岡 2-319-1
		15	ふじみ保育園	本宮字大宮 117-2
		16	いちご保育園	本宮 3-15-22
		17	あさひ保育園	月が丘 1-23-1
		18	なでしここども園	上堂 1-10-23
		19	のぞみこども園	館向町 21-7
		20	本宮保育園	本宮 4-38-10
		21	飯岡こども園	下飯岡 8-99
		22	C o c o a	北飯岡 4-8-45
		23	ぎんがの里保育園	本宮字林崎 1-2
		24	ニチイキッズみたけ保育園	厨川 1-17-55
		25	月が丘幼稚園・保育園	月が丘 2-7-5
		26	みたけ保育園	青山 3-14-5
		27	青山幼稚園	青山 3-6-27
		28	ひかり保育園	西青山 3-14-19
		29	みらい KIDS 盛岡駅前保育園わらしこハウス	盛岡駅西通 2-13-17
		30	いちごみるく保育園	本宮 3-9-38
		31	みんなのみらい青山園	西青山 3-36-36
		32	はくちょう保育園	上堂 1-6-5
		33	北飯岡保育園	北飯岡 2-7-6
		34	モリオカえほんの森保育園	本宮字荒屋 101
		35	ぽかぽか保育園	本宮 4-17-29
		36	Daisy 保育園	北飯岡 4-1-36
		37	おほしさま保育園	向中野 7-10-42
		38	ピーターパン盛岡本宮園	本宮 6-10-15
		39	上堂ホサナ保育園	上堂 1-4-10
		40	盛岡市立病院すこやか保育園	本宮 5-15-1
		41	独立行政法人国立病院機構盛岡医療センター すみれ保育園	青山 1-25-1
		42	あおとり幼児園	本宮 4-20-15
		43	ニチイキッズ盛岡もとみや保育園	本宮 4-3-5 マップ センタービル 1F
		44	岩手大学・岩手銀行保育所(がんちゃんすくすく 保育園)	上田 3-18-14
		45	ぽっぽランドもりおか	盛岡駅前通 1-41
		46	まちのあそびの園	材木町 9-8
		47	託児所ありすっ	天昌寺町 1-31
		48	こどものいえ本宮	本宮 3-18-8
		49	託児所 あすてっぷ!	本宮 2-31-2
		50	月が丘保育園	月が丘 2-7-26

表 3.2-11(7) 環境保全についての配慮が特に必要な施設（保育施設）

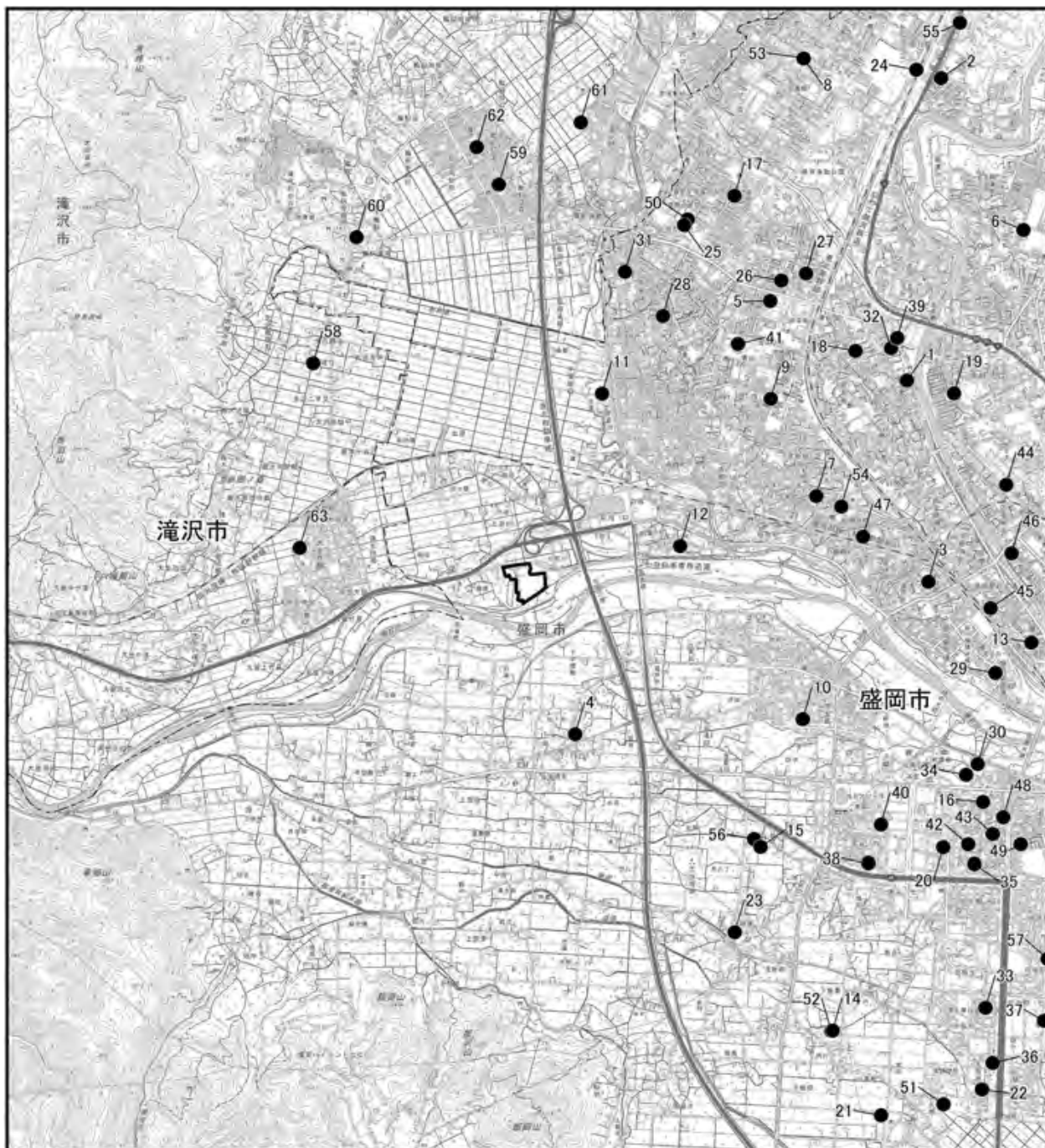
区分	市名	番号	施設名	住 所
●保育施設	盛岡市	51	学校法人 川村学園 幼保連携型認定こども園 二葉幼稚園	下飯岡 12 地割 72- 1
		52	幼保連携型認定こども園 みどりこども園	飯岡 2 地割 319- 1
		53	幼保連携型認定こども園 愛育ホーム	みたけ 4- 6- 10
		54	幼保連携型認定こども園 天昌寺保育園	天昌寺町 7- 30
		55	聖パウロ幼稚園	厨川 1- 14- 6
		56	ふじみ幼稚園	下太田林崎 24- 4
		57	スコーレ幼稚園	向中野 5- 5- 2
	滝沢市	58	大沢保育園	大沢堰合 32- 2
		59	鶉飼保育園	鶉飼笹森 1- 2
		60	つぼみ園（りんごの森保育園分園）	下鶉飼 100- 1
		61	なでしこ保育園	室小路 251- 2
		62	ふじなでしここども園	鶉飼狐洞 1- 102
		63	大釜幼稚園保育園	大釜外館 117- 5

出典：「公共施設（保育園・児童福祉施設）一覧」（盛岡市オープンデータサイト、閲覧：令和 8 年 1 月）

「子育て施設一覧（保育園・認定こども園）一覧」（盛岡市オープンデータサイト、閲覧：令和 8 年 1 月）

「滝沢市内保育施設一覧」（滝沢市 HP、閲覧：令和 8 年 1 月）

「子育て関連施設」（岩手県 HP、閲覧：令和 8 年 1 月）



凡 例

- 対象事業実施区域
 保育施設
- - - 行政界

注) 図中の番号は、表 3.2-11(6)、(7)と対応する。

出典: 「公共施設（保育園・児童福祉施設）一覧」

(盛岡市オープンデータサイト、閲覧: 令和8年1月)

「子育て施設一覧（保育園・認定こども園）一覧」

(盛岡市オープンデータサイト、閲覧: 令和8年1月)

「滝沢市内保育施設一覧」(滝沢市 HP、閲覧: 令和8年1月)

「子育て関連施設」(岩手県 HP、閲覧: 令和8年1月)

この地図は、国土地理院発行の1:25,000地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。



1:50,000

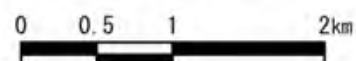


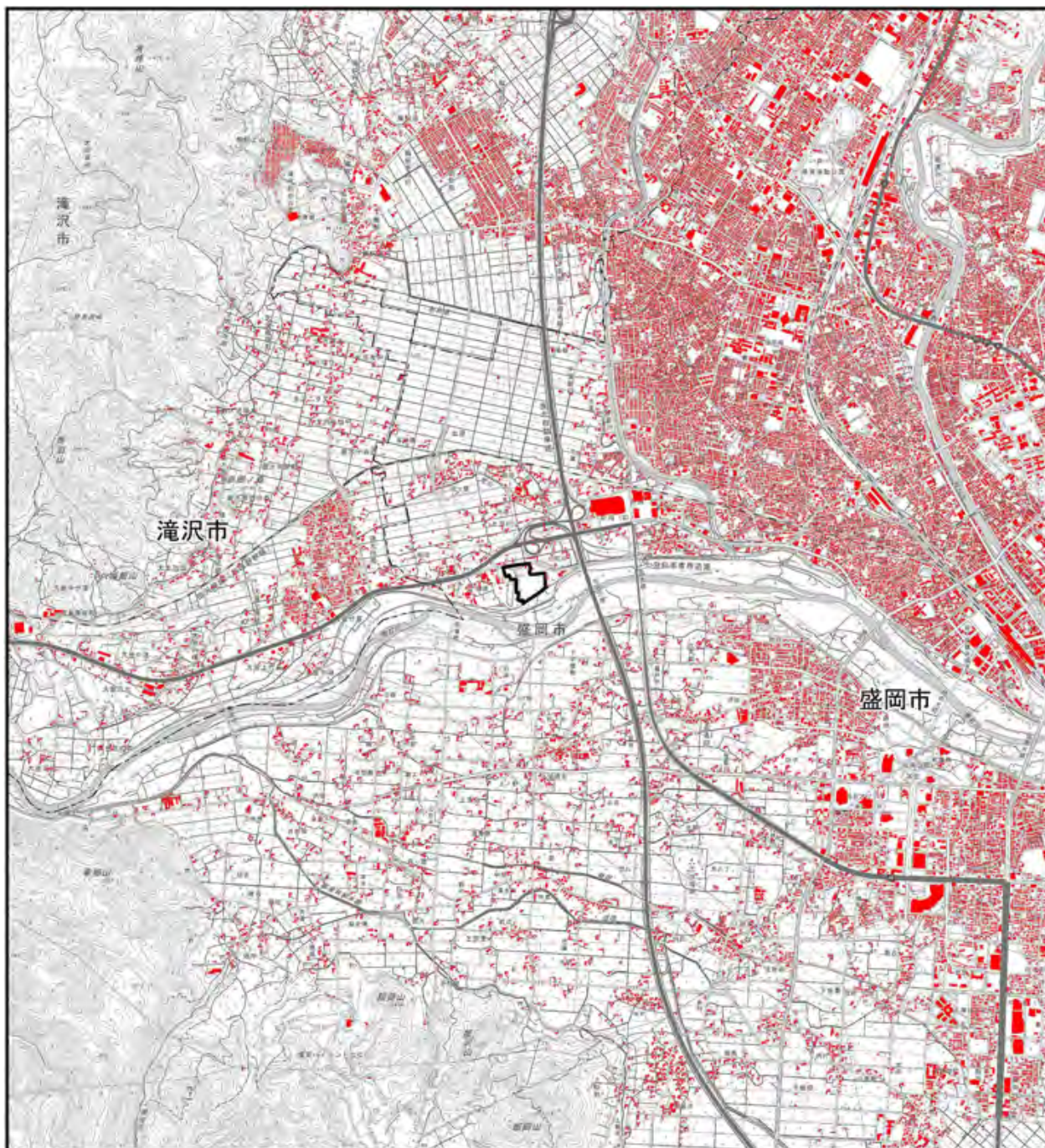
図 3.2-9(3) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置状況（保育施設）

2. 住宅の配置の概況

対象事業実施区域及びその周囲における住宅等の施設の配置状況は、図 3.2-10に示すとおりである。

対象事業実施区域内に住宅は存在していない。

また、対象事業実施区域に最も近い住宅は、北側約30mに立地している。



凡 例

- 対象事業実施区域
- 行政界
- 住宅等

出典：「基盤地図情報（基本項目、建築物）」
（国土交通省 HP、閲覧：令和 8 年 1 月）

この地図は、国土地理院発行の 1：25,000 地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。



1:50,000

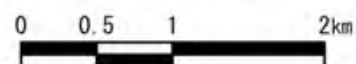


図 3.2-10 住宅等の施設の配置状況

3.2.6 下水道の整備状況

盛岡市及び滝沢市における令和6年度の下水道の整備状況は、表 3.2-12に示すとおりである。

盛岡市の処理人口普及率は97.0%、水洗化率は95.6%であり、滝沢市の処理人口普及率は90.5%、水洗化率は90.0%となっている。

表 3.2-12 下水道の整備状況（令和6年度）

市名	行政区域人口 (人) [A]	処理区域人口 (人) [B]	水洗化人口 (人) [C]	処理人口普及率 (%) [B]/[A] ×100	水洗化率 (%) [C]/[A] ×100
盛岡市	275,739	267,550	263,675	97.0	95.6
滝沢市	54,086	48,932	48,678	90.5	90.0

出典：「令和6年度末汚水処理人口普及状況」（岩手県HP、閲覧：令和8年1月）

3.2.7 環境保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境保全に関する施策の内容

1. 公害関係法令等

公害の防止に係る基準としては、「環境基本法」（平成5年11月 法律第91号）に基づく環境基準、「大気汚染防止法」（昭和43年6月 法律第97号）及び「県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例」（平成13年12月 岩手県条例第71号（以下、「生活環境保全条例」という。））に基づく規制基準等がある。

公害防止関係の主な法令等と本事業との関連性の有無は、表 3.2-13に示すとおりである。

表 3.2-13 公害防止関係の主な法令等

区分	法令名		定められている事項	本事業との関連性
大気汚染	環境基本法		環境基準	有
	ダイオキシン類対策特別措置法		環境基準、規制基準	有
	大気汚染防止法		規制地域 排出基準（硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、塩化水素、水銀）	有
	県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例		規制基準	無
騒音	環境基本法		環境基準	無
	騒音規制法		規制地域 規制基準（特定工場等、特定建設作業）	無
			自動車騒音の要請限度	有
	県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例		規制地域 規制基準（騒音関係施設、特定建設作業）	無
振動	振動規制法		規制地域 規制基準（特定工場等、特定建設作業）	無
			自動車振動の要請限度	有
悪臭	悪臭防止法		規制地域 規制基準（敷地境界線、排出口、排出水中）	無
水質	環境基本法	公共用水域水質	環境基準	有
		地下水水質	環境基準	有
	ダイオキシン類対策特別措置法		環境基準、排水基準	有
	水質汚染防止法		排水基準	無
	県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例		排水基準	無
	水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例		排水基準（上乘せ基準）	無
底質	ダイオキシン類対策特別措置法		環境基準	有
土壌汚染	環境基本法		環境基準	有
	ダイオキシン類対策特別措置法		環境基準	有
	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律		農用地土壌汚染対策地域	無
	土壌汚染対策法		指定区域、届出	有
日照 阻害	建築基準法 岩手県建築基準法施行条例		日影規制	有

注）本事業との関連性の有無は今後変わる可能性がある。

(1) 大気汚染

① 環境基準等

「環境基本法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年 7 月 法律第 105 号）に基づき設定された大気汚染に係る環境基準は、表 3.2-14～表 3.2-17 に示すとおりである。

環境基準は、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、ダイオキシン類、微小粒子状物質の 11 物質について設定されている。また、環境基準以外の指針値等は、表 3.2-18 に示すとおりである。

なお、環境基準は、工業専用地域及び車道その他一般公衆が通常生活しない地域又は場所には適用されない。

表 3.2-14 大気汚染物質に係る環境基準

物 質	環境上の条件	備 考
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	-
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	-
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 μm 以下のものをいう。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。
光化学オキシダント	8 時間値が 0.07ppm 以下であり、かつ、日最高 8 時間値の 1 年平均値が 0.04ppm 以下であること。	光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年 5 月 環境庁告示第 25 号）

「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年 7 月 環境庁告示第 38 号）

表 3.2-15 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物 質	環境上の条件	備 考
ベンゼン	年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。	継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。
トリクロロエチレン	年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。	

出典：「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 9 年 2 月 環境庁告示第 4 号）

表 3.2-16 大気質のダイオキシン類に係る環境基準

物 質	環境上の条件	備 考
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。	基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年12月 環境庁告示第68号）

表 3.2-17 微小粒子状物質に係る環境基準

物 質	環境上の条件	備 考
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、 1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典：「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」（平成21年9月 環境省告示第33号）

表 3.2-18 その他の指針値等

物 質	指 針 値・目 標 値	根拠
非メタン炭化水素	午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値が、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲以下	①
塩化水素	目標環境濃度0.02ppm以下	②
アクリロニトリル	年平均値2μg/m ³ 以下であること。	③
塩化ビニルモノマー	年平均値10μg/m ³ 以下であること。	
水銀	年平均値0.04μgHg/m ³ 以下であること。	
ニッケル化合物	年平均値0.025μgNi/m ³ 以下であること。	
クロロホルム	年平均値18μg/m ³ 以下であること。	④
1,2-ジクロロエタン	年平均値1.6μg/m ³ 以下であること。	
1,3-ブタジエン	年平均値2.5μg/m ³ 以下であること。	
ヒ素及び無機ヒ素化合物	年平均値6ng-As/m ³ 以下であること。	⑤
マンガン及び無機マンガン化合物	年平均値0.14μgMn/m ³ 以下であること。	⑥
塩化メチル	年平均値94μg/m ³ 以下であること。	⑦
アセトアルデヒド	年平均値120μg/m ³ 以下であること。	

注）表中の根拠は以下に示すとおりである。

- ①：「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について（答申）」（昭和51年8月 中央公害対策審議会）
- ②：「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定等について」（昭和52年6月 環大規第136号）
- ③：「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第七次答申）」（平成15年7月 中央環境審議会）
- ④：「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第八次答申）」（平成18年11月 中央環境審議会）
- ⑤：「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第九次答申）」（平成22年10月 中央環境審議会）
- ⑥：「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第十次答申）」（平成26年4月 中央環境審議会）
- ⑦：「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第十二次答申）」（令和2年8月 中央環境審議会）

② 規制基準

工場や事業場から排出される大気汚染物質は、「大気汚染防止法」、「ダイオキシン類対策特別措置法」、「生活環境保全条例」により規制されている。

a. 大気汚染防止法による排出基準

「大気汚染防止法」では、大気汚染物質の種類ごと、排出施設の種類・規模ごとに排出基準等が定められており、規制対象物質には硫黄酸化物、ばいじん、有害物質（カドミウム、塩素、塩化水素、ふっ素、鉛、窒素酸化物など）が指定されている。本事業で整備するごみ処理施設は、同法のばい煙発生施設（廃棄物焼却炉）に該当し、表 3.2-19 に示す基準が適用される。

表 3.2-19 大気汚染防止法に基づく規制基準（廃棄物焼却炉）

物質	排出基準	処理能力
硫黄酸化物	K 値 ^{注)} 14.5	—
ばいじん	0.04g/m ³ N	焼却能力が 1 時間当たり 4,000kg 以上
	0.08g/m ³ N	焼却能力が 1 時間当たり 2,000kg 以上 4,000kg 未満
	0.15g/m ³ N	焼却能力が 1 時間当たり 2,000kg 未満
塩化水素	700mg/m ³ N	—
窒素酸化物	250ppm	—
水銀	30 μg/m ³ N	—

注) K 値：大気汚染防止法に基づく固定発生源の硫黄酸化物排出規制における規制式に用いられている値。煙突からの大気中での拡散を考慮して、地上への影響に着目して排出量を規制するという考え方にに基づく。煙突が低いほど、硫黄酸化物の排出量を少なくしなければならないこととなる。

出典：「大気汚染防止法施行令」（昭和 43 年 11 月 政令第 329 号）

「大気汚染防止法施行規則」（昭和 46 年 6 月 厚生省・通商産業省令第 1 号）

b. ダイオキシン類対策特別措置法による排出基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」では、特定施設の排出ガスに関して、規制基準が定められている。本事業で整備するごみ処理施設は、同法の特定施設（廃棄物焼却炉）に該当し、表 3.2-20 に示す規制基準が適用される。

表 3.2-20 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく規制基準（廃棄物焼却炉）

物質	排出基準 ^{注)}	処理能力
ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/m ³ N	焼却能力が 1 時間当たり 4,000kg 以上
	1ng-TEQ/m ³ N	焼却能力が 1 時間当たり 2,000kg 以上 4,000kg 未満
	5ng-TEQ/m ³ N	焼却能力が 1 時間当たり 2,000kg 未満

注) ng-TEQ/m³：単位の「ng(ナノグラム)」は 10 億分の 1 g を意味し、「TEQ」は毒性の強さを加味したダイオキシン量の単位を示す。「m³N」は排出ガス量などの堆積を表す単位で、温度 0℃、1 気圧に換算した気体の体積である。

出典：「ダイオキシン類対策特別措置法施行令」（平成 11 年 12 月 政令第 433 号）

「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」（平成 11 年 12 月 総理府令第 67 号）

c. 生活環境保全条例による規制対象施設

「生活環境保全条例」では、表 3.2-21 に示すばい煙発生施設、表 3.2-22 に示す粉じん発生施設を規制対象としている。

表 3.2-21 生活環境保全条例に基づくばい煙発生施設

番号	施設名	規模
1	廃棄物焼却炉	火格子面積が1.5平方メートル以上2平方メートル未満であるか、又は焼却能力が1時間当たり150キログラム以上(廃油焼却炉にあっては1時間当たり50キログラム以上)200キログラム未満であること。
2	オガライトの製造の用に供する乾燥炉	火格子面積が0.5平方メートル以上1平方メートル未満であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20リットル以上50リットル未満であること。

出典：「県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則」（平成 13 年 12 月 岩手県規則第 140 号）

表 3.2-22 生活環境保全条例に基づく粉じん発生施設

番号	施設名	規模
1	鉱物（コークスを含む。以下同じ。）、土石、チップ又は木くずの堆積場	面積が鉱物又は土石にあっては500平方メートル以上1,000平方メートル未満、チップ又は木くずにあっては500平方メートル以上であること。
2	破碎機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のものと及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が37.5キロワット以上75キロワット未満であること。
3	ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のものと及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が7.5キロワット以上15キロワット未満であること。
4	動力打綿機及び動力混打綿機	すべてのもの
5	木材、木製品の製造の用に供する切断施設、研削施設、研摩施設及び粉碎施設（家具製造の用に供するものを除く。）	原動機の定格出力が切断施設、研削施設又は研摩施設にあっては2.25キロワット以上、粉碎施設にあっては7.5キロワット以上であること。

出典：「県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則」（平成 13 年 12 月 岩手県規則第 140 号）

(2) 騒音

① 環境基準

騒音に係る環境基準は、地域の類型区分及び時間の区分ごとに定められている。

「環境基本法」に基づく地域の類型区分ごとの環境基準は、表 3.2-23 に示すとおりである。

ただし、道路に面する地域については、表 3.2-23 によらず、表 3.2-24 に示す基準が適用され、道路に面する地域のうち、幹線交通を担う道路に近接する空間は、表 3.2-25 に示す特例基準値が適用される。また、新幹線鉄道の沿線区域は表 3.2-26 に示す基準が適用される。対象事業実施区域は市街化調整区域となっており、基準は適用されない。

表 3.2-23 騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値		該当地域
	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)	
AA	50デシベル以下	40デシベル以下	特に静穏を要する地域
A	55デシベル以下	45デシベル以下	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域、田園住居地域
B			第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
C	60デシベル以下	50デシベル以下	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 環境庁告示第 64 号）

「騒音に係る環境基準の地域類型を当てはめる地域の指定」（平成 24 年 3 月 岩手県告示第 246 号）

表 3.2-24 道路に面する地域の騒音に係る環境基準

地域の区分	基準値	
	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

注）車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 環境庁告示第 64 号）

「騒音に係る環境基準の地域類型を当てはめる地域の指定」（平成 24 年 3 月 岩手県告示第 246 号）

表 3.2-25 幹線交通を担う道路に近接する空間における特例基準値

基準値	
昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
70デシベル以下	65デシベル以下

注 1）個別の住居等において騒音の影響の受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては、40 デシベル以下）によることができる。

注 2）「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、都市高速道路、一般国道、都道府県道、4 車線以上の市町村道をいう。

注 3）「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定することとする。

(1) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル

(2) 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20 メートル

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 環境庁告示第 64 号）

表 3. 2-26 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	該当地域（沿線区域 ^{注1)} に限る）
I	70 デシベル以下	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域
II	75 デシベル以下	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域 用途地域の定めない地域であって住居等 ^{注2)} が存在する地域

注1)「沿線区域」とは、別に定められた東北新幹線に係る工事実施計画による東京起点から軌道中心線に沿って八戸側に500メートルごとに軌道中心線から300メートルの線に囲まれた区域で岩手県内にあるものをいう。

注2)「住居等」とは、人が居住して日常生活に用いる家屋等の場所をいう。

出典：「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」（昭和50年7月 環境庁告示第46号）

「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型を当てはめる地域の指定」（昭和52年9月 岩手県告示第1221号）

② 規制基準

「騒音規制法」(昭和 43 年 6 月 法律第 98 号)では、住民の生活環境を保全する地域を市長が指定し、指定地域内の工場・事業場と建設工事に伴って発生する騒音を規制するとともに、自動車から発生する騒音についての許容限度を定めている。

また、「生活環境保全条例」では、「騒音規制法」の規制対象外の 7 種 10 施設に対して必要な規制を行っている。

a. 騒音規制法による規制基準等

ア. 特定工場の規制基準

「騒音規制法」に規定される特定施設は表 3.2-27 に、特定施設を設置する特定工場等における規制基準は表 3.2-28 に示すとおりである。

対象事業実施区域は市街化調整区域となっており、基準は適用されない。

表 3.2-27 騒音規制法に基づく特定施設の種類の種類

番号	特定施設の種類の種類
1	金属加工機械 イ. 圧延機械 (原動機の定格出力の合計が22.5kw以上のものに限る。) ロ. 製管機械 ハ. ベンディングマシン (ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kw以上のものに限る。) ニ. 液圧プレス (矯正プレスを除く。) ホ. 機械プレス (呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。) ヘ. セン断機 (原動機の定格出力が3.75kw以上のものに限る。) ト. 鍛造機 チ. ワイヤフォーミングマシン リ. プラスト (タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。) ヌ. タンブラー ル. 切断機 (といしを用いるものに限る。)
2	空気圧縮機及び送風機 (原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。)
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機 (原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。)
4	織機 (原動機を用いるものに限る。)
5	建設用資材製造機械 イ. コンクリートプラント (気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m以上のものに限る。) ロ. アスファルトプラント (混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。)
6	穀物用製粉機 (ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。)
7	木材加工機械 イ. ドラムバーカー ロ. チッパー (原動機の定格出力が2.25kw以上のものに限る。) ハ. 碎木機 ニ. 帯のご盤 (製材用のものにあっては原動機の定格出力が15kw以上のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が2.25kw以上のものに限る。) ホ. 丸のご盤 (帯のご盤と同様。) ヘ. かなな盤 (原動機の定格出力が2.25kw以上のものに限る。)
8	抄紙機
9	印刷機 (原動機を用いるものに限る。)
10	合成樹脂射出成型機
11	鋳造型機 (ジョルト式のものに限る。)

出典:「騒音規制法施行令」(昭和 43 年 11 月 政令第 324 号)

表 3. 2-28 特定工場等の騒音に係る規制基準

区域の区分	指定地域	基準値			
		朝 (6:00～8:00)	昼間 (8:00～18:00)	夕 (18:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
第 1 種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	45デシベル	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第 2 種区域	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	50デシベル	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第 3 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	60デシベル	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第 4 種区域	工業地域	65デシベル	70デシベル	65デシベル	55デシベル

注) 下記施設敷地の周囲 50m 区域内は同表の各欄 (第 1 種区域は除く。) の値から 5 デシベルを減じた値とする。

(1) 学校教育法第 1 条に規定する学校

(2) 児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所

(3) 医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの。

(4) 図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館

(5) 老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム

(6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園

出典：「騒音規制法第 3 条第 1 項の規定による規制する地域及び同法第 4 条第 1 項の規定による規制基準」

(平成 17 年 12 月 盛岡市告示第 448 号)

イ. 特定建設作業の規制基準

「騒音規制法」に規定される特定建設作業の種類は表 3. 2-29 に、特定建設作業に係る規制基準は表 3. 2-30 に示すとおりである。

対象事業実施区域は市街化調整区域となっており、基準は適用されない。

表 3. 2-29 騒音規制法に基づく特定建設作業の種類

番号	作業の種類
1	くい打機 (もんけんを除く。)、くい抜き機又はくい打くい抜き機 (圧入式くい打ちくい抜き機を除く。) を使用する作業 (くい打ち機をアースオーガーと併用する作業を除く。)
2	びよう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業 (作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。)
4	空気圧縮機 (電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。) を使用する作業 (さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
5	コンクリートプラント (混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上のものに限る。) 又はアスファルトプラント (混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。) を設けて行う作業 (モルタルを製造するためコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
6	バックホウ (一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして、環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80 キロワット以上のものに限る。) を使用する作業
7	トラクターショベル (一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして、環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70 キロワット以上のものに限る。) を使用する作業
8	ブルドーザー (一定の限度を超える大きさの騒音の発生しないものとして、環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40 キロワット以上のものに限る。) を使用する作業

注) 当該作業は、その作業を開始した日に終わるものを除く。

出典：「騒音規制法施行令」(昭和 43 年 11 月 政令第 324 号)

表 3.2-30 特定建設作業に係る騒音の規制基準

区域の区分	指定地域	基準値	夜間作業 禁止時間	1日の作業 限度時間	連続作業 限度期間	作業 禁止日
第1号区域	第1種区域 第2種区域 第3種区域 第4種区域の一部	85デシベル	19時～翌日7時	10時間	6日	日曜日その他の 休日
第2号区域	指定区域のうち、上に 掲げる区域以外の区域		22時～翌日6時	14時間		

注1) 上表における第1種区域～第4種区域の区分は、表 3.2-28 における指定地域と同様である。

注2) 第4種区域の一部とは、工業地域に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80m 区域内

注3) 基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。

注4) 基準値を超えている場合、騒音の防止の方法のみならず、1日の作業時間を上記限度時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告又は命令できる。

注5) 作業禁止時間、1日の作業限度時間、連続作業限度時間、作業禁止日については、災害等非常事態発生の場合、人命身体の危険防止の場合はこの限りではないこと。

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年11月 厚生省・建設省告示1号）

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第1号に該当する区域の指定」

（平成17年12月 盛岡市告示第449号）

ウ．自動車騒音の限度（要請限度）

「騒音規制法」に規定される自動車騒音における要請限度は、表 3.2-31 に示すとおりである。

表 3.2-31 自動車騒音の要請限度

区域の区分	指定地域	車線数	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
a 区域	第一種低層住居専用地域	1 車線	65デシベル以下	55デシベル以下
	第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	2 車線以上	70デシベル以下	65デシベル以下
b 区域	第一種住居地域	1 車線	65デシベル以下	55デシベル以下
	第二種住居地域 準住居地域	2 車線以上	75デシベル以下	70デシベル以下
c 区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	車線を有する道路	75デシベル以下	70デシベル以下
特例	高速自動車国道 一般道路県道 4 車線以上の市町村道 自動車専用道路	2 車線以下の道路 の端から15m 2 車線を越える道 路の端から20m	75デシベル以下	70デシベル以下

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」

（平成12年3月 総理府令第15号）

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令別表備考の区域」

（平成17年3月 盛岡市告示第214号）

「騒音規制法第3条第1項の規定による特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに第4条第1項の規定による特定工場等において発生する騒音の規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第1号に該当する区域及び騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令別表の備考の区域を定めることについて」（平成26年1月 滝沢市告示第1号）

b. 生活環境保全条例による規制基準等

「生活環境保全条例」に規定される騒音発生施設は、表 3.2-32 に示すとおりである。

また、規制基準は表 3.2-28 に示した値と同様となる。

表 3.2-32 生活環境保全条例に基づく騒音発生施設

番号	施設名	規模
1	金属加工用の旋盤 (ベルト駆動式のものであること。)	すべてのもの
2	空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が3.75キロワット以上7.5キロワット未満であること。
3	コンクリート製品製造用のコンクリートプラント	気泡コンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル未満であること。
4	木材加工機械 (1) チッパー	原動機の定格出力が2.25キロワット未満であること。
	(2) 製材用帯のこ盤及び丸のこ盤	原動機の定格出力が7.5キロワット以上15キロワット未満であること。
	(3) 木工用の帯のこ盤及び丸のこ盤	原動機の定格出力が1.5キロワット以上2.25キロワット未満であること。
	(4) かんな盤	原動機の定格出力が1.5キロワット以上2.25キロワット未満であること。
5	冷凍機	原動機の定格出力が3.75キロワット以上であること。
6	冷却塔	原動機の定格出力が0.75キロワット以上であること。
7	バーナー	燃料の消費能力が1時間当たり50リットル以上であること。

出典：「県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則」（平成13年12月 岩手県規則第140号）

(3) 振動

① 規制基準

「振動規制法」(昭和 51 年 6 月 法律第 64 号)では、住民の生活環境を保全する地域を市長が指定し、指定地域内の工場・事業場と建設工事に伴って発生する振動を規制するとともに、自動車から発生する振動についての許容限度を定めている。

a. 特定工場等の規制基準等

「振動規制法」に規定されている特定施設の種類の種類は表 3.2-33 に、特定施設を設置する特定工場等の規制基準は表 3.2-34 に示すとおりである。

対象事業実施区域は市街化調整区域となっており、基準は適用されない。

表 3.2-33 振動規制法に規定する特定施設の種類の種類

番号	特定施設の種類の種類
1	金属加工機械 イ. 液圧プレス (矯正プレスを除く。) ロ. 機械プレス ハ. せん断機 (原動機の定格出力が1kW以上のものに限る。) ニ. 鍛造機 ホ. ワイヤフォーミングマシン (原動機の定格出力が37.5kW以上のものに限る。)
2	圧縮機 (原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機 (原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)
4	織機 (原動機を用いるものに限る。)
5	コンクリートブロックマシン (原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のものに限る。)並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械 (原動機の定格出力の合計が10kW以上のものに限る。)
6	木材加工機械 イ. ドラムバーカー ロ. チッパー (原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。)
7	印刷機械 (原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。)
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機 (カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kW以上のものに限る。)
9	合成樹脂用射出成形機
10	鋳造型機 (ジョルト式のものに限る。)

出典:「振動規制法施行令」(昭和 51 年 10 月 政令第 280 号)

表 3.2-34 特定工場等の振動に係る規制基準

区域の区分	指定地域	基準値	
		昼間 (7:00～20:00)	夜間 (20:00～7:00)
第 1 種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	60デシベル	55デシベル
第 2 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	65デシベル	60デシベル

注) 下記施設敷地の周囲 50m 区域内は同表の各欄の値から 5 デシベルを減じた値とする。

(1) 学校教育法第 1 条に規定する学校

(2) 児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所

(3) 医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの。

(4) 図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館

(5) 老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム

(6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園

出典：「振動規制法第 3 条第 1 項の規定による地域及び同法第 4 条第 1 項の規定による規制基準」

(平成 17 年 12 月 盛岡市告示第 451 号)

b. 特定建設作業の規制基準等

「振動規制法」に規定される特定建設作業の種類は表 3.2-35 に、特定建設作業における規制基準は表 3.2-36 に示すとおりである。

対象事業実施区域は市街化調整区域となっており、基準は適用されない。

表 3.2-35 振動規制法に基づく特定建設作業の種類

番号	作業の種類
1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい打機（油圧式くい打機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打機を除く。）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）
4	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）

出典：「振動規制法施行令」（昭和 51 年 10 月 政令第 280 号）

表 3.2-36 特定建設作業に係る振動の規制基準

区域の区分	指定地域	基準値	夜間作業 禁止時間	1日の作業 限度時間	連続作業 限度期間	作業 禁止日
第1号区域	第1種区域 第2種区域の一部	75デシベル	19時～翌日7時	10時間	6日	日曜日その他の 休日
第2号区域	指定区域のうち、上に 掲げる区域以外の区域		22時～翌日6時	14時間		

注1) 上表における第1種区域、第2種区域の区分は、表 3.2-34 における指定地域と同様である。

注2) 第2種区域の一部とは、工業地域に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80m 区域内

注3) 基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。

注4) 基準値を超えている場合、振動の防止の方法のみならず、1日の作業時間を上記限度時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告又は命令できる。

注5) 作業禁止時間、1日の作業限度時間、連続作業限度時間、作業禁止日については、災害等非常事態発生の場合、人命身体の危険防止の場合はこの限りではないこと。

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年11月 総理府令第58号）

「振動規制法施行規則別表第1付表第1号に該当する区域並びに同規則別表第2備考1の区域及び同表備考2の時間」（平成17年12月 盛岡市告示第452号）

c. 道路交通振動の限度

「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度は、表 3.2-37 に示すとおりである。

表 3.2-37 道路交通振動の要請限度

区域の区分	指定地域	昼間 (7:00～20:00)	夜間 (20:00～7:00)
第1種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 田園住居地域 ^{注)}	65デシベル	60デシベル
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	70デシベル	65デシベル

注) 田園住居地域は、滝沢市のみ指定されている。

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年11月 総理府令第58号）

「振動規制法施行規則別表第1付表第1号に該当する区域並びに同規則別表第2備考1の区域及び同表備考2の時間」（平成17年12月 盛岡市告示第452号）

「振動規制法第3条第1項の規定による地域の指定及び第4条第1項の規定による規制基準の設定並びに振動規制法施行規則別表第1の付表の第1号に該当する区域、別第2の備考1の区域及び備考2の時間を定めることについて」

（平成26年1月 滝沢市告示第2号）

(4) 悪臭

① 規制基準

「悪臭防止法」(昭和46年6月 法律第91号)に基づく悪臭の規制は、規制地域内における工場・事業場に対して設定され、規制基準は敷地境界上における濃度、排出口における排出量、排出水中における濃度について定められている。

令和8年1月現在、岩手県では9市町について規制地域が指定されており、対象事業実施区域が位置する盛岡市は特定悪臭物質による規制地域に指定されている。

なお、対象事業実施区域は市街化調整区域となっており、基準は適用されない。

a. 敷地境界線上における規制基準

敷地境界線上における基準は、表 3.2-38 に示すとおりである。

表 3.2-38 敷地境界線上における悪臭物質の規制基準

悪臭物質名		規制基準	
		規制地域のうち工場地域	規制地域のうち工場地域以外の地域
1	アンモニア	2ppm	1ppm
2	メチルメルカプタン	0.004ppm	0.002ppm
3	硫化水素	0.06ppm	0.02ppm
4	硫化メチル	0.05ppm	0.01ppm
5	二硫化メチル	0.03ppm	0.009ppm
6	トリメチルアミン	0.02ppm	0.005ppm
7	アセトアルデヒド	0.1ppm	0.05ppm
8	プロピオンアルデヒド	0.1ppm	0.05ppm
9	ノルマルブチルアルデヒド	0.03ppm	0.009ppm
10	イソブチルアルデヒド	0.07ppm	0.02ppm
11	ノルマルバレールアルデヒド	0.02ppm	0.009ppm
12	イソバレールアルデヒド	0.006ppm	0.003ppm
13	イソブタノール	4ppm	0.9ppm
14	酢酸エチル	7ppm	3ppm
15	メチルイソブチルケトン	3ppm	1ppm
16	トルエン	30ppm	10ppm
17	スチレン	0.8ppm	0.4ppm
18	キシレン	2ppm	1ppm
19	プロピオン酸	0.07ppm	0.03ppm
20	ノルマル酪酸	0.002ppm	0.001ppm
21	ノルマル吉草酸	0.002ppm	0.0009ppm
22	イソ吉草酸	0.004ppm	0.001ppm

出典：「悪臭防止法第3条の規定による規制する地域及び同法第4条第1項の規定による規制基準」
(平成17年12月 盛岡市告示第453号)

b. 排出口における規制基準

「悪臭防止法」に基づく事業場の煙突その他の気体排出施設から排出する悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸は除く。）の規制基準は、次式により算出した悪臭物質の種類ごとの流量となる。

$$q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

ここにおいて、 q ：流量（Nm³/h）

He ：補正された排出口の高さ（m）

Cm ：当該事業場の敷地境界線上における規制基準値（ppm）

ただし、 He が 5 m 未満となる場合については、この式は適用されない。

c. 排出水中における規制基準

「悪臭防止法」に基づく事業場から排出される排出水中に含まれる悪臭物質（ただし、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル及び二硫化メチルに限る。）の排出基準は、次式により算出した排出水中の濃度が適用される。

$$CLm = k \times Cm$$

ここにおいて、 CLm ：排出水中の濃度（mg/L）

k ：表 3.2-39 に示す値

Cm ：敷地境界線上における規制基準値（ppm）

表 3.2-39 排出水中の悪臭物質に係る k の値

悪臭物質名	流量 Q （m ³ /s）		
	$Q \leq 0.001$	$0.001 < Q \leq 0.1$	$0.1 < Q$
メチルメルカプタン	16	3.4	0.71
硫化水素	5.6	1.2	0.26
硫化メチル	32	6.9	1.4
二硫化メチル	63	14	2.9

注）流量（ Q ）は当該事業場から敷地外に排出される排出水の量（m³/s）を表す。

出典：「悪臭防止法施行規則」（昭和 47 年 5 月 総理府令第 39 号）

「悪臭防止法第 3 条の規定による規制する地域及び同法第 4 条第 1 項の規定による規制基準」
（平成 17 年 12 月 盛岡市告示第 453 号）

(5) 水質汚濁

① 環境基準

公共用水域の水質に係る環境基準は、「環境基本法」に基づき、人の健康の保護に関する環境基準、生活環境の保全に関する環境基準、ダイオキシン類については、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく環境基準が設定されている。

また、地下水の水質汚濁に係る環境基準についても、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準が定められている。

人の健康の保護に関する公共用水域の環境基準は表 3.2-40 に、地下水の環境基準は表 3.2-41 に示すとおりである。

生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼及び海域ごとに利用目的に応じて指定された水域類型別に定められている。河川の環境基準は表 3.2-42 に示すとおりである。

ダイオキシン類に関する環境基準は表 3.2-43 に示すとおりであり、公共用水域について一律に定められている。

対象事業実施区域の周囲を流れる河川には、図 3.2-11 に示すとおり、北上川、雫石川及び諸葛川に河川A類型及び生物A類型があてはめられている。

表 3.2-40 人の健康の保護に関する環境基準（公共用水域）

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注2) 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月 環境庁告示第59号）

表 3.2-41 地下水の水質汚濁に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注2) 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年3月 環境庁告示第10号）

表 3.2-42(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/ 100mL以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/ 100mL以下
B	水道 3 級 水産 2 級及び C 以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L以下	25mg/L以下	5 mg/L以上	1,000CFU/ 100mL以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L以下	50mg/L以下	5 mg/L以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄に掲 げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L以下	100mg/L以下	2 mg/L以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2 mg/L以上	—
備考						
1 基準値は、日間平均値とする。						
2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量 5 mg/L以上とする。						
3 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）について は、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。						
4 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。						
5 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mlとし、大腸菌を 培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。						

- 注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 環境庁告示第 59 号）

表 3.2-42(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生育する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

注）基準値は、年間平均値とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 環境庁告示第 59 号）

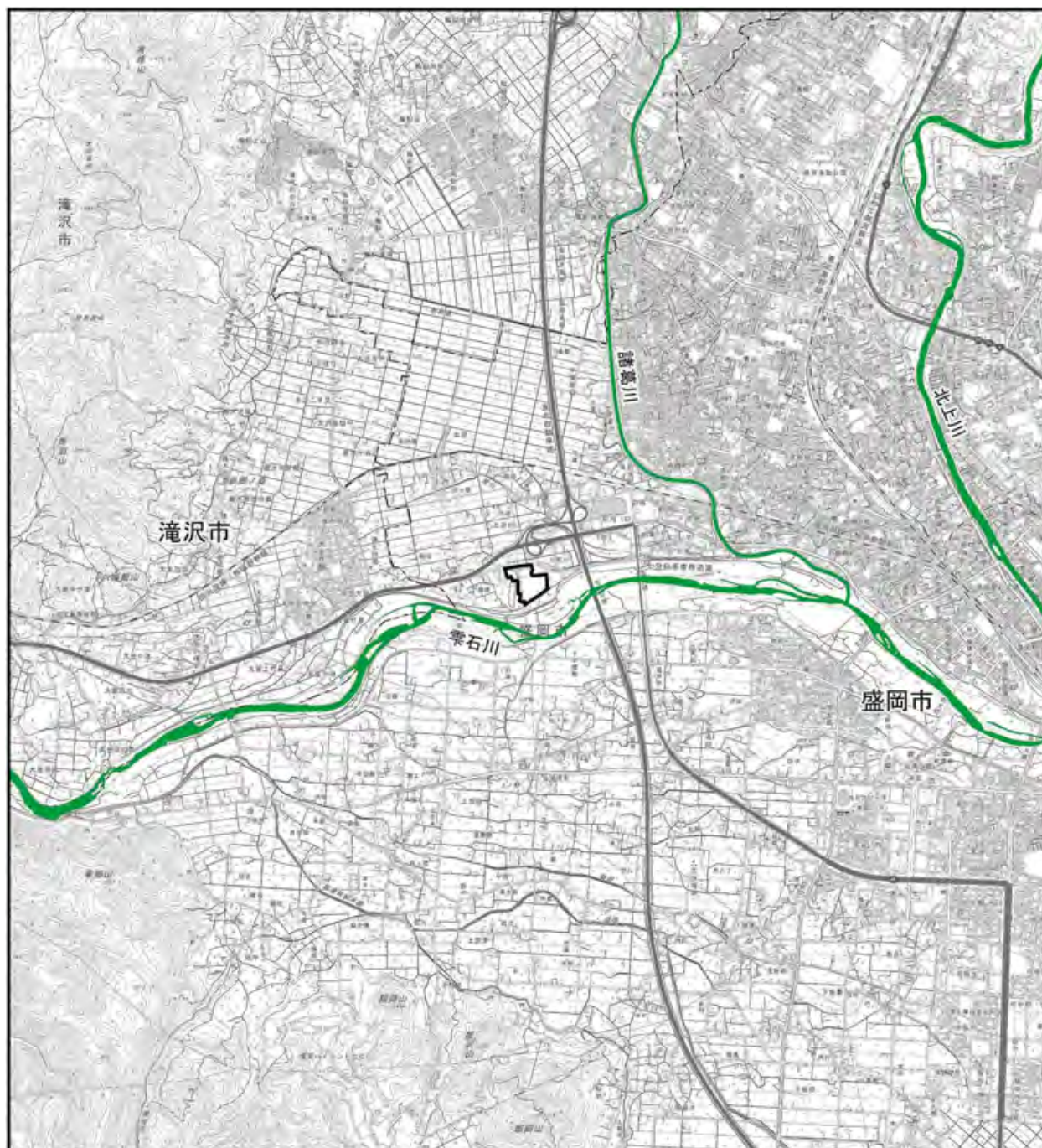
表 3.2-43 水質のダイオキシン類に係る環境基準

物質	環境上の条件
ダイオキシン類	1 pg-TEQ/L以下

注 1）基準値は、2,3,7,8 四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

注 2）水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準」（平成 11 年 12 月 環境庁告示第 68 号）

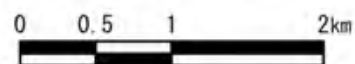


凡 例

- 対象事業実施区域
- 行政界
- A類型・生物A類型



1:50,000



出典：「令和5年度公共用水域水質測定計画」（岩手県 HP、閲覧：令和8年1月）
「国土数値情報（河川データ）」（国土地理院 HP、閲覧：令和8年1月）

この地図は、国土地理院発行の1:25,000地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。

図 3.2-11 水域に係る環境基準の類型区分

② 規制基準

工場や事業所からの排出水については、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年 12 月 法律第 138 号）、「生活環境保全条例」、「水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」（昭和 48 年 3 月 岩手県条例第 31 号）により規制されている。

なお、湖沼を含む公共用水域の水質汚濁防止のため「湖沼水質保全特別措置法」（昭和 59 年 7 月 法律第 61 号）に基づき指定湖沼が指定されているが、対象事業実施区域及びその周囲には、同法に基づく湖沼の指定はない。

a. 水質汚濁防止法による規制基準

「水質汚濁防止法」では、全ての工場・事業場に適用される有害物質に係る排水基準、排水量が 50m³/日以上の特定期間事業場に適用される有害物質以外に係る排水基準が定められている。

有害物質に係る排水基準は表 3.2-44 に、有害物質以外に係る排水基準は表 3.2-45 に示すとおりである。

表 3.2-44 有害物質に係る排水基準

一律排水基準		
種類又は項目		許容限度
カドミウム及びその化合物		0.03mg/L
シアン化合物		1 mg/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）		1 mg/L
鉛及びその化合物		0.1mg/L
六価クロム化合物		0.2mg/L
砒素及びその化合物		0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005mg/L
アルキル水銀化合物		検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル		0.003mg/L
トリクロロエチレン		0.1mg/L
テトラクロロエチレン		0.1mg/L
ジクロロメタン		0.2mg/L
四塩化炭素		0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン		0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン		1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン		3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン		0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン		0.02mg/L
チウラム		0.06mg/L
シマジン		0.03mg/L
チオベンカルブ		0.2mg/L
ベンゼン		0.1mg/L
セレン及びその化合物		0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域	230mg/L
	その他	10mg/L
ふっ素及びその化合物	海域	15mg/L
	その他	8 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量)		100mg/L
1,4-ジオキサン		0.5mg/L

注1)「検出されないこと」とは、府令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

注2) 砒(ひ)素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年6月 総理府令第35号）

表 3.2-45 有害物質以外に係る排水基準

一律排水基準		
種類又は項目		許容限度
水素イオン濃度 (pH)	海域	5.0～9.0
	その他	5.8～8.6
生物化学的酸素要求量 (BOD)		160mg/L (日間平均120mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)		160mg/L (日間平均120mg/L)
浮遊物質 (SS)		200mg/L (日間平均150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (油分)	鉱油類含有量	5mg/L
	動植物油脂類含有量	30mg/L
フェノール類含有量		5mg/L
銅含有量		3mg/L
亜鉛含有量		2mg/L
溶解性鉄含有量		10mg/L
溶解性マンガン含有量		10mg/L
クロム含有量		2mg/L
大腸菌数		日平均800CFU/mL
窒素含有量		120mg/L (日間平均60mg/L)
りん含有量		16mg/L (日間平均8mg/L)

注1) 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

注2) この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。

注3) 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。

注4) 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

注5) 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。

注6) 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

注7) 燐(りん)含有量についての排水基準は、燐(りん)が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

注8) 許容限度の数値は、水素イオン濃度については表に示した数値を含む範囲内、その他の項目については表に示した数値以下を許容限度とする。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年6月 総理府令第35号）

b. 生活環境保全条例による規制基準

「生活環境保全条例」では、「湿式集じん施設」又は「廃ガス洗浄施設」を污水等排出施設として指定し、排水基準が定められている。

排水基準は、表 3.2-44 及び表 3.2-45 に示したとおりである。

c. 水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例による排水基準

「水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」では、「水質汚濁防止法」で定められている排出基準より厳しい基準を設定しているが、対象事業実施区域及びその周囲の水域は対象外である。

(6) 底質

① 環境基準

水底の底質については、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、表 3.2-46 に示すダイオキシン類に係る環境基準が定められている。

表 3.2-46 底質のダイオキシン類に係る環境基準

物質	環境上の条件
ダイオキシン類	150pg-TEQ/L以下

注) 基準値は、2,3,7,8 四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準」

（平成 11 年 12 月 環境庁告示第 68 号）

(7) 土壌汚染

① 環境基準

土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき全国一律に定められている。

「環境基本法」に基づく環境基準は表 3.2-47 に、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく環境基準は表 3.2-48 に示すとおりである。

表 3.2-47 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1 Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機りん	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液 1 Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液 1 Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1 kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液 1 Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1 kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき 1 mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液 1 Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液 1 Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液 1 Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液 1 Lにつき 1 mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1 Lにつき0.05mg以下であること。

注1) 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

注2) カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 Lにつき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 Lにつき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3 mg とする。

注3) 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注4) 有機磷(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

注5) 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「土壌環境基準」(平成3年8月 環境庁告示第46号)

表 3.2-48 土壌のダイオキシン類に係る環境基準

物質	環境上の条件
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/L以下

注1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

注2) 土壌に含まれるダイオキシン類をソックレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム質量分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。

注3) 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合(簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準」
(平成11年12月 環境庁告示第68号)

② 規制基準

土壌汚染対策に関する規制は、「土壌汚染対策法」（平成14年5月 法律第53号）及び「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和45年12月 法律第139号）により、地域指定等の措置が取られている。

a. 土壌汚染対策法による規制

「土壌汚染対策法」では、土壌が汚染されている地域について都道府県知事が要措置区域及び形質変更時要届出区域として指定し、その情報を公開することが定められている。指定区域の要件は表3.2-49に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲には、「土壌汚染対策法」に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域に指定された地域はない（令和7年9月現在）。

b. 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律による規制

対象事業実施区域及びその周囲には、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」に基づく対象地域の指定はない。

表 3.2-49 土壌汚染対策法に基づく指定区域の要件

特定有害物質	地下水の摂取等によるリスク	直接摂取によるリスク
	土壌溶出量基準 (mg/L以下)	土壌含有量基準 (mg/kg以下)
カドミウム及びその化合物	0.003	45
六価クロム化合物	0.05	250
クロロエチレン	0.002	－
シマジン	0.003	－
シアン化合物	検出されないこと	50（遊離シアンとして）
チオベンカルブ	0.02	－
四塩化炭素	0.002	－
1,2-ジクロロエタン	0.004	－
1,1-ジクロロエチレン	0.1	－
1,2-ジクロロエチレン	0.04	－
1,3-ジクロロプロペン	0.002	－
ジクロロメタン	0.02	－
水銀及びその化合物	水銀/0.0005	水銀/15
	アルキル水銀/検出されないこと	
セレン及びその化合物	0.01	150
テトラクロロエチレン	0.01	－
チウラム	0.006	－
1,1,1-トリクロロエタン	1	－
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	－
トリクロロエチレン	0.01	－
鉛及びその化合物	0.01	150
砒素及びその化合物	0.01	150
ふっ素及びその化合物	0.8	4,000
ベンゼン	0.01	－
ほう素及びその化合物	1	4,000
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	－
有機りん化合物	検出されないこと	－

出典：「土壌汚染対策法施行規則」（平成14年12月 環境省令第29号）

(8) 日照障害

「建築基準法」（昭和25年5月 法律第201号）及び「岩手県建築基準法施行条例」（平成12年3月 岩手県条例第37号）に基づく日影規制は、表 3.2-50に示すとおりである。

対象事業実施区域は、用途地域指定のない区域の日影規制が適用される。

表 3.2-50 建築基準法及び岩手県建築基準条例に基づく日影規制

地域または区域	制限を受ける建築物	測定面(平均地盤面 からの高さ)	規制日影時間 (敷地境界線からの水平距離)	
			5 m < ℓ ≤ 10 m	10 m < ℓ
第1種・第2種低層 住居専用地域	軒高 > 7 m または 地上階数 ≥ 3	1.5 m	4	2.5
第1種・第2種中高 層住居専用地域	建築物の高さ > 10 m	4 m	4	2.5
第1種・第2種住居 地域、準住居地域	建築物の高さ > 10 m	4 m	5	3
用途地域指定のない 区域	建築物の高さ > 10 m	4 m	5	3

出典：「建築基準法による建築物の高さ制限について」（平成26年5月 盛岡市）

2. 自然環境保全関係法令等

自然環境の保全に関する法令では、「自然公園法」（昭和32年 6 月 法律第161号）に基づく国立・国定公園、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年 7 月 法律第88号）に基づく鳥獣保護区等を指定し、各種行為を規制している。

自然環境保全関係の主な法令等と本事業との関連性の有無は、表 3. 2-51に示すとおりである。

表 3. 2-51 自然環境保全関係の主な法令等

法令名	定められている事項	本事業との関連性
自然公園法	国立公園、国定公園	無
県立自然公園条例	県立自然公園	無
自然環境保全法	自然環境保全地域	無
岩手県自然環境保全条例	自然環境保全地域、環境緑地保全地域	無
	自然環境保全指針（優れた自然、身近な自然）	有
都市緑地法	緑地保全地域、特別緑地保全地区	無
生産緑地法	生産緑地地区	無
鳥獣の保護並びに管理及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区、鳥獣保護特別保護区、休猟区、特定猟具使用禁止区域、猟区、指定猟法禁止区域	有
絶滅のおそれのある野生動植物の保存に関する法律	生息地等保護区	無
岩手県希少野生動植物の保護に関する条例	指定希少野生動植物、特定希少野生動植物	無
景観法	景観計画区域	有
都市計画法	風致地区	無
特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	条約湿地	無

(1) 自然公園の指定状況

岩手県には、「自然公園法」に基づく国立公園 2 か所及び国定公園 2 か所が、「県立自然公園条例」（昭和33年12月 岩手県条例第53号）に基づく県立自然公園が 7 か所指定されている。

対象事業実施区域及びその周囲には、「自然公園法」及び「県立自然公園条例」に基づく自然公園に指定されている地域はない。

(2) 自然環境保全地域等の指定状況

岩手県には、「自然環境保全法」（昭和47年 6 月 法律第85号）に基づく国指定自然環境保全地域が 2 か所指定されている。

また、「岩手県自然環境保全条例」（昭和48年12月 岩手県条例第62号）に基づき、自然環境保全地域が12か所、環境緑地保全地域が 9 か所指定されている。

対象事業実施区域及びその周囲には、「自然環境保全法」及び「岩手県自然環境保全条例」に基づく、自然環境保全地域、環境緑地保全地域に指定されている地域はない。

(3) 緑地地区等の指定状況

岩手県には、「都市緑地法」（昭和48年 9 月 法律第72号）に基づく緑地保全地域及び特別緑地保全地区、「生産緑地法」（昭和49年 6 月 法律第68号）に基づく生産緑地地区に指定されている地域はない。

(4) 鳥獣保護区等の指定状況

岩手県では、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」及び「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則」（平成15年 3 月 岩手県規則第25号）に基づき、鳥獣保護区、鳥獣保護特別保護地区、休猟区、特定猟具使用禁止区域、猟区、指定猟法禁止区域を設定している。

対象事業実施区域及びその周囲における鳥獣保護区等の指定状況は、表 3.2-52及び図 3.2-12に示すとおりである。

表 3.2-52 鳥獣保護区等の指定状況

番号	区分	名称	面積 (ha)	期間
1	鳥獣保護区	雫石川東部	104	令和 9 年10月31日
2		滝沢市滝沢	1,707	令和11年10月31日
3	特定猟具使用禁止区域（銃器）	盛岡市街地	15,255	令和14年10月31日

出典：「岩手県鳥獣保護区等位置図」（岩手県 HP、閲覧：令和 8 年 1 月）

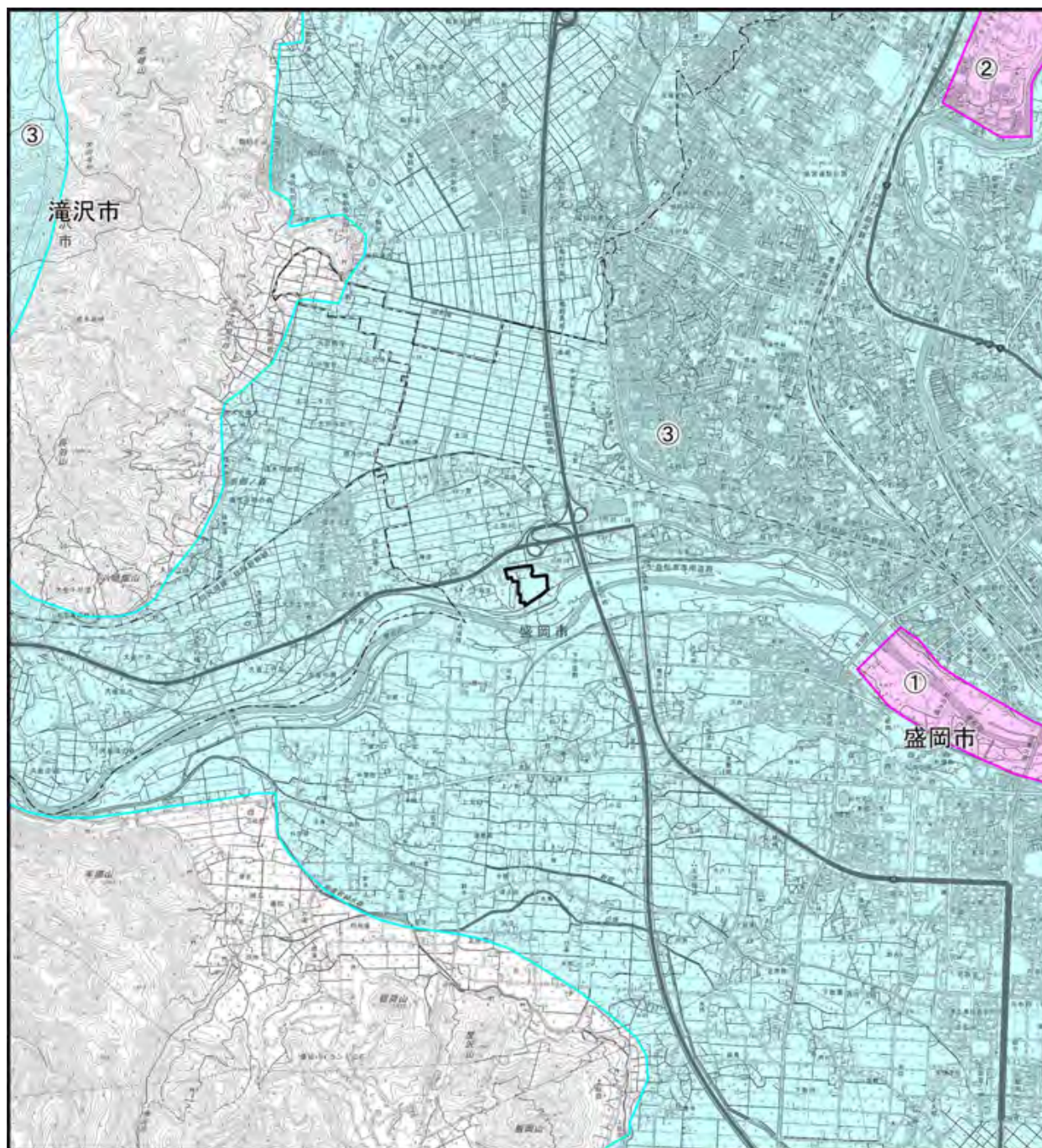
(5) 生息地等保護区の指定状況

岩手県には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年 6 月 法律第75号）に基づく生息地等保護区に指定されている地域はない。

(6) 希少野生動植物保護対策

岩手県では、「岩手県希少野生動植物の保護に関する条例」（平成14年 3 月 岩手県条例第26号）に基づき、指定希少野生動植物（捕獲、採取等を禁止する種）として16種、特定希少野生動植物（流通を監視する種）として10種を指定している。

対象事業実施区域及びその周囲には、指定希少野生動植物及び特定希少野生動植物種の分布は確認されていない。



凡 例

- 対象事業実施区域
- 行政界
- 鳥獣保護区
- 特定猟具使用禁止区域（銃器）

注) 図中の番号は、表 3.2-52 と対応する。
 出典：「岩手県鳥獣保護区等位置図」（岩手県 HP、閲覧：令和 8 年 1 月）

この地図は、国土地理院発行の 1：25,000 地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。



1:50,000

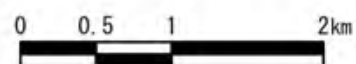


図 3.2-12 鳥獣保護区等の状況

(7) 景観計画区域の指定状況

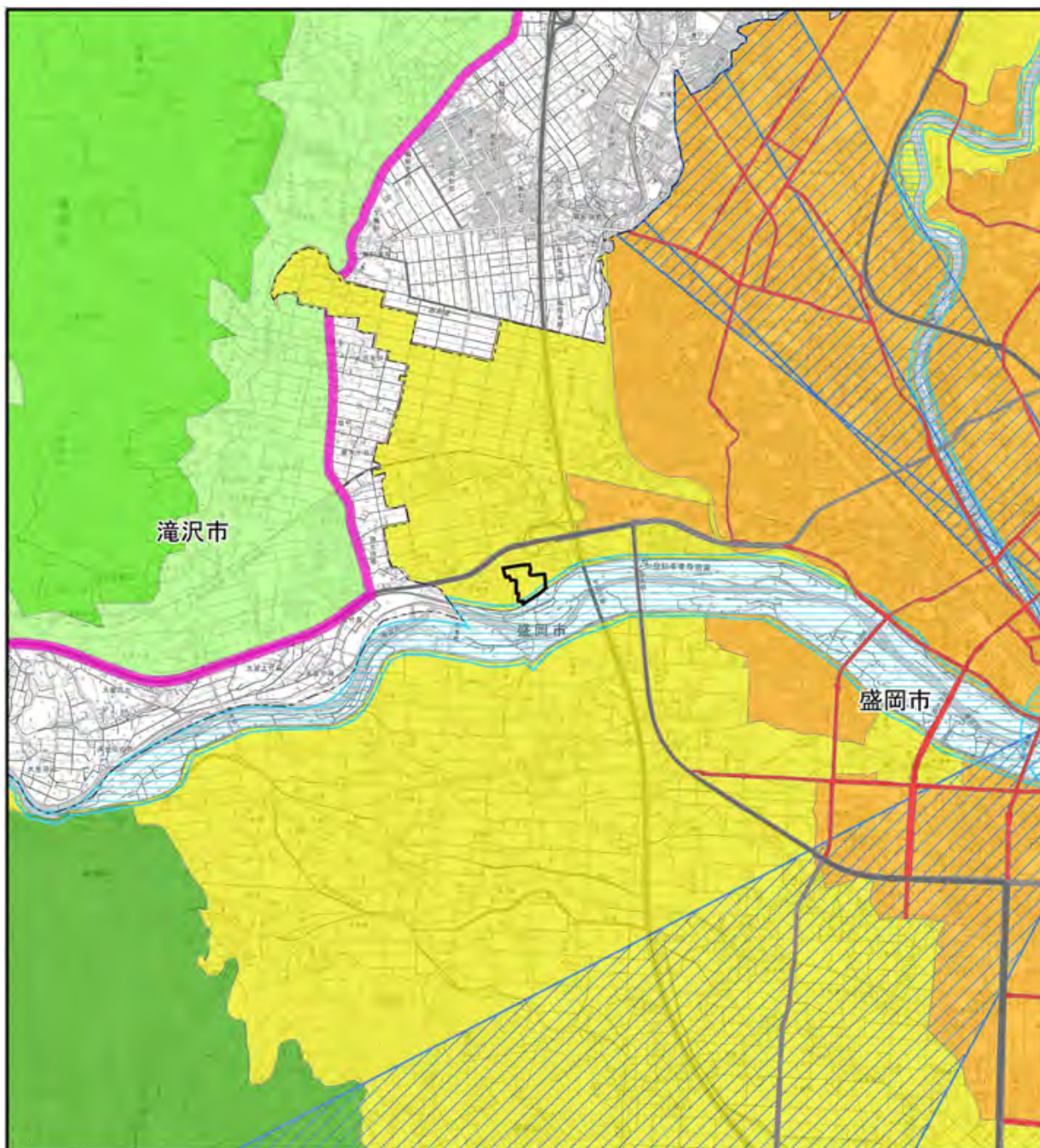
岩手県では、「岩手の景観の保全と創造に関する条例」（平成5年10月 岩手県条例第35号）を公布し、地域の特性を生かした優れた景観の保全と創造を図り、県民が誇りと愛着を持つことができる美しい県土の実現が示されている。

また、平成22年には、「景観法」（平成16年6月 法律第110号）に基づき、「岩手県景観計画」（平成22年10月 岩手県）が策定され、市町村、事業者、県民と連携・協働し、美しく風格ある県土の形成の実現を図ること等が示されている。

盛岡市は、「景観法」に基づく景観行政団体として、市全域を景観計画区域と定めた「盛岡市景観計画」（平成21年3月 盛岡市）を策定し、良好な景観形成の方針や行為の制限等をまとめている。

対象事業実施区域及びその周囲の景観計画区域の位置は、図 3.2-13に示すとおりである。

対象事業実施区域は、田園・丘陵景観地域（景観形成地域）及び河川景観保全地域（景観形成重点地域）に指定されている。



凡 例

対象事業実施区域

行政界

盛岡市景観計画区域

- 市街地景観地域(景観形成地域)
- 田園・丘陵景観地域(景観形成地域)
- 山地景観地域(景観形成地域)
- 眺望景観保全地域(景観形成重点地域)
- 河川景観保全地域(景観形成重点地域)
- 街路景観地域_広域(景観形成重点地域)
- 街路景観地域_市街地(景観形成重点地域)

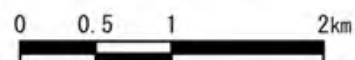
岩手県景観計画区域

- 山麓景観形成地区
- 田園景観形成地区
- 沿道景観形成地区

この地図は、国土地理院発行の1:25,000地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。



1:50,000



出典：「もりおか便利マップ」(盛岡市 HP、閲覧：令和8年1月)
「岩手県景観計画」(岩手県 HP、閲覧：令和8年1月)

図 3.2-13 景観計画区域

(8) 岩手県自然環境保全指針

岩手県では、「岩手県自然環境保全条例」に基づき、岩手県の自然の現状を正確に把握するとともに、それぞれの自然の状況に即して計画的に保全施策を講じていくことを目的として、「岩手県自然環境保全指針」（平成11年3月 岩手県（以下、「環境指針」という。))を策定している。

環境指針は、平成11年の策定後、「いわてレッドデータブック」や環境省の現存植生図が改訂・公表される等、新たな調査資料や情報、知見が蓄積されたことから、令和3年3月に見直されている。

環境指針では、自然環境を学術的な重要性、希少性、貴重性という視点で捉えた「優れた自然」と、親しみやすさ、ふれあいという視点で捉えた「身近な自然」の2つに区分して取りまとめている。

① 優れた自然

優れた自然については、学術的に重要な植物群落、絶滅の危険性が指摘される動植物種の繁殖地や生息・生育地、貴重な地形・地質・自然景観等を対象とし、それぞれ5段階の保全区分にまとめられている。

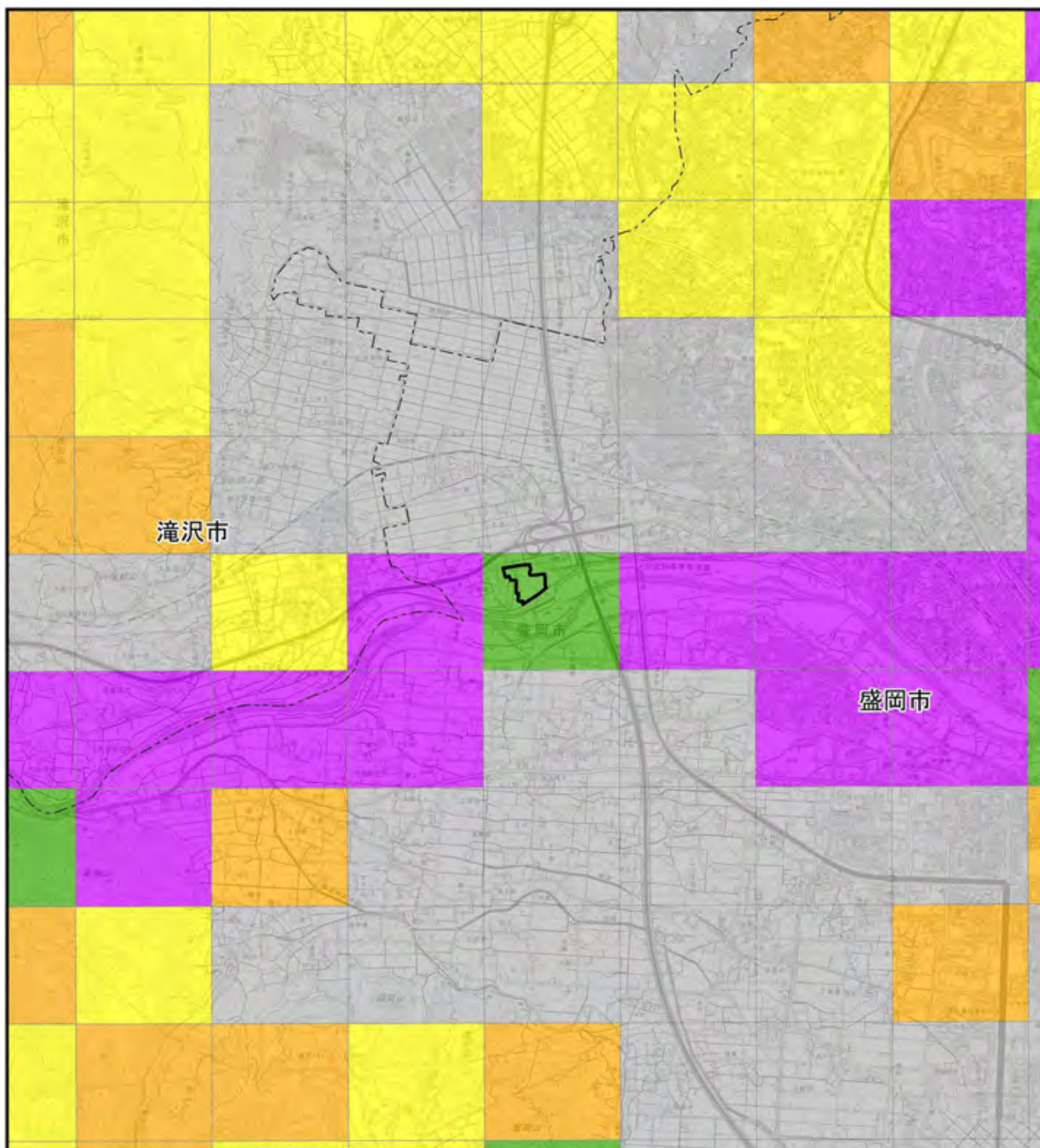
優れた自然の保全区分に応じた内容、保全目標及び保全方向は表 3.2-53 に、対象事業実施区域及びその周囲における優れた自然の保全区分図は図 3.2-14 に示すとおりである。

対象事業実施区域の保全区分は「A」となっており、自然度が高く、かつ偏在する特に重要な植生を含む環境となっている。

表 3.2-53 優れた自然の内容及び保全目標・保全方向

保全区分	内容	保全目標	保全方向
A	・自然度が高く、かつ偏在する特に重要な植生を含む地域 ・特に重要な動植物種が生息・生育する地域	・特に重要な植生について、保護・保全を図る。 ・特に重要な動植物種について、その生息・生育環境も含めて保護・保全を図る。	・植生や動植物の生息・生育環境の改変は、原則として避ける。 ・事業の実施に当たっては、調査等により現況を把握し、保全に万全を期する。
B	・自然度の高い重要な植生を含む地域 ・重要な動植物種が生息・生育する地域 ・特に重要な地形・地質・自然景観が存在する地域 ・二次的自然環境の中でも、特に自然度が高いと判断される重要な植生を含む地域	・重要な植生について、最大限の保全を図る。 ・重要な動植物種について、その生息・生育環境も含めて最大限の保全を図る。 ・特に重要な地形・地質・自然景観について最大限の保全を図る。	事業の実施に当たっては、調査等により現況を把握し、保全に万全を期する。
C	・二次的自然環境の中でも、比較的自然度が高いと判断される重要な植生を含む地域 ・重要な動植物種が生息・生育する地域 ・重要な地形・地質・自然景観が存在する地域	・重要な植生について、適正な保全を図る。 ・重要な動植物種について、その生息・生育環境も含めて適正な保全を図る。 ・重要な地形・地質・自然景観について適正な保全を図る。	事業の実施に当たっては、調査等により現況を把握し、積極的な保全に努める。
D	二次的自然環境の中でも、比較的人為性が強いと判断される環境を含む地域	自然環境と十分に調和した社会活動が営まれるよう配慮しながら、自然環境の保全を図る。	事業の実施に当たっては、自然環境の保全に配慮する。
E	自然環境が強度に改変され、又はほとんど欠くことにより、おおむね人為的環境となっている地域	残された自然の保全を図るとともに、自然環境と調和した生活空間の創出を図る。	自然環境に留意しながら適正な利用に努めるとともに、緑地等の自然環境の修復、育成に努める。

出典：「岩手県自然環境保全指針」（岩手県 HP、閲覧：令和8年1月）



凡 例

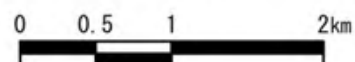
-  対象事業実施区域
 行政界

優れた自然

-  A
 B
 C
 D
 E



1:50,000



出典：「岩手県自然環境保全指針」（岩手県 HP、閲覧：令和 8 年 1 月）

この地図は、国土地理院発行の 1:25,000 地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。

図 3.2-14 優れた自然の保全区分

② 身近な自然

身近な自然については、身近な緑地や水辺、文化や信仰等を育んだ環境、自然の中のレクリエーションの場等を対象とし、それぞれの区分に応じた環境保全上の配慮事項が掲げられている。

身近な自然の内容及び配慮事項は表 3.2-54 に、対象事業実施区域及びその周囲における身近な自然の一覧は表 3.2-55(1)、(2)に、身近な自然の位置図は図 3.2-15 に示すとおりである。

対象事業実施区域には、身近な自然は存在しない。

表 3.2-54 身近な自然の内容及び配慮事項

区分	内容	配慮事項
身近なみどり	街角や建物周りのみどり、公園、田園、山林原野等で、並木や街路樹、社寺林や屋敷林、庭園や生け垣、まちはずれの一本杉、樹林と混在した田畑、丘陵地、野生生物の生息地、海岸林、河畔林等を含む。	街角や建物周りのみどりは、街並みを景観的に和らげ緑陰の形成や緑のネットワーク形成等の機能を有することから、その保全、育成及び整備が望ましい。 社寺林や屋敷林等のまとまりのある緑は線的な緑の多い市街地に景観的な核を形成すること、樹林と混在した田園等は原風景を感じさせる要素であること、丘陵地や自然草地等は豊かな自然との接点ともなることから、その維持が望ましい。 都市公園、緑地、広場等は、緑陰、散策、休憩等憩いの場としての拠点となることから、更なる整備・充実が望ましい。
身近な水辺	池や湖沼、河川、湧水、海岸等で、水鳥の集まる湖沼や干潟、鮭の遡る川、ホテルの飛ぶせせらぎ、湿地、溪谷、滝、浜辺等を含む。	野生生物の生息・生育の場であり、自然とふれあえる場であることから、周辺も含めた環境の保全と再生及び適切な活用が望ましい。 湖沼、溜池、湿原等については、周辺の樹林地の保全による水質の保全及び水量の確保が望ましい。 河川や水路等においては、緑の保全とともに野生生物の生息・生育環境の再生等が望ましい。 海岸部の中でも干潟については、野鳥をはじめ多様な野生生物が生息する場所であることから、積極的な保全が望ましい。
身近な文化	信仰の場や歴史的地区、伝説地、誇れる自然物等で、由緒ある寺社や街並み、遺跡、街角の小さな祠、伝説・伝承・文学作品等の舞台となっている場所、巨木、名木、巨岩、特異な地形等を含む。	日々の信仰、遊び、祭り、行事等を通じ、地域の誇りや一体感の醸成、精神的潤い等に大きな役割を持つことから、周辺環境も含めた保全、存続を図ることが望ましい。
身近な野外レクリエーション空間	散策地、休憩地、景勝地、保養地、自然探勝地、野外活動地等で、花見や紅葉狩りの場、湯治場や森林浴の森、昆虫採集・野鳥観察・野草観察等の場、キャンプ場等を含む。	地域での交流や家族・友人とのふれあい、自然とのふれあい等の場として重要であることから、基盤となる自然環境の維持と修復及び安全快適な諸活動を行うための整備が望ましい。 また、活動の場と自然環境を保全する場の明確な区分が望ましい。

表 3.2-55(1) 身近な自然一覧表

番号	市名	名称	みどり	水辺	文化	レク	法令指定等
1	盛岡市	飯岡山一帯	④⑤		①②③ ④	①②④	景観重要樹木あり（秋葉神社のスギとモミ）
2		柄目のカツラ	⑤		③④	①②④	景観重要樹木
3		太田薬師神社のクロビ	⑤		④		市指定天然記念物
4		志波城跡			②		国指定記念物（史跡）
5		大宮神社とモミ	②		①②④	①	盛岡市環境保護地区 市指定天然記念物
6		幸郷のケヤキ	②		④		市指定天然記念物
7		下太田井上氏のドウダンツツジ生垣	①		④		景観重要樹木
8		稲荷神社地区	②		①②	①	盛岡市環境保護地区
9		大新児童遊園				①	
10		青山町のポプラ	①		④		景観重要樹木
11		上堂一丁目緑地	①				
12		上堂二丁目青山四丁目線ケヤキ並木	①				
13		稲荷町谷地頭線イチョウ・オオヤマザクラ	①				
14		みたけ緑道	①				
15		岩手県営運動公園	①③	①		①⑤	
16		原敬生家			②		景観重要建造物 市指定有形文化財
17		中央公園	③			⑤	
18		開運橋から旭橋に至る緑道・花の回廊	①③	②		①	
19		夕顔瀬堂前のケヤキ	②		①②④		景観重要樹木
20		パレロワイヤル盛岡中庭	②				（平成6年 都市景観賞 緑賞受賞）
21		夕顔瀬橋際のケヤキ群	①		④		景観重要樹木
22		材木町の街並み		②	④	①④	保存建造物 （材木町裏石組）
23		水養山永祥院	②		①②③	①	盛岡市環境保護地区 市指定有形文化財あり
24		巖鷲山天昌寺	②		①③		景観重要樹木 市指定有形文化財あり
25		前九年公園	③			①	
26		敵見ヶ森稲荷のケヤキ	②		①②③ ④	①	景観重要樹木
27		下田邸・宿田の夫婦ケヤキ	②⑤				保護庭園・景観重要樹木
28		安倍館遺跡（厨川城跡）	③	②	②③	②	盛岡市環境保護地区 埋蔵文化財包蔵地
29		岩手大学農学部（旧盛岡高等農林学校）	②		②③		国指定重要文化財
30		一ノ倉邸庭園	②		②	①	保護庭園
31		高松神社地区	②		①	①	盛岡市環境保護地区
32		三馬橋地区	④⑤	②			盛岡市環境保護地区
33		雫石川（船場橋から盛南大橋間の河川敷）	⑤	②	③④	①②	
34		近郊自然歩道「太田薬師コース」	⑤	②	①④	①②④	
35	滝沢市	田村神社のスギ・カツラ	②		④		市指定天然記念物
36		滝沢総合公園	③	①		①	滝沢市都市公園条例
37		大釜八幡神社のスギ			④		
38		大沢熊野神社の樹林	②		④		

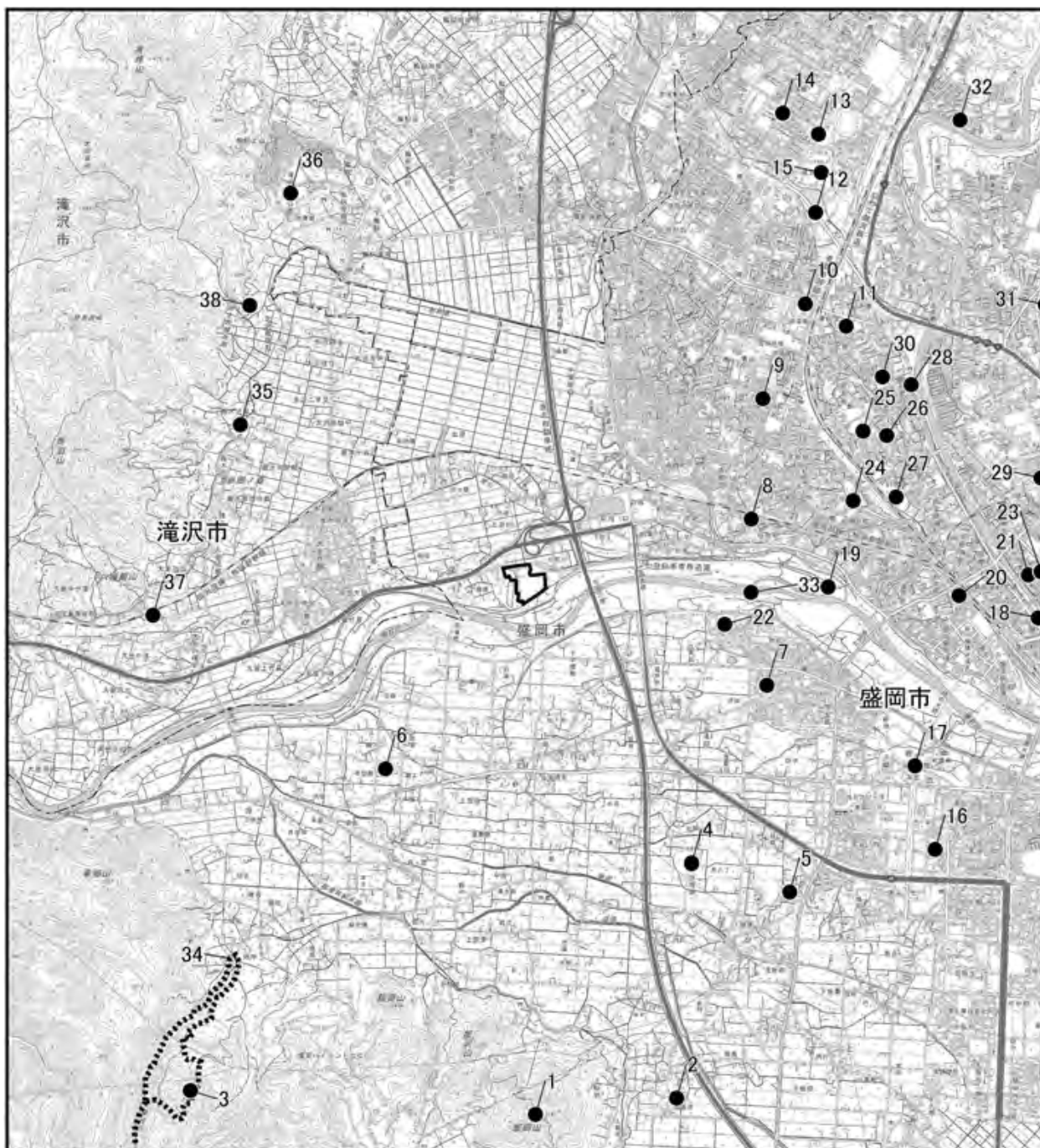
注）表中の①～⑤は、表 3.2-55(2)に示すとおりである。

出典：「岩手県自然環境保全指針」（岩手県 HP、閲覧：令和8年1月）

表 3.2-55(2) 身近な自然一覧表（凡例）

区分	項目	主な内容
みどり (身近なみどり)	①：街角のみどり	並木、街路樹、街角の小公園や広場、沿道の大きな樹木など
	②：建物周りのみどり	身近な社寺林、屋敷林、庭園、生け垣、建物周りの大きな樹木など
	③：緑豊かな公園等	都市公園・緑地、自然公園、緑豊かな遊園地、緑に囲まれた広場など
	④：緑豊かな田園	樹林と混在した田畑、耕地防風林、樹林の中の人工草地など
	⑤：緑豊かな山林・原野等	身近な丘陵地、野生生物の生息地、自然草地、特徴のある人工植生、特徴ある景観を形成する樹林、身近な湿原、身近な海岸林・河畔林など
水辺 (身近な水辺)	①：池、湖沼、湧水地などの水辺	身近な天然湖沼、身近な人工湖・溜池、水鳥の集まる湖沼、野生生物の生息する湖沼、身近な湧水地、身近な湿原・湿地、その他の身近な湖沼景観地など
	②：河川、水路などの水辺	身近な河川、生物豊かな流れ、身近な疎水・水路、ホタル等の棲む水辺、身近な滝、身近な溪谷、その他の身近な河川景観地など
	③：海辺	身近な浜辺・干潟、身近な岩礁、水鳥の集まる浜辺、身近な岬や島、その他の身近な海岸景観地など
文化 (身近な文化)	①：身近な信仰地	身近な境内地、街角の小さな祠、信仰対象となっている樹木・樹林、その他の身近な信仰地など
	②：身近な歴史地区	由緒・由来のある神社・仏閣、身近な遺跡、古い街並、歴史的建造物、その他の身近な歴史地区など
	③：身近な伝説地	伝説・伝承の舞台となった水辺や緑、文学作品の対象となった水辺や緑、伝説・伝承や文学作品に登場する構造物、その他の身近な伝説地など
	④：自慢できる自然物	巨木・名木（林）、巨石（岩）、地形・景観、洞穴（鍾乳洞）
レク (身近な野外レクリエーション空間)	①：身近な散策休憩地	身近な広場・公園、花見の場、遊歩道、散策路、ハイキングの場、遠足の場など
	②：身近な景勝地	郷土の展望地、身近な名勝・地形など
	③：身近な保養地	身近な湯治場、地域住民が日常的に利用する温泉など、森林浴の場
	④：身近な自然探勝地	身近な昆虫採集の場、野鳥観察の場、野草等植物観察の場、山菜採りの場、きのこ採りの場、魚釣りの場、潮干狩りの場など
	⑤：身近な野外活動地	地域住民が日常的に利用するスキーの場、キャンプ場、身近な広場、サイクリングロード、ボート遊びの場など

出典：「岩手県自然環境保全指針」（岩手県 HP、閲覧：令和 8 年 1 月）



凡 例

- 対象事業実施区域
- 行政界
- 身近な自然

注) 図中の番号は、表 3.2-55(1)と対応する。
出典:「岩手県自然環境保全指針」(岩手県 HP、閲覧: 令和 8 年 1 月)

この地図は、国土地理院発行の 1:25,000 地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。



1:50,000

0 0.5 1 2km

図 3.2-15 身近な自然の位置図

(9) 風致地区

「都市計画法」では、都市の風致を維持するため、風致地区内における建築物の建築等の行為に対して、市町村長等の許可を受けなければならないものとしている。

対象事業実施区域及びその周囲には、「都市計画法」に基づく風致地区に指定されている地域はない。

(10) ラムサール条約湿地

対象事業実施区域及びその周囲には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（ラムサール条約）（昭和55年9月 条約第28号）により指定された湿地の区域はない。

3. 災害防止関係法令等

災害防止関係に関する法令では、「森林法」に基づく各種保安林、「地すべり等防止法」（昭和47年7月 法律第57号）に基づく地すべり防止区域等を指定し、各種行為を規制している。

災害防止関係の主な法令等と本事業との関連性の有無は、表 3.2-56に示すとおりである。

表 3.2-56 災害防止関係の主な法令

法令名	定められている事項	本事業との 関連性
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	無
砂防法	砂防指定地	無
地すべり等防止法	地すべり防止区域	無
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	無
森林法	保安林	無
河川法	河川区域	無
水防法	洪水浸水想定区域	無
火山災害警戒地域	火山災害警戒区域	有

(1) 土砂災害警戒区域等

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年5月 法律第57号）に基づく、土砂災害警戒区域等の指定状況は図 3.2-16に示すとおりである。

対象事業実施区域内には、土砂災害警戒区域等の指定はない。

(2) 砂防指定地

対象事業実施区域及びその周囲には、「砂防法」（明治30年3月 法律第29号）に基づく、砂防指定地の指定はない。

(3) 地すべり防止区域

「地すべり等防止法」に基づく地すべり防止区域の指定状況は図 3.2-17に示すとおりである。

対象事業実施区域内には、地すべり防止区域の指定はない。

(4) 急傾斜地崩壊危険区域

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和44年 7 月 法律第57号）に基づく、急傾斜地崩壊危険区域の指定状況は図 3. 2-17に示すとおりである。

対象事業実施区域内には、急傾斜地崩壊危険区域の指定はない。

(5) 保安林

「森林法」に基づく、保安林の指定状況は図 3. 2-17に示すとおりである。

対象事業実施区域内には、保安林の指定はない。

(6) 河川区域

対象事業実施区域及びその周囲を流れる北上川、雫石川、諸葛川、木賊川及び南川に「河川法」（昭和39年 7 月 法律第167号）に基づく河川区域が指定されている。

河川区域が指定されている河川は、図 3. 2-18に示すとおりである。

(7) 洪水浸水想定区域

「水防法」（昭和24年 6 月 法律第193号）に基づく、洪水浸水想定区域は図 3. 2-19に示すとおりである。

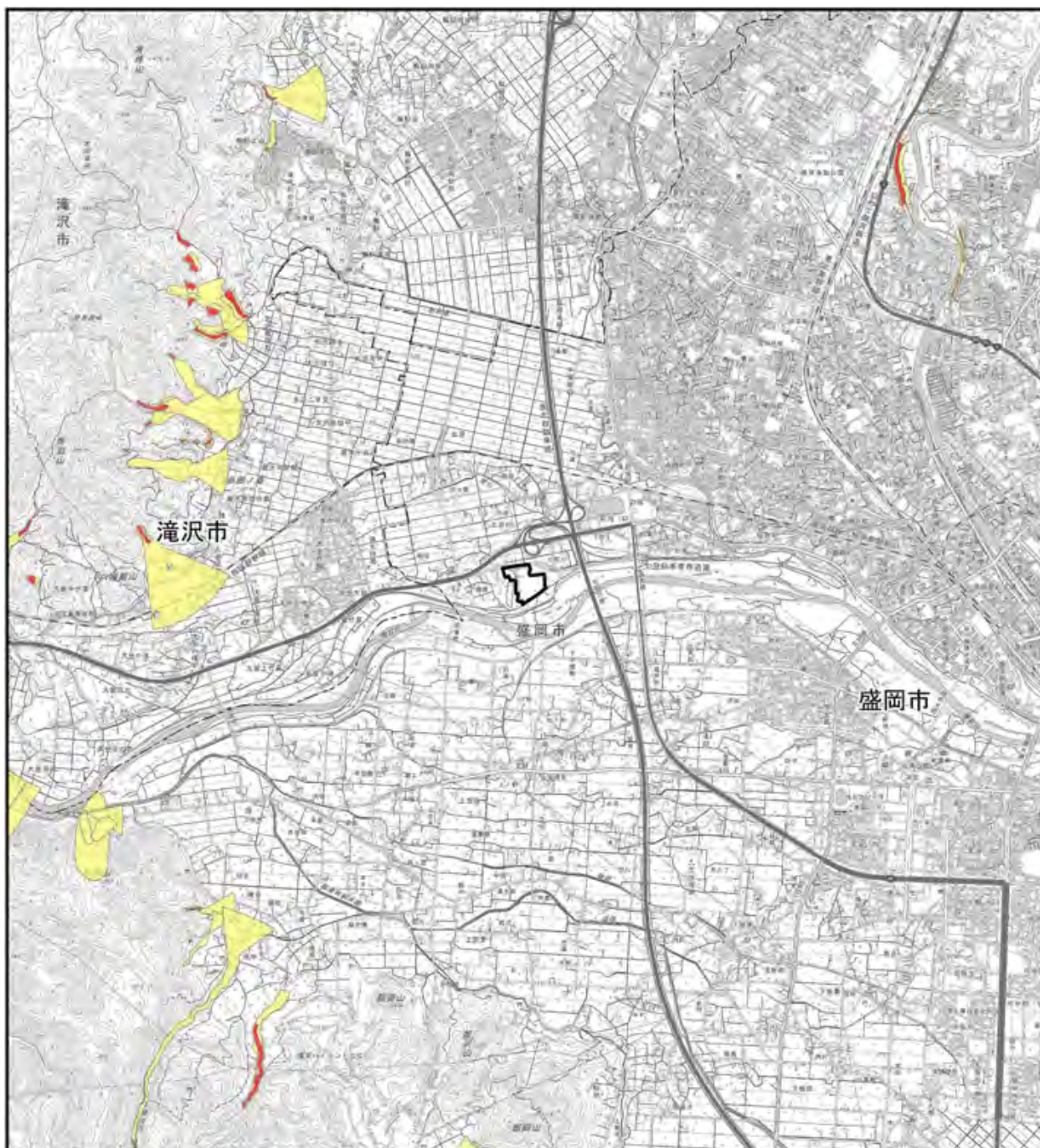
対象事業実施区域には、洪水浸水想定区域の指定はない。

(8) 火山災害警戒地域

対象事業実施区域が位置する盛岡市及び滝沢市の全域が「活動火山対策特別措置法」（昭和48年 7 月 法律第61号）に基づく、岩手山の火山災害警戒地域に指定されている。

岩手山が噴火した場合の災害予想区域は、図 3. 2-20に示すとおりである。

対象事業実施区域は、災害予想区域には含まれていない。

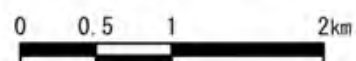


凡 例

- 対象事業実施区域
- 行政界
- 土砂災害特別警戒区域
- 土砂災害警戒区域



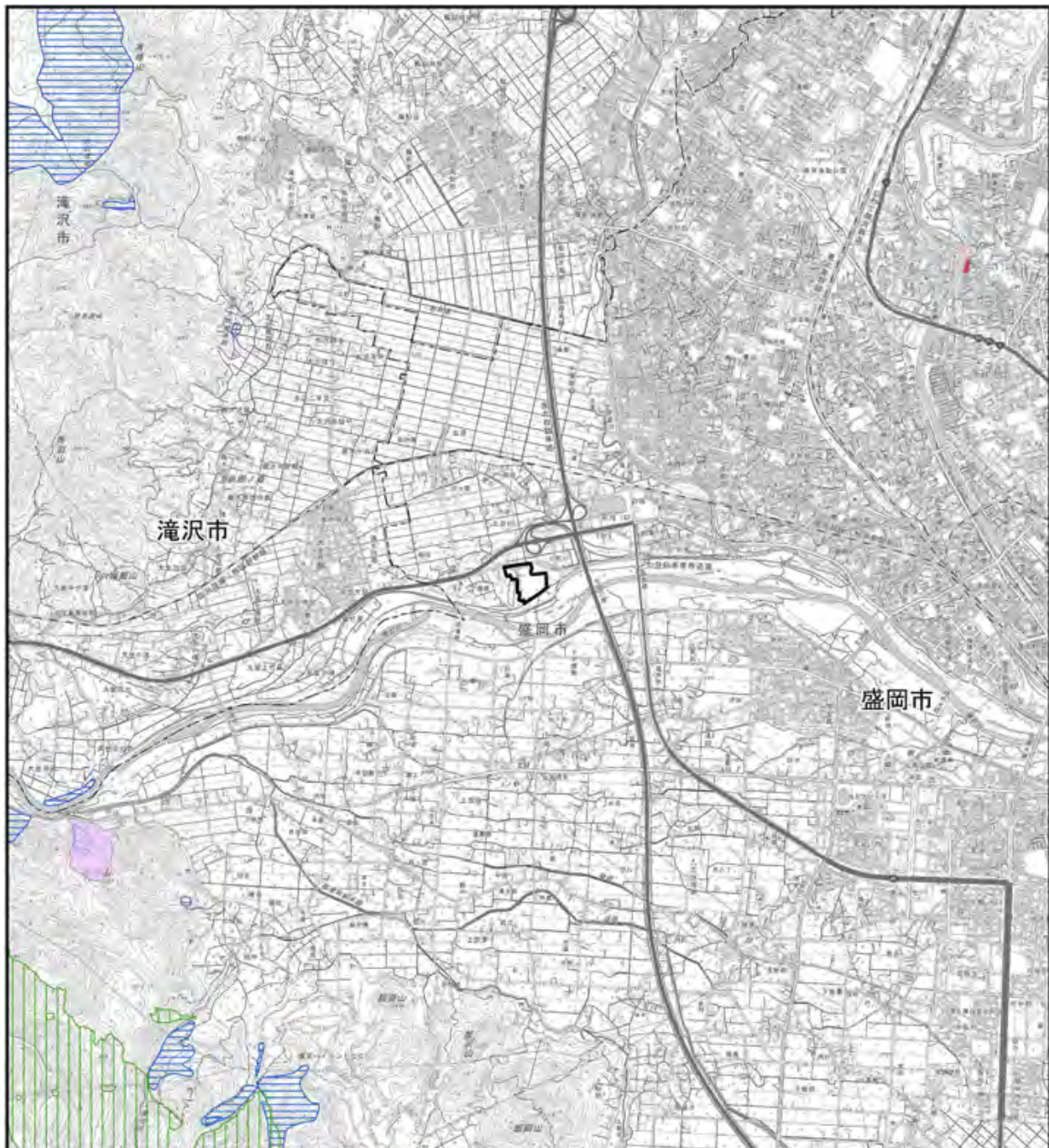
1:50,000



出典：「いわてデジタルマップ」（岩手県 HP、閲覧：令和 8 年 1 月）

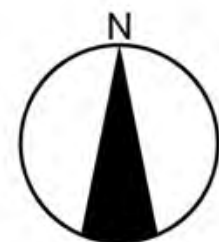
この地図は、国土地理院発行の 1:25,000 地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。

図 3.2-16 土砂災害警戒区域等の指定状況

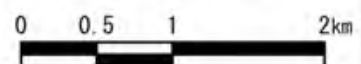


凡 例

- | | |
|--|--|
|  対象事業実施区域 |  地すべり防止区域 |
|  行政界 |  急傾斜地崩壊危険区域 |
| |  保安林 (国有林) |
| |  保安林 (民有林) |



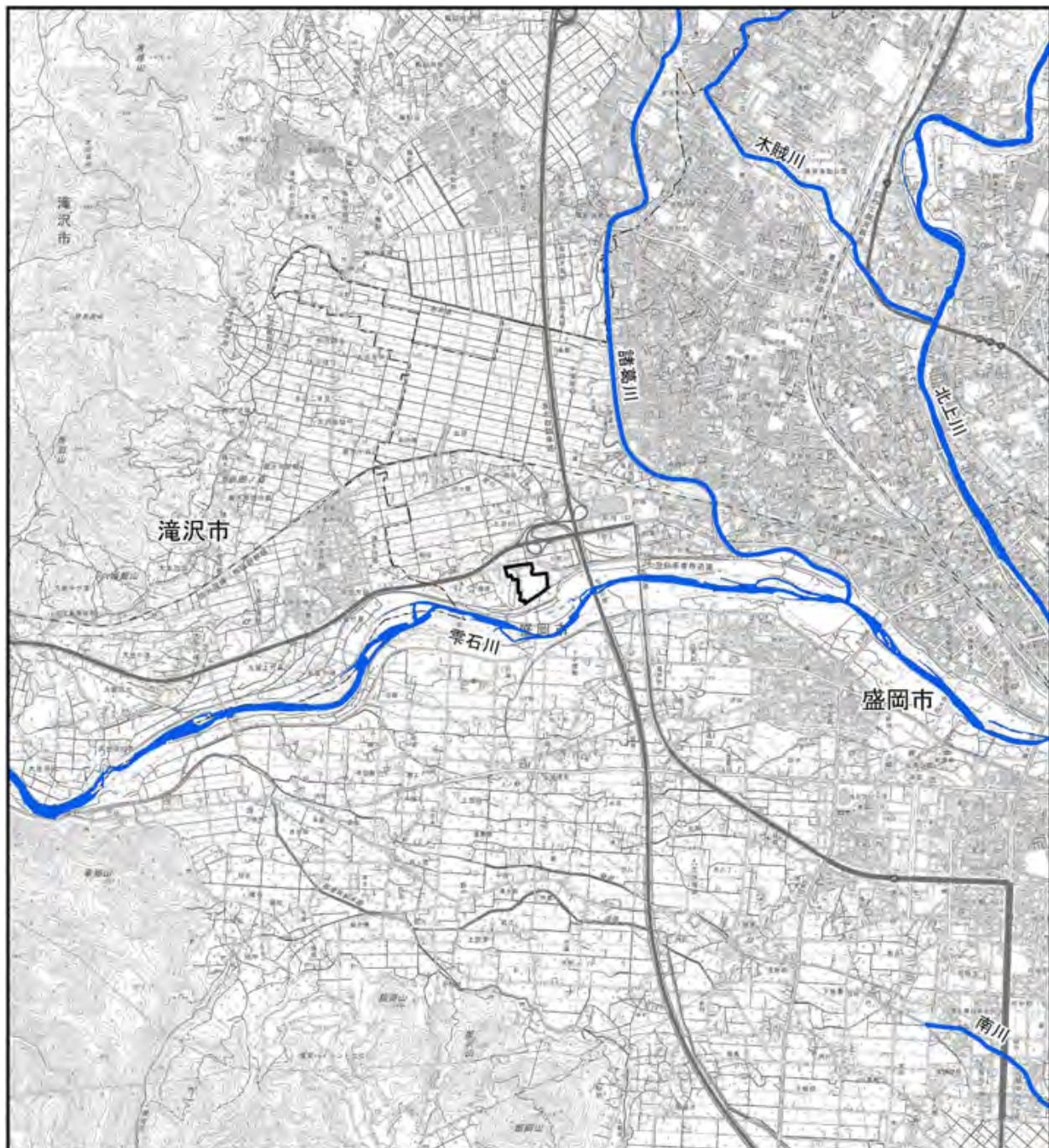
1:50,000



出典：「いわてデジタルマップ」（岩手県 HP、閲覧：令和 8 年 1 月）
「環境アセスメントデータベース EADAS」（環境省 HP、閲覧：令和 8 年 1 月）

この地図は、国土地理院発行の 1：25,000 地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。

図 3.2-17 地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び保安林の状況

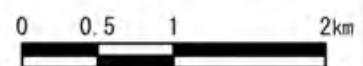


凡 例

- 対象事業実施区域
- 行政界
- 河川区域が指定されている河川



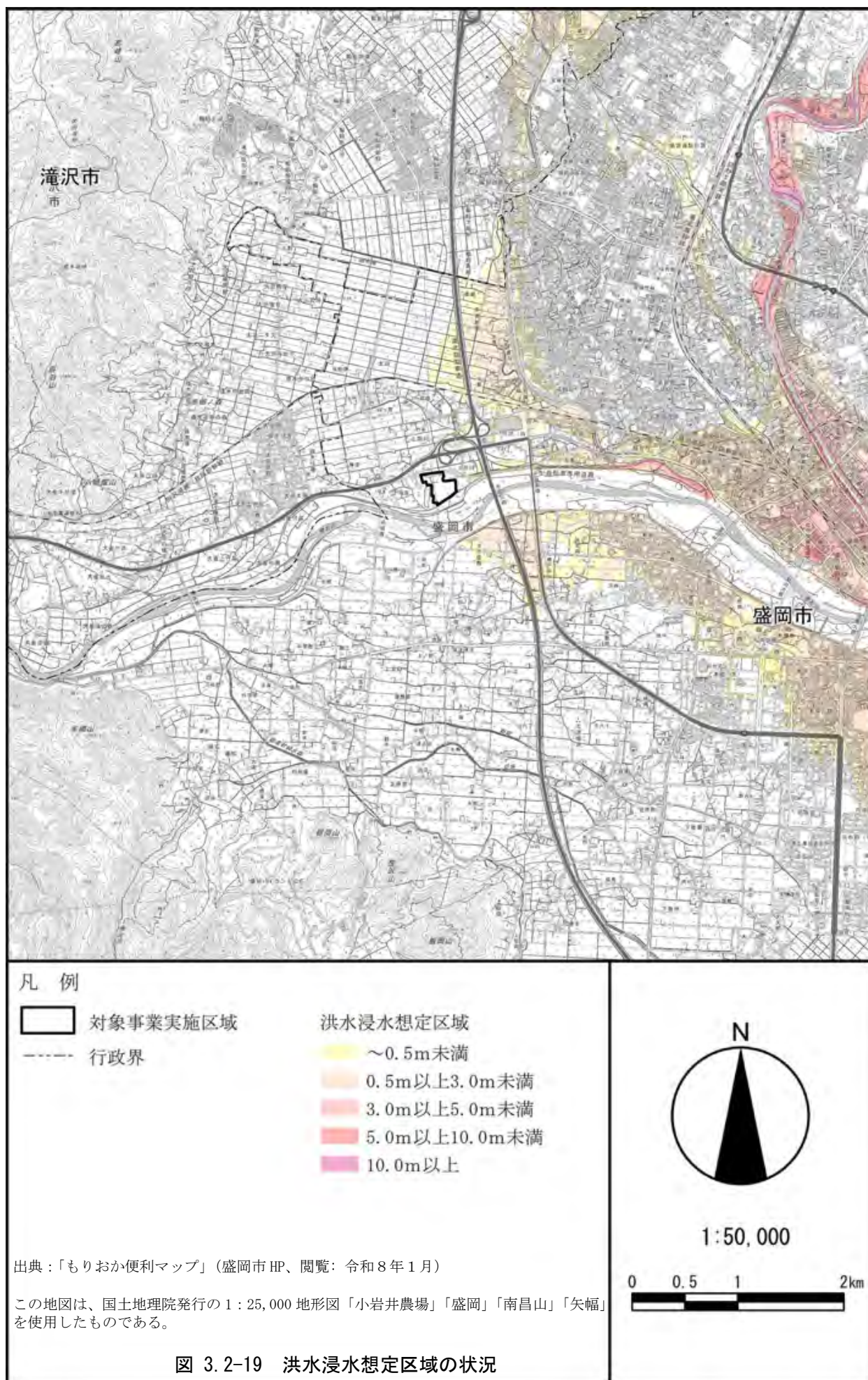
1:50,000

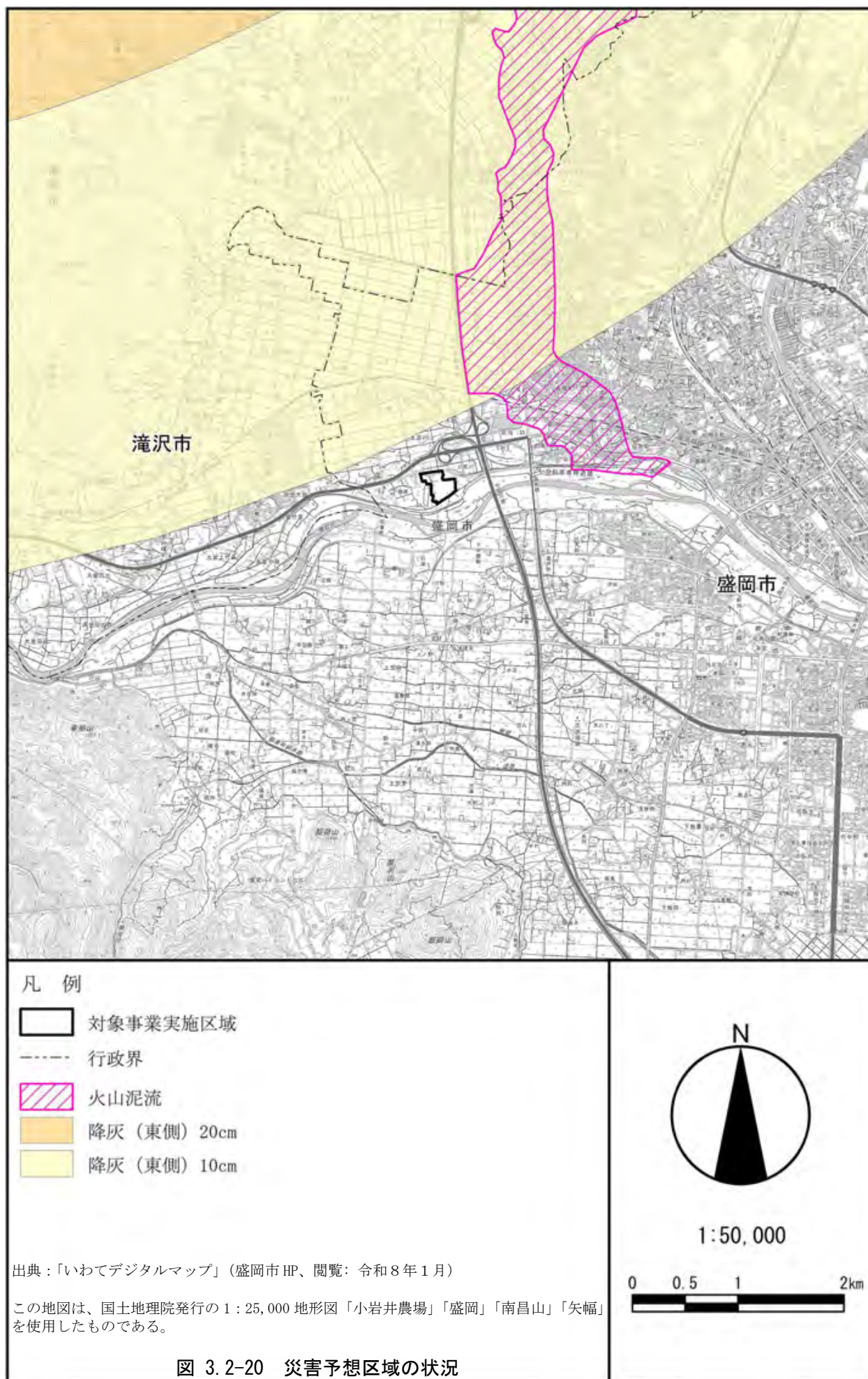


出典：「いわてデジタルマップ」（岩手県 HP、閲覧：令和 8 年 1 月）

この地図は、国土地理院発行の 1：25,000 地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。

図 3.2-18 河川区域が指定されている河川





4. 文化財関係法令

(1) 史跡・名勝・天然記念物

対象事業実施区域及びその周囲における史跡・名勝・天然記念物の指定状況は表 3.2-57に、位置は図 3.2-21に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲には、国指定 1 件、県指定 2 件、市指定 7 件の史跡・名勝・天然記念物が存在する。

なお、対象事業実施区域内には、史跡・名勝・天然記念物は存在しない。

表 3.2-57 史跡・名勝・天然記念物の指定状況

番号	市名	区分	名称	種別	所在地	指定年月日
1	盛岡市	国指定	志波城跡	史跡	下太田方八丁ほか	昭和59年 9 月 14 日
2		県指定	大館町遺跡	史跡	大新町10-11ほか	平成12年11月24日
3		市指定	高館古墳	史跡	上飯岡 9 地割33	昭和48年 7 月 20 日
4			宰郷のケヤキ	天然記念物	上太田細工 4	昭和47年11月22日
5			大宮神社のモミ	天然記念物	本宮字大宮51	昭和47年11月22日
6			薬師神社のクロビ	天然記念物	猪去上平89	昭和56年 7 月 1 日
7	滝沢市	県指定	雫石街道 日向一里塚	史跡	大釜中道131- 4	昭和44年 6 月 6 日
8		市指定	餓死供養塔	史跡	鶴飼狐洞96番地	昭和42年 3 月 1 日
9			八幡館山遺跡	史跡	大釜白山50-21ほか	平成22年 3 月 29 日
10			田村神社のスギ・カツラ	天然記念物	篠木上篠木12番地	昭和42年 3 月 1 日

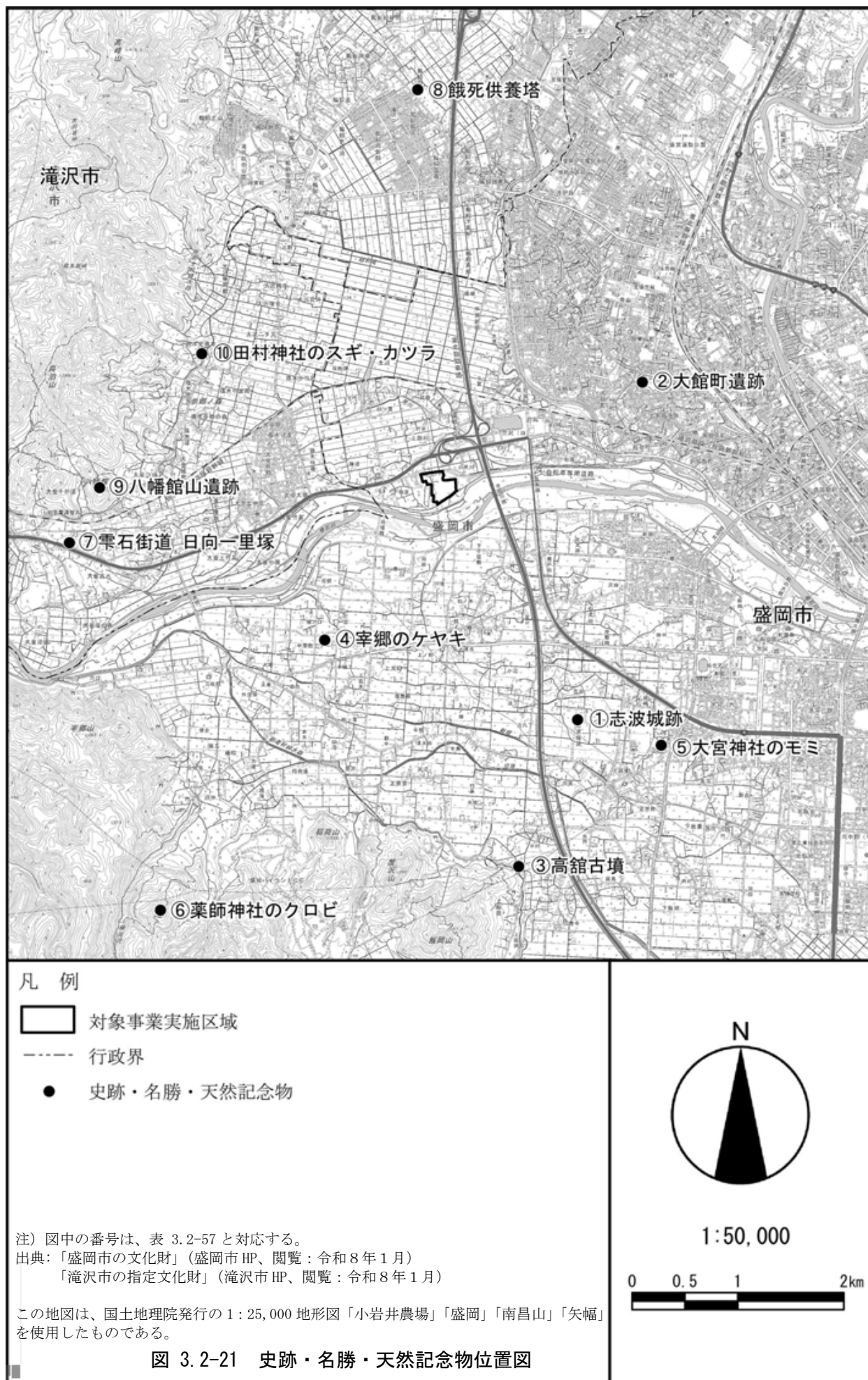
出典：「盛岡市の文化財」（盛岡市 HP、閲覧：令和 8 年 1 月）
「滝沢市の指定文化財」（滝沢市 HP、閲覧：令和 8 年 1 月）

(2) 埋蔵文化財包蔵地

対象事業実施区域及びその周囲における埋蔵文化財包蔵地の位置は、図 3.2-22に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲には、埋蔵文化財包蔵地が点在している。

なお、対象事業実施区域内には、周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しない。



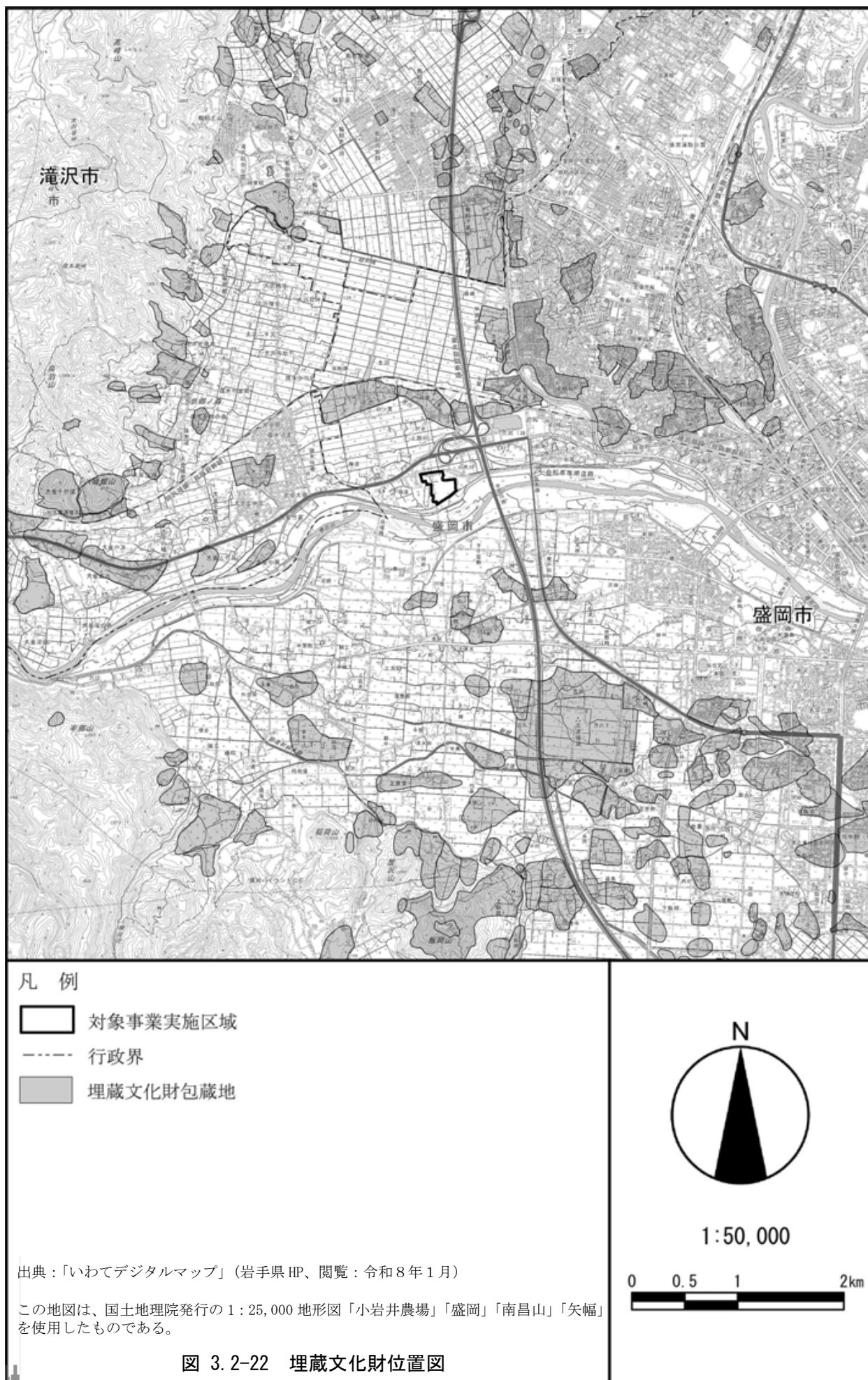


図 3.2-22 埋蔵文化財位置図

(3) 指定文化財

対象事業実施区域及びその周囲における指定文化財の指定状況は表 3.2-58に、位置は図 3.2-23に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲には、国指定 1 件、市指定 1 件の指定文化財が存在する。

なお、対象事業実施区域内には、指定文化財は存在しない。

表 3.2-58 指定文化財の指定状況

番号	市名	区分	名称	種別	所在地	指定年月日
1	盛岡市	国指定	岩手大学農学部 (旧盛岡高等農林学校) 旧本館／門番所	建造物	上田三丁目18-8	平成6年7月12日
2		市指定	原敬生家	建造物	本宮四丁目38-25	平成7年4月26日

注) 対象事業実施区域周囲の滝沢市域には、指定文化財は存在しない。

出典：「盛岡市の文化財」(盛岡市HP、閲覧：令和8年1月)



凡 例

- 対象事業実施区域
- 行政界
- 指定文化財

注) 図中の番号は、表 3.2-58 と対応する。
 出典: 「盛岡市の文化財」(盛岡市 HP、閲覧: 令和 8 年 1 月)

この地図は、国土地理院発行の 1:25,000 地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。



1:50,000

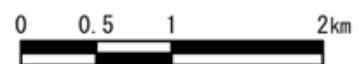


図 3.2-23 指定文化財位置図

3.2.8 一般廃棄物処理の状況

1. 廃棄物処理の状況

当組合の構成市町（盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町及び矢巾町の8市町）における令和5年度の廃棄物の収集・処理状況は表 3.2-59に、盛岡市及び滝沢市における過去5年間（令和元年度～令和5年度）の廃棄物の収集・処理状況の推移は、表 3.2-60及び図 3.2-24に示すとおりである。

盛岡市の総排出量及び一人1日当たりの排出量はやや減少傾向となっており、滝沢市は概ね横ばい傾向となっている。

表 3.2-59 廃棄物の収集・処理状況（令和5年度）

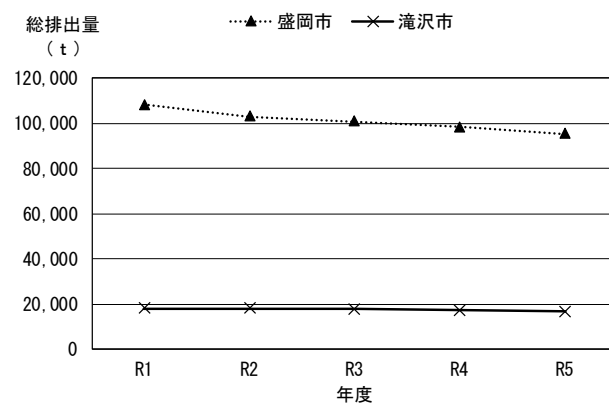
市名	盛岡市	八幡平市	滝沢市	雫石町	葛巻町	岩手町	紫波町	矢巾町
人 口（人）	280,851	23,611	54,988	15,378	5,484	11,942	32,937	26,377
総排出量（t）	95,303	9,455	16,561	6,352	1,638	3,602	9,105	10,439
うち生活系廃棄物（t）	59,974	6,576	13,091	4,343	1,194	2,830	6,813	6,100
うち事業系廃棄物（t）	35,329	2,879	3,470	2,009	444	772	2,292	4,339
一人1日当たりの排出量（g）	927	1,094	823	1,129	816	824	755	1,081
資源化量（t）	14,273	929	3,596	1,354	442	549	1,901	2,031
リサイクル率（%）	15.0	9.8	21.7	21.3	27.0	15.2	20.9	19.5

出典：「令和5年度市町村別データ」（岩手県 HP、閲覧：令和8年1月）

表 3.2-60 廃棄物の収集・処理状況の推移（令和元年度～令和5年度）

区分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
市名	盛岡市	滝沢市	盛岡市	滝沢市	盛岡市	滝沢市	盛岡市	滝沢市	盛岡市	滝沢市
人 口（人）	288,618	55,422	287,284	55,524	285,680	55,668	283,566	55,377	280,851	54,988
総排出量（t）	108,210	17,953	102,970	17,909	100,902	17,701	98,375	17,257	95,303	16,561
うち生活系廃棄物（t）	66,765	14,223	66,661	14,264	65,263	14,052	63,127	13,758	59,974	13,091
うち事業系廃棄物（t）	41,445	3,730	36,309	3,645	35,639	3,649	35,248	3,499	35,329	3,470
一人1日当たりの排出量（g）	1,024	885	982	884	968	871	950	854	927	823
資源化量（t）	16,889	4,613	16,181	4,433	15,807	3,913	15,103	3,752	14,273	3,596
リサイクル率（%）	15.6	25.7	15.7	24.8	15.6	22.1	15.4	21.7	15.0	21.7

出典：「令和5年度市町村別データ」（岩手県 HP、閲覧：令和8年1月）



出典：「令和5年度市町村別データ」（岩手県HP、閲覧：令和8年1月）

図 3.2-24 廃棄物の収集・処理状況の推移（令和元年度～令和5年度）

2. 一般廃棄物処理施設の状況

当組合の構成市町（盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町及び矢巾町の８市町）における一般廃棄物処理施設の状況は、表 3.2-61に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域及びその周囲には、一般廃棄物処理施設は存在しない。

表 3.2-61 一般廃棄物処理施設の状況

市町名	施設の種別	名称	住所
盛岡市	ごみ焼却施設	盛岡市クリーンセンター	盛岡市上田小鳥沢148-25
	リサイクル施設	盛岡市リサイクルセンター	盛岡市川又字大日向 32- 5
	最終処分場		
	最終処分場	盛岡市玉山廃棄物処分場	盛岡市大字門前寺字越戸76-22
	し尿処理施設	滝沢処理センター	滝沢市大崎 94-194
八幡平市	ごみ焼却施設	八幡平市清掃センター	八幡平市野駄27-621
	リサイクル施設		
	最終処分場	八幡平市一般廃棄物最終処分場	八幡平市松尾 1 -808
滝沢市	ごみ焼却施設	滝沢清掃センター	滝沢市大石渡332- 2
	リサイクル施設		
	し尿処理施設	滝沢処理センター	滝沢市大崎 94-194
雫石町	ごみ焼却施設	滝沢清掃センター	滝沢市大石渡332- 2
	リサイクル施設		
	リサイクル施設	雫石リサイクルセンター	雫石町七ツ森 16-81
	し尿処理施設	滝沢処理センター	滝沢市大崎 94-194
葛巻町	ごみ焼却施設	葛巻町清掃センター（乱吉沢）	葛巻町葛巻 7-10
	最終処分場	一般廃棄物最終処分場	葛巻町葛巻 7-18-47
岩手町	ごみ焼却施設	岩手・玉山清掃事業所	盛岡市寺林字平森 54-54
	リサイクル施設		
	最終処分場	一般廃棄物最終処分場	岩手町五日市 9-84-58
紫波町	ごみ焼却施設	盛岡・紫波地区環境施設組合清掃センター	矢巾町西徳田第 12 地割 168- 2
	リサイクル施設		
矢巾町	ごみ焼却施設	盛岡・紫波地区環境施設組合清掃センター	矢巾町西徳田第 12 地割 168- 2
	リサイクル施設		

出典：「ごみ・リサイクル」（盛岡市 HP、閲覧：令和 8 年 1 月）
「施設について」（滝沢・雫石環境組合 HP、閲覧：令和 8 年 1 月）
「施設概要」（盛岡地区衛生処理組合 HP、閲覧：令和 8 年 1 月）
「清掃センター」（雫石町 HP、閲覧：令和 8 年 1 月）
「ごみ収集・処理」（八幡平市 HP、閲覧：令和 8 年 1 月）
「環境衛生施設」（葛巻町 HP、閲覧：令和 8 年 1 月）
「一般廃棄物処理施設」（岩手町 HP、閲覧：令和 8 年 1 月）
「第三次岩手県循環型社会形成推進計画（案）」（岩手県 HP、閲覧：令和 8 年 1 月）
「ごみの搬入」（盛岡・紫波地区環境施設組合 HP、閲覧：令和 8 年 1 月）

空白